

死因究明等推進計画検討会（第2回）

日 時 令和2年9月 11 日(金)14:00～17:00

場 所 AP 新橋 3階 会議室 A

（オンライン開催）

議事次第

○ 開会

○ 議事

1. 死因究明等の推進に係る施策の取組状況等について

（関係省庁からヒアリング）

2. その他

○ 閉会

<配付資料>

資料1 死因究明等推進計画及び関係施策の検討の進め方について(案)

資料2 厚生労働省資料

資料3 法務省資料

資料4 文部科学省資料

資料5 海上保安庁資料

資料6 警察庁資料

資料7 総務省行政評価局資料

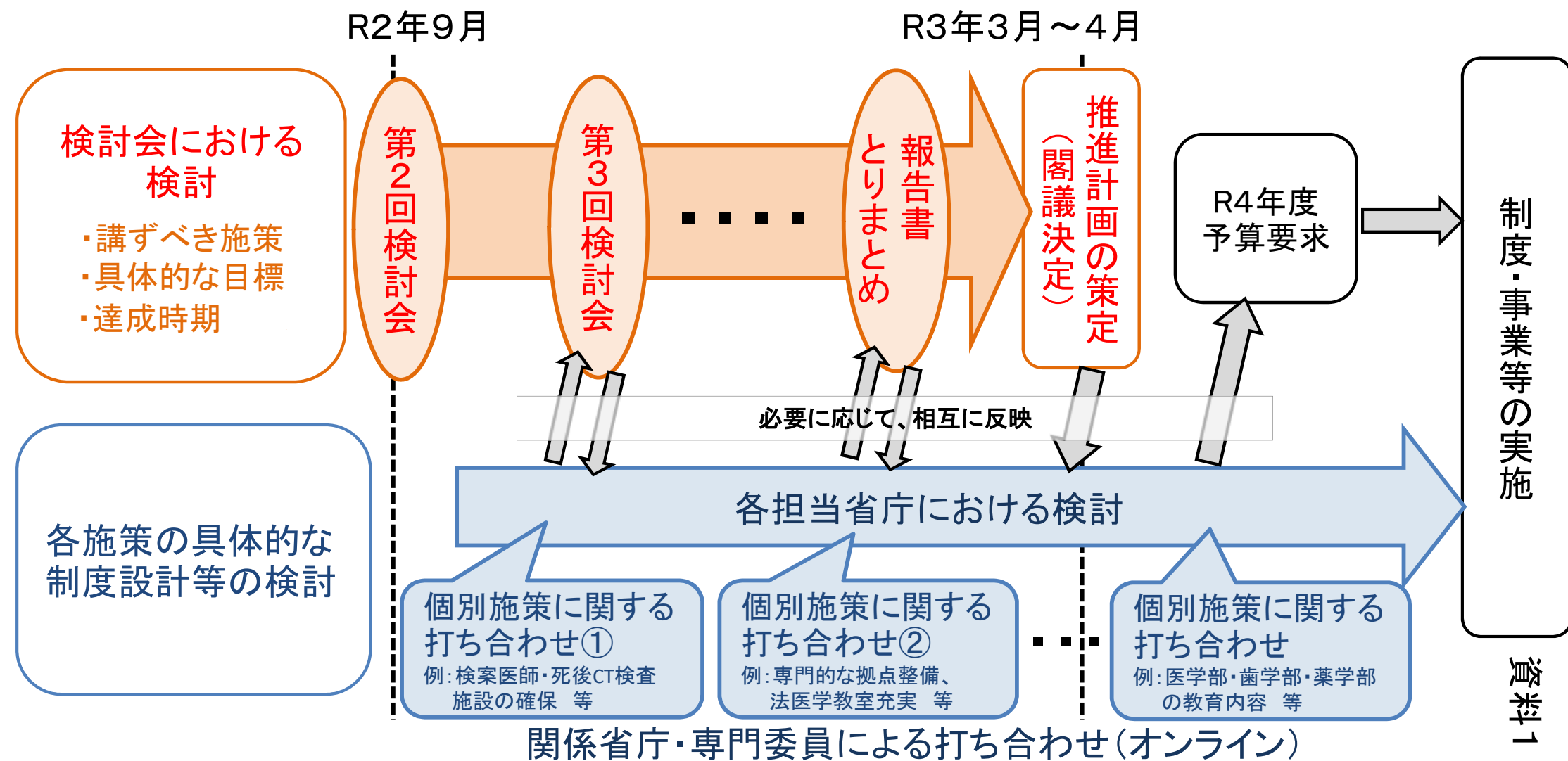
<参考資料>

参考資料1 現行の死因究明等推進計画に掲げられる各施策についての取組状況
(令和2年3月末時点)

参考資料2 死因究明等推進施策関係予算状況調べ(平成 27 年度以降)

死因究明等推進計画及び関係施策の検討の進め方について(案)

- 死因究明等推進計画は、死因究明等推進基本法の規定により「講ずべき施策」とその「具体的な目標」「達成時期」を提示することが求められており、年度内にこの基となる報告書を取りまとめる予定。
- 一方で、各施策の具体的な制度設計等の内容については、推進計画の本文に詳細を記載することは困難であることから、関係省庁において検討を進める中で、検討会委員(＝推進本部の専門委員)から個別にご意見を伺う機会を設け、最終的な事業実施につなげることにしたい。



死因究明等に関する施策の 推進状況について

令和2年9月11日
厚生労働省

厚生労働省が行う死因究明等の推進に関する施策

基本法における基本理念

(基本理念)

第三条 死因究明等の推進は、次に掲げる死因究明等に関する基本的認識の下に、死因究明等が地域にかかわらず等しく適切に行われるよう、死因究明等の到達すべき水準を目指し、死因究明等に関する施策について達成すべき目標を定めて、行われるものとする。

- 一 死因究明が死者の生存していた最後の時点における状況を明らかにするものであることに鑑み、死者及びその遺族等の権利利益を踏まえてこれを適切に行うことが、生命の尊重と個人の尊厳の保持につながるものであること。
- 二 死因究明の適切な実施が、遺族等の理解を得ること等を通じて人の死亡に起因する紛争を未然に防止し得るものであること。
- 三 身元確認の適切な実施が、遺族等に死亡の事実を知らせること等を通じて生命の尊重と個人の尊厳の保持につながるものであるとともに、国民生活の安定及び公共の秩序の維持に資するものであること。
- 四 死因究明等が、医学、歯学等に関する専門的科学的知見に基づいて、診療において得られた情報も活用しつつ、客観的かつ中立公正に行われなければならないものであること。

- 2 死因究明の推進は、高齢化の進展、子どもを取り巻く環境の変化等の社会情勢の変化を踏まえつつ、死因究明により得られた知見が疾病の予防及び治療をはじめとする公衆衛生の向上及び増進に資する情報として広く活用されることとなるよう、行われるものとする。
- 3 死因究明の推進は、災害、事故、犯罪、虐待その他の市民生活に危害を及ぼす事象が発生した場合における死因究明がその被害の拡大及び予防可能な死亡である場合における再発の防止その他適切な措置の実施に寄与することとなるよう、行われるものとする。

厚生労働省の施策の目的



厚生労働省は、特に以下の観点から死因究明に関する施策を実施している

- ✓ 医学、歯学等に関する専門的科学的知見の活用
- ✓ 公衆衛生の向上及び増進に資する情報の活用
- ✓ 市民生活に危害を及ぼす事象の被害の拡大及び予防可能な死亡である場合における再発の防止等

死因究明等体制の推進に向けた支援（平成27年度以降）

（単位：百万円）

事業名	平成27年度 予算額	平成28年度 予算額	平成29年度 予算額	平成30年度 予算額	令和元年度 予算額	令和2年度 予算額
総 額	176.9	153.3	151.8	236.8	250.5	296.1
異状死死因究明支援事業	126.5	107.5	107.5	107.5	107.5	107.5
異状死死因究明支援事業等に関する検証事業	3.8	3.8	3.8	48.9	40.7	40.8
死体検案講習会費	23.2	19.5	19.5	19.5	19.5	19.5
死亡時画像読影技術等向上研修	11.2	11.2	11.2	11.2	11.2	11.2
監察医制度の在り方に関する検討会費	0.6	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
死体検案医を対象とした死体検案相談事業	—	—	—	36.5	36.5	36.5
災害歯科保健医療チーム養成支援事業	—	—	—	3.6	3.6	5.4
歯科診療情報の標準化に関する実証事業	11.6	10.8	—	—	—	—
歯科情報の利活用及び標準化普及事業	—	—	9.3	9.1	—	—
歯科情報の利活用推進事業	—	—	—	—	31.0	15.3
予防のための子どもの死亡検証 (Child Death Review)体制整備モデル事業	—	—	—	—	—	59.4
死亡時画像診断システム等整備事業	※ 医療施設等設備整備費補助金及び医療施設等施設設備費補助金の内数					

異状死死因究明支援事業

目 的

- 異状死に係る死因究明のための取組みを行っている都道府県に対し、行政解剖や死亡時画像診断に係る経費について財政的支援を行うことにより、死因究明の体制づくりを推進すること。

事業内容

- ① 法医学教室との連携等により、都道府県の判断で解剖を実施
※「警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律」第6条の規定に基づき実施する解剖を除く。
- ② CTやMRIを活用した死亡時画像診断の実施
- ③ 関係機関・団体等が参加する死因究明等推進地方協議会の開催に必要な経費（旅費、謝金、会議費等）の財政的支援

補助実績

平成26年度	23都府県（青森、宮城、秋田、山形、茨城、栃木、群馬、千葉、東京、愛知、滋賀、京都、大阪、兵庫、和歌山、鳥取、岡山、山口、佐賀、長崎、熊本、宮崎、沖縄）
平成27年度	25都道府県（北海道、青森、宮城、秋田、福島、茨城、栃木、埼玉、千葉、東京、福井、岐阜、愛知、三重、滋賀、京都、兵庫、鳥取、岡山、山口、高知、長崎、熊本、宮崎、沖縄）
平成28年度	28都道府県（北海道、青森、宮城、秋田、福島、茨城、群馬、埼玉、千葉、東京、新潟、福井、岐阜、愛知、三重、滋賀、京都、兵庫、岡山、山口、徳島、愛媛、高知、福岡、佐賀、長崎、宮崎、沖縄）
平成29年度	22都府県（青森、福島、茨城、群馬、千葉、東京、新潟、福井、岐阜、愛知、三重、滋賀、大阪、兵庫、岡山、山口、徳島、愛媛、高知、福岡、長崎、沖縄）
平成30年度	26都府県（青森、秋田、山形、茨城、群馬、千葉、東京、神奈川、新潟、福井、岐阜、愛知、三重、滋賀、大阪、兵庫、鳥取、岡山、山口、徳島、愛媛、高知、福岡、佐賀、長崎、沖縄）
令和元年度	30都道府県（北海道、青森、秋田、山形、福島、茨城、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、福井、山梨、岐阜、愛知、三重、滋賀、大阪、兵庫、鳥取、岡山、山口、徳島、愛媛、高知、福岡、佐賀、長崎、沖縄）

異状死死因究明支援事業等に関する検証事業

- 異状死死因究明支援事業による死因究明体制の充実にとともに、一例ごとの死因診断の精度は確実に向上しつつあると思われるが、公衆衛生の観点からの死因究明については今後の課題となっており、①異状死死因究明支援事業で得られたデータをリアルタイムでデータベースに反映することに加え、②死亡診断書等を利用した分析を行う等、本検証事業の強化を図る必要がある。
- ※ 公衆衛生の観点からの死因究明は、次の3要素と密接な関係を有すると考えられている(平成28年度厚生労働科学研究「高齢化社会における死因究明の推進に関する研究」(研究代表者 今村聡 日本医師会副会長))。
- ・集団を対象とすること
 - ・傾向の変化を迅速に把握すること
 - ・集団への介入を行うこと

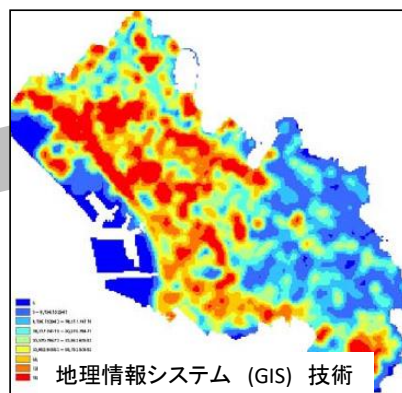
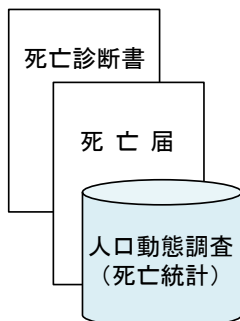
- ① 異状死死因究明支援事業の検証体制を強化
➢ 解剖や死亡時画像診断の情報を迅速に収集・分析

異状死死因究明支援事業のデータ
(解剖・死亡時画像診断実施例の情報)

登録システム等



- ② 「全ての死」を網羅的に把握・分析
➢ 公衆衛生の向上・増進(疾病の予防及び治療等)



【情報提供】

死因情報を地理的に解析し、地域における予防可能な死の傾向に関する情報を提供

情報提供

関係省庁・部局
都道府県等

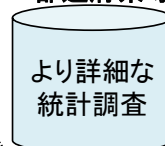


データ検証

名簿

1. 氏名
2. 死因
3. 保健所コード
-

関係省庁・部局
都道府県等



より詳細な
統計調査

【より詳細な統計調査への協力】

統計を作成するための調査に係る名簿を作成し提供

死体検案講習会

1. 目的

一般臨床医、警察医の死体検案能力の向上

2. 講習日程・内容

2日間



座学中心

- ・死体解剖保存法などの法律
- ・検案制度の国際比較
- ・死体検案書の書き方
- ・検案の実施方法など

現場での実習



監察医務院や各大学法医学教室
などにて現場実習

1日間



座学中心

- ・家族への対応について演習
- ・法医学教室でのスクーリング（実習）
を受けて症例報告

修了

【これまでの課題】

平成25年4月の死因・身元調査法の施行に伴い、警察署長に検査の実施及び解剖の実施を行う権限が付与されたが、これらの実施に当たっては法医学的知識をもった医師のスクリーニングがなければその適正な実施は見込めない。

【死因究明等推進計画】

厚生労働省においては、検案する医師の技術向上を図るため、医師を対象に専門的な死体検案研修を実施しているところ、今後は、厚生労働省及び日本医師会、関係学会等が連携して研修内容の充実を図り、5年後を目途に、原則、当該研修を修了した医師が警察等への立会い・検案を実施できるよう、検案に携わる医師の充実及び技術向上に努めていく。

【具体的な取組み】

○平成26年度以降

- ・日本医師会に委託し、全国複数箇所で開催
（平成25年度までは全国1箇所のみ）
- ・関係学会等と連携して、研修内容の更なる充実

修了者数実績（基礎は東京のみ）

平成26年度	基礎 93名	上級 122名	（東京・福岡・名古屋）
平成27年度	基礎 269名	上級 141名	（東京・仙台・大阪）
平成28年度	基礎 245名	上級 120名	（東京・福岡・名古屋）
平成29年度	基礎 296名	上級 82名	（東京・福岡）
平成30年度	基礎 202名	上級 115名	（東京・大阪）
令和元年度	基礎 176名	上級 87名	（東京・福岡）

死亡時画像読影技術等向上研修

【死亡時画像読影技術等向上研修】

- 異状死等の死因究明の推進を図るため、CT等を使用した死亡時画像の撮影、読影には特殊な技術や知識が必要となることから、放射線科医等の医師の読影技術や診療放射線技師の撮影技術等の向上を目的として研修を実施する。

(開催回数) 年1回(東京)

(受講期間) 2日間

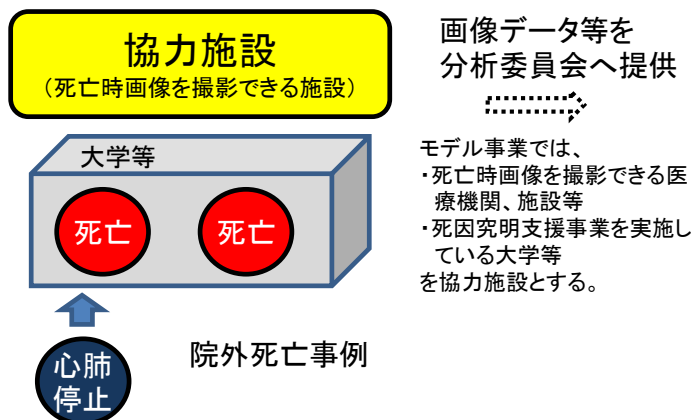
修了者数実績

平成26年度	医師 90名	診療放射線技師 105名
平成27年度	医師 106名	診療放射線技師 100名
平成28年度	医師 98名	診療放射線技師 84名
平成29年度	医師 122名	診療放射線技師 44名
平成30年度	医師 132名	診療放射線技師 56名
令和元年度	医師 52名	診療放射線技師 35名

【死亡時画像診断の有用性等の検証事業】

- 異状死死因究明支援事業で実施する死亡時画像診断の情報をモデル的に収集・分析し、死亡時画像診断の有用性等を検証する。また、検証結果を踏まえ、検索する医師の参考となるマニュアルを作成する。

(参考) 死亡時画像診断モデル事業のイメージ



分析体制

＜日本医師会に画像を分析し評価する組織を設置(分析委員会)＞
関係学会等の協力により、専門とする委員によって構成

- 医療機関から提供を受けた画像データや臨床データを踏まえて、死亡時画像診断の有用性について分析・評価を実施
- 専門家による評価によって、死亡時画像診断が有効な事例や条件などをとりまとめ、日本医師会が実施する研修の内容に反映

監察医制度の現状について

○ 東京区部、大阪等政令で定める地を管轄する都道府県知事は、死因不明の死体について、その解明のため監察医に検案、解剖させることができる。

○ 4都府県で監察医を設置し、検案・解剖を実施し死因究明を行っている。

● 死体解剖保存法（昭和24年法律第204号）第8条

政令で定める地を管轄する都道府県知事は、その地域内における伝染病、中毒又は災害により死亡した疑のある死体その他死因の明らかでない死体について、その死因を明らかにするため監察医を置き、これに検案をさせ、又は検案によっても死因の判明しない場合には解剖させることができる。但し、変死体又は変死の疑がある死体については、刑事訴訟法第二百二十九条の規定による検視があつた後でなければ、検案又は解剖させることができない。（以下略）

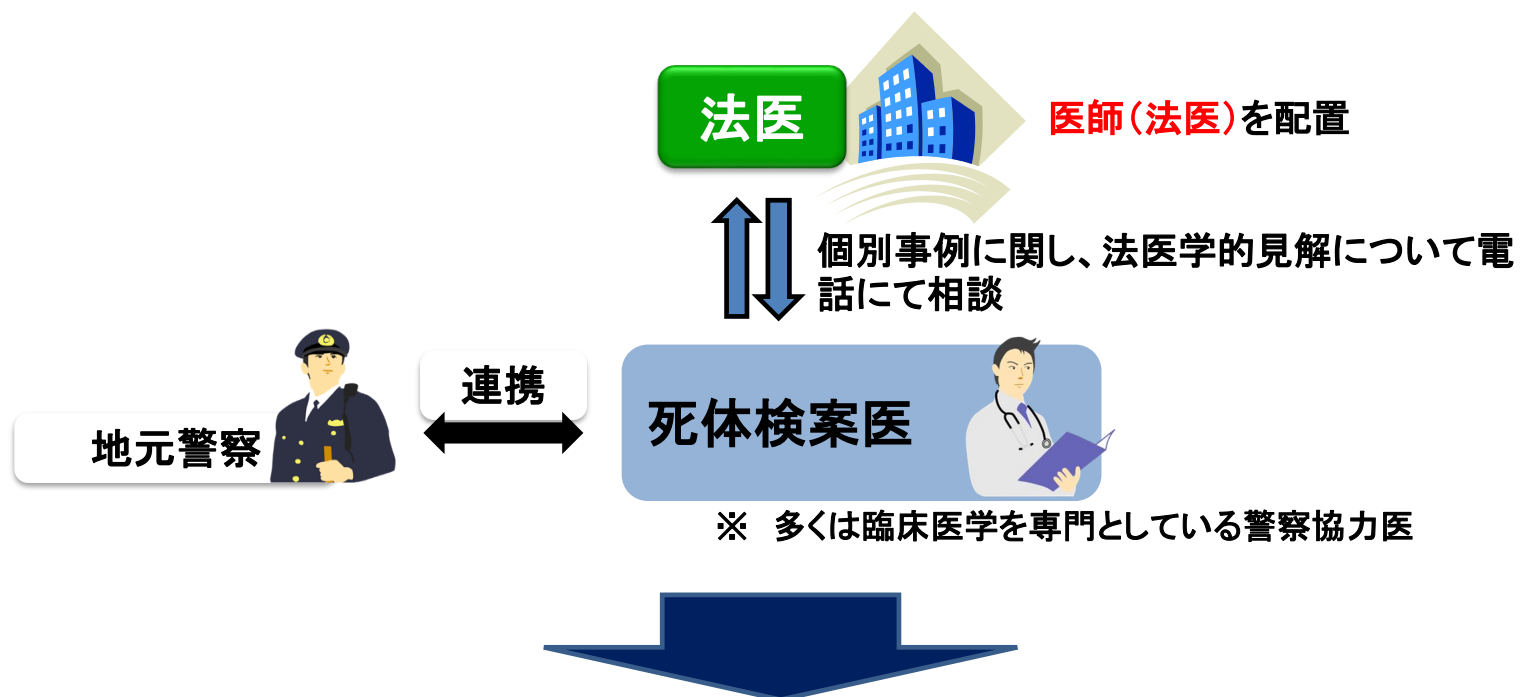
● 監察医を置くべき地域を定める政令（昭和24年政令第385号）

死体解剖保存法第8条第1項の規定に基づき、次の地域を定める。東京都の区の存する区域、大阪市、横浜市、名古屋市及び神戸市

都府県名	監察医 設置指定地域・実施状況		令和元年中の検案・解剖数 (括弧内は、平成23年中)		令和2年5月1日現在の監察医数 (括弧内は、平成24年4月1日現在)			遺族の検案・解剖の費用負担 (死体解剖保存法第8条に基づくもの)
			検案数	解剖数	常勤	非常勤	計	
東京都	東京23区	東京都監察医務院で 検案・解剖を実施	13,984 (13,937)	2,123 (2,624)	12 (12)	51 (49)	63 (61)	検案：なし(公費負担) 解剖：なし(公費負担) 検案書発行：1通目無料、 2通目から900円
神奈川県	横浜市	監察医制度を廃止 (平成27年3月31日)	(3,321)	(1,756)	(0)	(4)	(4)	
大阪府	大阪市	大阪府監察医事務所で 検案・解剖を実施	4,527 (4,825)	703 (1,287)	0 (0)	45 (44)	45 (44)	検案：なし(公費負担) 解剖：なし(公費負担) 検案書発行：20,000円 再発行：2,500円
愛知県	名古屋市	愛知県死因調査研究会 (※)に委託 (※県内4大学の法医に監察医を委 嘱して組織)	0 (6)	0 (6)	0 (0)	6 (5)	6 (5)	検案：なし(公費負担) 解剖：なし(公費負担) 検案書発行：遺族負担
兵庫県	神戸市	兵庫県監察医務室で 検案・解剖を実施	1,372 (1,668)	1,123 (1,094)	1 (1)	14 (15)	15 (16)	検案・解剖：15,000円 検案書発行：5,000円

死体検案医を対象とした死体検案相談事業

- 監察医制度のない地域では、死体検案医（多くは臨床医学を専門としている警察協力医）が死体検案を行っている。
- 現在の死因究明推進計画（平成26年）においては、**検案の実施体制の充実**が明記されており、死体検案医が死因判定等について悩んだ際に、法医（法医学を専門とする医師）に相談できる体制が必要。



- 死因判定の難しい検案において法医の意見を仰ぎ、より正確な死因判定が可能となれば、犯罪死体の見逃し防止のみならず、**我が国の死因統計の正確性が向上し、公衆衛生の向上に資する。**

歯科情報の利活用及び標準化普及事業と歯科情報の利活用推進事業概要

～H29年度

歯科診療情報の標準化に関する実証事業（H25～28年度）、歯科情報の利活用及び標準化普及事業（H29年度）

【経緯と成果】

- ① 口腔状態標準データセットを基に「口腔診査情報標準コード仕様」の策定を行った。
- ② ベンダー各社に「口腔診査情報標準コード仕様」を提供し、レセプトコンピューター用プログラム開発を行い、実装に向けた課題等を検証
- ③ 「口腔診査情報標準コード仕様」を用いたモデル事業を実施し、その実用性について検証
- ④ 「口腔診査情報標準コード仕様」の厚生労働省標準規格取得に向けた準備
- ⑤ 「口腔診査情報標準コード仕様」の新たな利活用方法について検討開始

H30年度

歯科情報の利活用及び標準化普及事業

- ・ モデル地区（「うすき石仏ねっと（大分県）」、「青洲リンク（和歌山県）」）において、歯科診療情報や歯科健診情報の「口腔診査情報標準コード仕様」による標準化の実用性について検証
- ・ 同モデル地区において当該コード仕様に基づき出力された歯科診療情報、後期高齢者検診等の検診データについて、地域医療ネットワーク内で患者横断的な検索について検討（机上検討も含む）
- ・ 日本歯科医師会から、当該コード仕様を医療情報標準化推進協議会（HELICS協議会）に提出
- ・ 厚生労働省標準規格取得の申請中

令和元年度

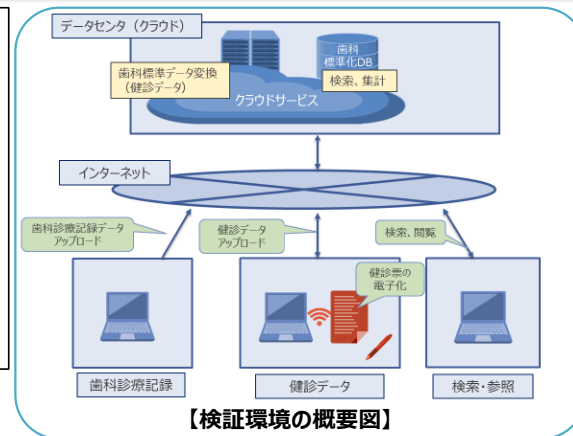
歯科情報の利活用推進事業

- ① 口腔診査情報標準コード仕様調査検証
 - ・ 当該コード仕様に準じた標準データで出力された歯科診療情報や歯科健診情報をクラウドサーバ（データベースを想定）上に収集
 - ・ 大規模災害の発生を想定し、外部環境からサーバにアクセスし、身元確認に有用か検討
 - ・ 実際にデータ収集・利活用する際の課題等について検証
- ② 歯科情報の新たな利活用に係る実証
 - ・ 歯科健診票（事業主健診、歯周疾患検診）の電子化及び当該コード仕様とのマッピングを実施
 - ・ 歯科医師や歯科関係ベンダを対象に、当該コード仕様による歯科情報標準化の意義や必要性等の周知を目的とした研修会を実施
 - ・ 全国周知を図るため、研修内容は日本歯科医師会ホームページに公開

令和元年度「口腔診査情報標準コード仕様調査検証」の概要

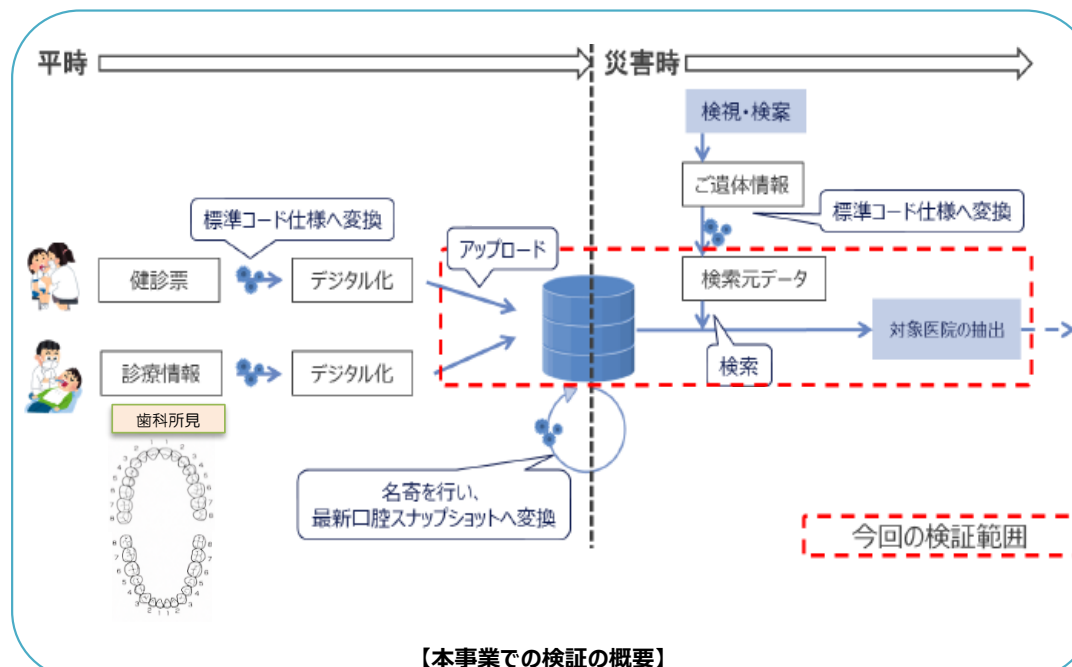
【検証内容】

- ・ 9地域の歯科診療情報や歯科健診情報を「口腔診査情報標準コード仕様」に標準化したデータ約2,000人分を生前データとして出力し、クラウドのデータベースに収集
- ・ 外部から、データベース内を検索できる環境を構築
- ・ 大規模災害時の身元確認を想定し、仮想死後データ※を検索条件として、生前データと識別率を検証
 - ※死後情報欠落などの外乱なし・ありを作成
- ・ 今後、実際にデータ収集・利活用する際の課題等について検証



【結果と今後の課題】

- ・ 外乱なしの場合、上位1%の調査により98%の人が識別可能、外乱ありの場合は識別率は低下
- ・ 歯科健診情報の場合、上位1%の調査により76%の人が識別可能
- ・ 大規模災害時の身元確認に利用するためには国民の悉皆データの収集が必要
- ・ 識別率をあげるためには、標準化された最新の歯科情報をバックアップし、日常的に、外部クラウド（データベース）へアップロードすることが必要
- ・ 外部クラウド（データベース）を身元確認時に利用するにあたり、歯科情報参照の権限の付与に関する検討が必要



予防のための子どもの死亡検証(Child Death Review)について

(1) 厚生労働科学研究費補助金(健やか次世代育成総合研究事業)

- H28～30「突然の説明困難な小児死亡事例に関する登録・検証システムの確立に向けた実現可能性の検証に関する研究」
(群馬県前橋赤十字病院 溝口史剛先生)
- H31～R3「わが国の至適なチャイルドデスレビュー制度を確立するための研究」
(名古屋大学医学部附属病院 沼口敦先生)

(2) 子どもの死因究明の推進に係る関係局プロジェクトチーム (平成29年10月17日付設置)

- 子ども家庭局審議官を座長、子ども家庭局母子保健課長及び医政局医事課長を副座長とする関係部局によるPTを設置

予防のための子どもの死亡検証(Child Death Review)体制整備モデル事業【新規】

(令和元年度予算) (令和2年度予算額)
0百万円 → 59百万円

- 予防のための子どもの死亡検証(Child Death Review(以下「CDR」という。))は、子どもが死亡した時に、複数の機関や専門家(医療機関、警察、消防、行政関係者等)が、子どもの既往歴や家族背景、死に至る直接の経緯等に関する様々な情報を基に死因調査を行うことにより、効果的な予防対策を導き出し予防可能な子どもの死亡を減らすことを目的とするもの。
- 今般、成育基本法や、死因究明等推進法の成立を踏まえ、一部の都道府県において、実施体制の整備をモデル事業として試行的に実施し、その結果を国へフィードバックすることで、2年後のCDRの制度化に向けた検討材料とする。

■実施主体：都道府県(令和2年度は全国7自治体で実施予定)※中核を担う医療関係団体等(医師会、医療機関への委託も可)

■補助単価(案)：11,883千円 ■補助率(案)：国10/10

■事業内容

○CDR関係機関連絡調整会議：医療機関、行政機関、警察等と子どもの死亡に関する調査依頼や、これに対する報告などの連携を行うため、関係機関による調整会議を実施し、データの収集等を円滑に行う環境を整える。

○CDRデータ収集・整理等：子どもの死亡に関する情報(医学的死因、社会的原因)を関係機関から収集し、標準化したフォーマット(死亡調査票：厚労科研事業で作成中)に記録。

○多機関検証委員会(政策提言委員会)：死因を多角的に検証するため、医療機関、行政機関、警察等の様々な専門職や有識者を集めて検証委員会を開催し、検証結果を標準化したフォーマット(死亡検証結果表)に記録する。さらに、都道府県に対し、検証結果をもとに今後の対応策などをまとめた提言を行う。

<事業イメージ>



【事業の流れ】

- ① CDR関係機関連絡調整会議により、関係機関からのデータ収集の環境を整える。
- ② 関係機関より収集したデータの整理等を行う。
- ③ 整理されたデータに基づき様々な機関を招集し、検証委員会を開催。
- ④ その後、まとめられた検証結果をもとに、検証委員会から都道府県に対し、今後の対応策などをまとめた提言を行う。

「死因究明等推進計画」重点施策の推進状況

法務省刑事局

1 重点施策 3**法医学に関する知見を活用して死因究明を行う専門的な機関の全国的な整備**

関係府省庁において、地方公共団体を始めとした地方における関係機関・団体に対し、死因究明等推進協議会（仮称）の設置・活用に向けて協力するようそれぞれ指示し、又は求める。

【取組状況等】

平成26年9月、全国の地方検察庁に対し、都道府県等から死因究明等推進協議会（仮称）への参加等の協力依頼があった場合にはこれに適切に応じるよう文書を発出するなどして周知した。

その後も、継続的に各地方検察庁に対し、地方自治体から参加等の協力依頼があった場合には適切に対応するよう周知するなどしており、死因究明等推進地方協議会の開催状況等を踏まえて、引き続き適切に対応したい。

2 重点施策44**警察等における死因究明等の実施体制の充実**

法務省において、関係省庁と連携しつつ、警察等における死体取扱数の増加に対応し、事案の内容に応じて検視の報告に係る書類作成等の事務を合理化することにつき、検討を進めていく。

【取組状況等】

平成25年及び平成27年に、警察庁と連携し、各都道府県警察が各地方検察庁に対して検視の報告の際に作成・送付している書類の内容等に関する実態調査を実施し、その結果を踏まえ、検視の報告に係る書類作成等の事務の合理化に関して、警察庁、海上保安庁との協議を行った。

また、平成26年から、各地方検察庁における検視等の実施状況に関する調査を継続して実施し、事務の合理化に向けての検討資料として集約している。

いずれにせよ、各庁の現在の運用に混乱を来さないよう各庁の実情を

考慮する必要がある、引き続き関係省庁間で協議を行い、検討を進めていく。

3 重点施策57

死因究明により得られた情報の遺族等に対する説明の促進

司法解剖等の犯罪捜査の手術が行われた死体に係る死因等については、現在も、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第47条の趣旨を踏まえつつ、可能な範囲で遺族等に説明を行っているところ、引き続き、捜査への影響、第三者のプライバシーの保護等に留意しつつ、丁寧な説明に努め、死者についての情報を知りたいという遺族の気持ちにできるだけ応えられるよう努めていく。

【取組状況等】

全国の地方検察庁に対し、死因究明等推進計画を周知した上、死者についての情報を知りたいという遺族等の気持ちに応えられるよう、その要望に応じて、可能な限り司法解剖の所見の結果を説明するなど、丁寧な対応に努めるよう指示した。

その後も各種会議等で周知を重ねているところ、検察当局においては、遺族等に対し、刑事訴訟法の趣旨を踏まえ、捜査への影響、第三者のプライバシーの保護等に留意しつつ、丁寧な説明を行うよう務めているものと承知している。

死因究明の推進にかかる取組について



文部科学省
高等教育局医学教育課



文部科学省
MEXT
MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

死因究明等推進計画の推進状況(令和2年3月末現在)

1. 法医学に関する知見を活用して死因究明を行う専門的な機関の全国的な整備

協議会

- ・令和2年3月末において、38都道府県に死因究明等推進協議会が設置
- ・厚生労働省において、平成27年4月から死因究明等推進協議会の設置関係費の財政支援を実施

災害

- ・平成27年7月、警察庁と日本医師会との間で、大規模災害発生時における医師派遣等の協力に関する協定を締結

2. 法医学等に係る教育及び研究の拠点の整備

大学

- ・文部科学省において、各大学における死因究明等に関する教育の充実を要請
- ・死因究明等を担う人材養成や死因究明等に係る教育及び研究拠点整備のため、国公立大学の取組を国立大学運営費交付金や大学改革推進等補助金を通じて支援

3. 死因究明等に係る業務に従事する警察等の職員、医師、歯科医師等の人材の育成及び資質の向上

検視官 鑑識官

- ・警察庁、海上保安庁において、検視官・鑑識官等の死因究明等業務に従事する職員を対象に専門的な研修を実施
- ・警察関係者と医療関係者等が連携した研修・訓練を実施

検案医

- ・厚生労働省において、令和元年度中、日本医師会に委託して「死体検案研修会（基礎）」を10月に東京で実施（修了者176名）し、また、「死体検案研修会（上級）」を東京（9月・1月）、福岡（10月・12月）でそれぞれ実施（修了者計87名）

CT等

- ・厚生労働省において、異状死死因究明支援事業を通じて得られた解剖及び死亡時画像診断事例を検証
- ・厚生労働省において、日本医師会に委託して「死亡時画像診断研修会」を令和元年11月、東京で実施（修了者87名）
- ・日本医師会ホームページに死亡時画像診断に特化したeラーニング教材を作成・掲載
- ・厚生労働省において、平成26年9月から日本医師会委託事業「小児死亡事例に対する死亡時画像診断モデル事業」を開始

4. 警察等における死因究明等の実施体制の充実

臨場率

- ・警察庁において、検視体制の強化等を行った結果、令和元年中における検視官の臨場率が81.3%に向上

解剖

- ・令和元年中、司法解剖8,243体、死因・身元調査法に基づく解剖3,167体、その他の解剖（監察医による解剖・遺族の承諾による解剖）7,913体を実施

鑑識官

- （警察取扱い死体のうち、交通関係、東日本大震災による死者を除く）
- ・海上保安庁において、検視等を担当する鑑識官を61の海上保安部署に配備

5. 死体の検案及び解剖の実施体制の充実

支援

- ・厚生労働省において、異状死死因究明支援事業を通じた都道府県の解剖や死亡時画像診断の財政支援を実施

研究

- ・厚生労働省において、日本医師会における死亡診断書等作成支援ソフト開発をはじめとした「死因究明の推進に関する研究」を推進

6. 薬物及び毒物に係る検査、死亡時画像診断その他死因究明のための科学的な調査の活用

薬毒物 CT

- ・警察庁、海上保安庁において、薬毒物検査や死亡時画像診断の積極的な実施を推進
- ・警察庁、海上保安庁において、死亡時画像診断の活用について病院との協力関係を強化・構築

科捜研

- ・警察庁において、全国の科学捜査研究所に整備されている薬毒物の分析機器を、より高度な分析が可能な機器に更新

7. 遺伝子構造の検査、歯牙の調査その他身元確認のための科学的な調査の充実及び身元確認に係るデータベースの整備

DNA

- ・警察庁において、身元不明死体等のDNA型記録について整理・保管・対照する仕組みを構築し、平成27年4月から運用を開始

歯科

- ・厚生労働省において、日本歯科医師会等と連携し身元確認に資する歯科情報の標準規約「口腔診査情報標準コード仕様」を策定

8. 死因究明により得られた情報の活用及び遺族等に対する説明の促進

通報

- ・警察庁、海上保安庁において、死因・身元調査法に基づき必要に応じて関係行政機関に通報

遺族説明

- ・厚生労働省において、死亡診断書等の内容について遺族にできるだけ丁寧の説明するよう死亡診断書等記入マニュアルに追記
- ・警察庁、法務省、海上保安庁において、遺族等に対し、プライバシー保護に留意した適切な説明の実施を促進

死因究明等推進基本法の概要

令和元年6月12日、「死因究明等推進基本法」が公布されました。同法は令和2年4月1日から施行されます。

目的【第1条】

死因究明等（死因究明及び身元確認）に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって安全で安心して暮らせる社会及び生命が尊重され個人の尊厳が保持される社会の実現に寄与。

基本理念【第3条】

- ① 死因究明等の推進は、(1)生命の尊重・個人の尊厳の保持につながること、(2)人の死亡に起因する紛争を未然に防止し得ること、(3)国民生活の安定及び公共の秩序の維持に資すること、(4)医学、歯学等に関する専門的科学的知見に基づいて、診療上の情報も活用しつつ、客観的かつ中立公正に行われなければならないこととの基本的認識の下に、死因究明等が地域にかかわらず等しく適切に行われるよう、死因究明等の到達すべき水準を目指し、死因究明等に関する施策について達成すべき目標を定めて、行われるものとする。
- ② 死因究明の推進は、(1)死因究明により得られた知見が公衆衛生の向上及び増進に資する情報として広く活用されるとともに、(2)災害、事故、犯罪、虐待等が発生した場合における死因究明がその被害の拡大及び再発の防止等の実施に寄与することとなるよう、行われるものとする。

国等の責務【第4条～第6条】

- ① 国：死因究明等に関する施策を総合的に策定し、実施する
- ② 地方公共団体：国との適切な役割分担を踏まえて、地域の状況に応じた施策を策定し、実施する
- ③ **大学：死因究明等に関する人材の育成及び研究を自主的かつ積極的に行うよう努める**

連携協力【第7条】

国、地方公共団体、大学、医療機関、関係団体、医師、歯科医師その他の死因究明等に関係する者は、死因究明等に関する施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

基本的施策【第10条～第18条】

- ① **死因究明等に係る医師、歯科医師等の人材の育成、資質の向上、適切な処遇の確保等**
- ② **死因究明等に関する教育及び研究の拠点の整備**
- ③ **死因究明等を行う専門的な機関の全国的な整備**
- ④ 警察等における死因究明等の実施体制の充実
- ⑤ **死体の検案及び解剖等の実施体制の充実**
- ⑥ 死因究明のための死体の科学調査の活用
- ⑦ 身元確認のための死体の科学調査の充実及び身元確認に係るデータベースの整備
- ⑧ 死因究明により得られた情報の活用及び遺族等に対する説明の促進
- ⑨ 情報の適切な管理

死因究明等推進計画【第19条】

到達すべき水準・個別的施策等を定め、閣議決定→実施状況の検証・評価・監視→3年に1度見直し（ローリング）

- ◆ 関係機関・団体と緊密に連携しつつ、死因究明等推進計画を踏まえ、死因究明等の推進に御尽力いただきますようお願い申し上げます。
(平成26年6月13日 26高医教第9号 医学教育課長通知)
- ◆ 各都道府県より死因究明等推進協議会（仮称）への参加等の依頼があった場合は、御協力いただきますようお願い申し上げます。
(平成26年9月5日 26高医教第18号 医学教育課長通知)

死因究明等推進計画（H26.6.13閣議決定）〔一部抜粋〕

第2 死因究明等の推進を行うための当面の重点施策

1. 法医学に関する知見を活用して**死因究明を行う専門的な機関の全国的な整備**
2. **法医学に係る教育及び研究の拠点の整備**
3. 死因究明等に係る業務に従事する警察等の職員、**医師、歯科医師等の人材の育成及び資質の向上**
4. 警察等における死因究明等の実施体制の充実
5. 死体の検案及び解剖の実施体制の充実
6. 薬物及び毒物に係る検査、死亡時画像診断その他死因究明のための科学的な調査の活用
7. 遺伝子構造の検査、歯牙の調査その他身元確認のための科学的な調査の充実及び身元確認に係るデータベースの整備
8. 死因究明により得られた情報の活用及び遺族等に対する説明の促進

医学教育モデル・コア・カリキュラム（抜粋）

【22年度改訂版】

B 医学・医療と社会

（6）死と法

【一般目標】

異状死体の検案について理解する。

【到達目標】

- 1) 異状死について説明できる。
- 2) 異状死体の取り扱いと死体検案について説明できる。
- 3) 死亡診断書と死体検案書を作成できる。
- 4) 個人識別の方法を説明できる。
- 5) 病理解剖、司法解剖、行政解剖、承諾解剖について説明できる。

※医学教育モデル・コア・カリキュラムとは、医学生が卒業時まで身に付けておくべき、必須の実践的診療能力（知識・技能・態度）を、「ねらい」と「学修目標」として明確化したもの。（6年間の総学修時間数の2/3程度に相当）

※28年度改訂版のモデル・コア・カリキュラムに基づく各大学の教育は、平成30年4月以降開始。

【28年度改訂版】

B 社会と医学・医療

B-2 法医学と関連法規

B-2-1)死と法

ねらい：死の判定や死亡診断と死体検案を理解する。

学修目標：

- ①植物状態、脳死、心臓死及び脳死判定を説明できる。
- ②異状死・異状死体の取り扱いと死体検案を説明できる。
- ③死亡診断書と死体検案書を作成できる。
- ④個人識別の方法を説明できる。
- ⑤病理解剖、法医解剖（司法解剖、行政解剖、死因・身元調査法解剖、承諾解剖）を説明できる。

B-2-2)診療情報と諸証明書

ねらい：診療情報の利用方法、情報管理とプライバシー保護について学ぶ。

学修目標：

- ①診療録（カルテ）に関する基本的な知識（診療録の管理と保存（電子カルテを含む）、診療録の内容、診療情報の開示、プライバシー保護、セキュリティ、問題志向型医療記録<POMR>、主観的所見、客観的所見、評価、計画(subjective, objective, assessment, plan<SOAP>))を説明でき、実際に作成できる。
- ②診療に関する諸記録（処方箋、入院診療計画書、検査・画像・手術の記録、退院時要約）を説明できる。
- ③診断書、検案書、証明書（診断書、出生証明書、死産証書、死胎検案書、死亡診断書、死体検案書）を説明できる。
- ④電子化された診療情報の作成ができ、管理を説明できる。

歯学教育モデル・コア・カリキュラム（抜粋）

【22年度改訂版】

B 社会と歯学

B-2 健康と社会、環境

B-2-3) 歯科による個人識別

【一般目標】

歯科による個人識別の重要性を理解する。

【到達目標】

- ① 個人識別について説明できる。
- ② 歯科による個人識別について説明できる。

※歯学教育モデル・コア・カリキュラムとは、歯学生が卒業時まで身に付けておくべき、必須の実践的診療能力（知識・技能・態度）を、「ねらい」と「学修目標」として明確化したもの。（6年間の総学修時間数の6割程度に相当）

※28年度改訂版のモデル・コア・カリキュラムに基づく各大学の教育は、平成30年4月以降開始。

【28年度改訂版】

B 社会と歯学

B-2 健康と社会、環境

B-2-3) 歯科による個人識別

ねらい：大規模災害時等における身元確認等に資するために、
歯科による個人識別の重要性を理解する。

学修目標：

- ① 歯科による個人識別を説明できる。
- ② 歯科医師による身元確認や関連する死因究明等の制度を説明できる。

C 生命科学

C-5 病因と病態

C-5-7) 個体の死

ねらい：個体の死の病因と病態を理解する。

学修目標：

- ① 死の概念と生物学的な死を説明できる。

薬学教育モデル・コアカリキュラム（抜粋）

〔薬学教育モデル・コアカリキュラムにおける、薬毒物分析に関連する事例〕

【14年度版 薬学教育モデル・コアカリキュラム】

C 薬学専門教育

C2 化学物質の分析

一般目標：化学物質（医薬品を含む）をその性質に基づいて分析できるようになるために、物質の定性、定量などに必要な基本的知識と技能を修得する。

（3）分析技術の臨床応用

【薬毒物の分析】

到達目標：

- 1）毒物中毒における生体試料の取扱いについて説明できる。
- 2）代表的な中毒原因物質（乱用薬物を含む）のスクリーニング法を列挙し、説明できる。
- 3）代表的な中毒原因物質を分析できる。

C12 環境

（1）化学物質の生体への影響

【化学物質による中毒と処置】

- 2）化学物質の中毒量、作用器官、中毒症状、救急処置法、解毒法を検索することができる。

【15年度版 実務実習モデル・コアカリキュラム】

《中毒医療への貢献》

到達目標：

4. 薬物中毒患者の中毒原因物質の検出方法と解毒方法について討議する。

※薬学教育モデル・コアカリキュラムとは、薬学生が卒業時まで身に付けておくべき、必須の能力（知識・技能・態度）を、「一般目標」と「到達目標」として明確化したもの。（6年間の総学修時間数の7割程度に相当）

※25年度改訂版のモデル・コア・カリキュラムに基づく各大学の教育は、平成27年4月以降開始。

【25年度改訂版 薬学教育モデル・コアカリキュラム】

C 薬学基礎

C2 化学物質の分析

（3）化学物質の定性分析・定量分析

GIO：化学物質の定性分析および定量分析に関する基本的事項を修得する。

（4）機器を用いる分析法

GIO：機器を用いる分析法の原理とその応用に関する基本的事項を修得する。

D 衛生薬学

D2 環境

（1）化学物質・放射線の生体への影響

GIO：化学物質などの生体への有害作用を回避し、適正に使用できるようになるために、**化学物質の毒性**などに関する基本的事項を修得する。

【①化学物質の毒性】

7. **代表的な中毒原因物質（乱用薬物を含む）の試験法を列挙し、概説できる。**

【薬学アドバンスト教育ガイドライン（例示）（※）】

（※）上記コアカリ（25改訂版）に加え、大学の特色や学生の進路に応じて履修することが望まれる教育内容について例示したもの

C 薬学基礎

C2 化学物質の分析

【⑩分析の準備】

1. **分析目的に即した試料の前処理法を実践できる。**

【⑪分析技術】

1. 臨床分析で用いられる**代表的な分析法を実践できる。**

D 衛生薬学

D2 環境

【②化学物質の安全性評価と適正使用】

2. **薬物中毒における生体試料の取扱いについて説明できる。**
3. **代表的な中毒原因物質を分析できる。**

法医学等死因究明に係る教育及び研究の拠点の整備 ー令和2年度 死因究明等関連予算ー

令和2年度予算額4.3億円（令和元年度予算額4.5億円）

(1) 国立大学法人における法医人材養成（※）

※ 国立大学法人運営費交付金の内数

○令和2年度予算額3.8億円（令和元年度予算額3.8億円）

(2) 大学改革推進等補助金「基礎研究医養成活性化プログラム」

○令和2年度予算額0.6億円（令和元年度予算額0.8億円）

○国立大学運営費交付金

○大学改革推進等補助金

名古屋大学

- 「人体を統合的に理解できる基礎研究医の養成」
(名古屋市立大学、岐阜大学、三重大学、浜松医科大学、愛知医科大学と連携)
(H29～R3年度)

新潟大学

- 「災害・脳・法律に精通した死因究明に携わる高度専門職業人養成プログラム」(H29年度～)

広島大学

- 「死因究明のための人材育成及び地域拠点化モデル-死因究明に必要な分野横断型専門家育成と学内外連携及び地域拠点化を目指して-」(H29年度～)

長崎大学

- 「死因究明高度専門職業人養成事業」(H22～26年度)
- 「学際的アプローチによる死因究明医育成センターの拡充と法医(歯)学専門家育成プロジェクト」(H27年度～)

北海道大学

- 「死因究明等を担う法医学的知識を有する人材育成プラン」(H28年度～)

東北大学

- 「法医養成教育プログラムの開発」(H22～26年度)
- 「高度化・多様化する死因究明・身元確認に対応する『法医・法歯・法放射線シナジーセンター』プロジェクト」(H27年度～)

筑波大学

- 「病理専門医資格を担保した基礎研究医育成」
(自治医科大学、獨協医科大学と連携)
(H29～R3年度)

千葉大学

- 「『法医学教育研究センター』による人材育成モデル：多職種連携による次世代型法医学者人材育成」(H26年度～)
- 「病理・法医学教育イノベーションハブの構築」
(群馬大学、山梨大学と連携)(H29～R3年度)

東京大学

- 「福島関東病理法医連携プログラム『つなぐ』」
(福島県立医科大学、順天堂大学と連携)
(H29～R3年度)

大阪大学

- 「『死因究明学』の創造と担い手養成プラン」(H26年度～)

横浜市立大学

- 「実践力と研究力を備えた法医学者育成事業」
(琉球大学、北里大学、龍谷大学と連携)
(H29～R3年度)

東京医科歯科大学

- 「法医学・法歯学に関する医歯融合型の新分野構築プロジェクト」
(H25～H27年度)
- 「精度の高い死因究明のための人材養成プロジェクト」(H28年度～)

国立大学法人運営費交付金による法医人材養成

大学名	事業名	事業概要	キャリアパスに関する実績等
北海道大学	死因究明等を担う法医学的知識を有する人材育成プラン	法医学教育センターを設置し、医学研究科内のAiセンターを活用して、複数の部局が連携し合うことで、学部教育や大学院教育などの充実化を図り死因究明を推進するため、法医学解剖や病理解剖、死後画像診断、薬毒物検査、歯科所見による身元確認、などの適切な判断・対応を担う人材の育成を行う。	・本プログラム修了者 1 名が科学捜査研究所に就職
東北大学	高度化・多様化する死因究明・身元確認に対応する「法医・法歯・法放射線シナジーセンター」プロジェクト	死因究明・身元確認への課題に対し、法医・法歯・Aiセンターの各分野・施設が密に連携し、法医・法歯人材育成に資するシナジーセンターを設置、融合型研究の活性化とこれに基づく法医教育プログラムを開発・実践し、安全・安心社会に向けた貢献を行う。	・法医学分野の教員ポストを確保し、4 名を雇用
千葉大学	多職種連携による次世代型法医学者人材育成 - 国民の安全・安心に資する魅力ある法医学者の育成を目指して -	法医学教育研究センターを設置し、学内外から医師、歯科医師、薬剤師、臨床検査技師等のコメディカルを集め、多面的な観点から死因究明等を実施できる人材を育成し、医師及び歯科医師以外の人材にキャリアパスモデルを提供する。	・大学院及び法医学教育研究センターに教員・技術職員ポストを確保し、1 8 名を雇用
東京医科歯科大学	精度の高い死因究明のための人材養成プロジェクト ～法医学、法歯学、薬物分析に関する総合的人材育成を目指して～	我が国における体系的な死因究明制度を支える法医学解剖専門医、薬物・生体試料分析技術者、法歯学者の育成を図るとともに、大規模災害時等の身元不明者の迅速な個人識別に貢献する。	・法医学分野の教員ポストを確保し、2 名を雇用 ・他大学の法医学教室や東京都監察医務院等に教員・技術職員として計 6 名が就職
新潟大学	災害・脳・法律に精通した死因究明に携わる高度専門職業人養成プログラム	死因究明センターを死因究明教育・実務センターに改組して、死因究明人材養成プログラムを実施する。災害、脳及び実法律の知識を兼ね備える死因究明医及び死因究明専門職業人を養成し、日本海側ラインにおける人材養成及び死因究明のコアセンターとする。	・死因究明教育センターに教員・研究員ポストを確保し、2 名を雇用 ・法医学分野の技術職員として、1 名を雇用 ・大学病院に医員のポストを確保予定
大阪大学	「死因究明学」の創造と担い手養成プラン	旧来の学問体系の垣根を越え、医・歯・薬の 3 つの研究科が連携し、新たに、「死因究明学」という学問領域を立ち上げる。科学的な検討による死因診断ガイドラインを構築すると共に、死因究明医、法歯科医、薬毒物分析専門家等の多角的アカデミアの養成を行う。	・大学院に教員ポストを確保 ・本プログラムの修了生 2 0 名は、死体検案医、検死官、監察医事務所職員等として活躍中
広島大学	死因究明のための人材育成及び地域拠点化モデル -死因究明に必要な分野横断型専門家育成と学内外連携及び地域拠点化を目指して-	死因究明制度の確立・普及と法医学関連領域の専門家の不足解消を目指して「死因究明教育研究センター」を設置し、法医学・歯科法医学・画像診断学等の多分野に渡る領域横断型の死因究明専門家の育成と最先端教育研究拠点の形成を行う。	・領域横断型の死因究明専門家を養成 ※平成29年度後期に教育プログラムを開設したため、修了者不在により実績なし
長崎大学	学際的アプローチによる死因究明医育成センターの拡充と法医（歯）学専門家育成プロジェクト	死因究明・法医学専門家の教育拠点を学際的アプローチにて樹立し、この場を利用して、多様化する法医実務に対応できる人材養成（法医学専門医、法歯学専門医、死後画像診断医、法中毒専門家等）を行う。	・生命科学域に助教ポストを確保し、2 名を雇用 ・死因究明医育成センターに助教ポストを確保予定

大学・大学院及び附属病院における人材養成機能強化事業 基礎研究医養成活性化プログラム

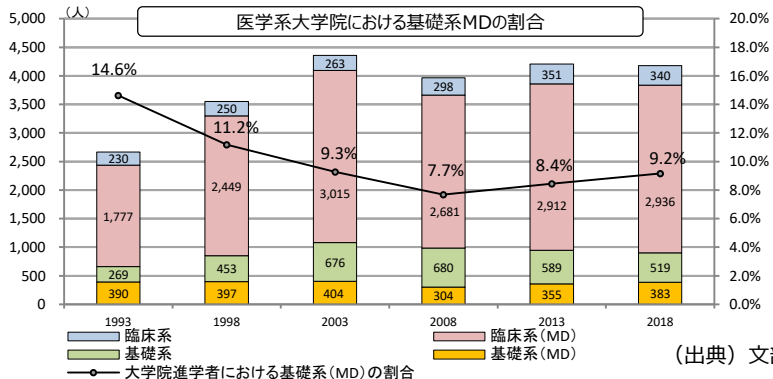
令和2年度予算額
(前年度予算額)

0.6億円
0.8億円



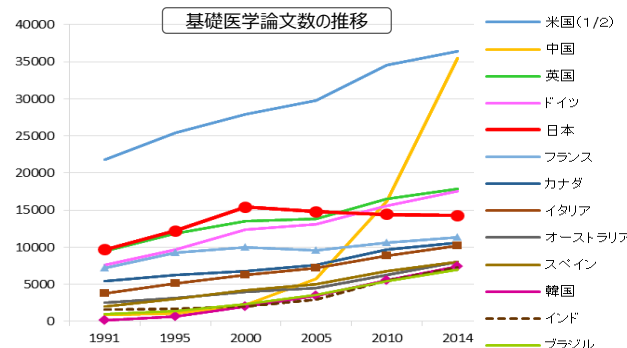
課題

①医学・医療の基盤である基礎医学研究は、医学部学生への教育や、基礎から臨床への橋渡し研究においても重要な役割を果たしている。一方で、基礎医学研究においては特に将来を担うべき若手医師の割合が減少している。



・基礎系に進学する医師（基礎系MD）は極めて少なく、基礎医学は崩壊の危機。
(MD:医師免許を持つ者)

②近年、中国や韓国等の新興国においても基礎研究への取組が強化され、日米欧を急速に追い上げてきているなど、我が国の国際競争力は相対的に低下傾向にある。

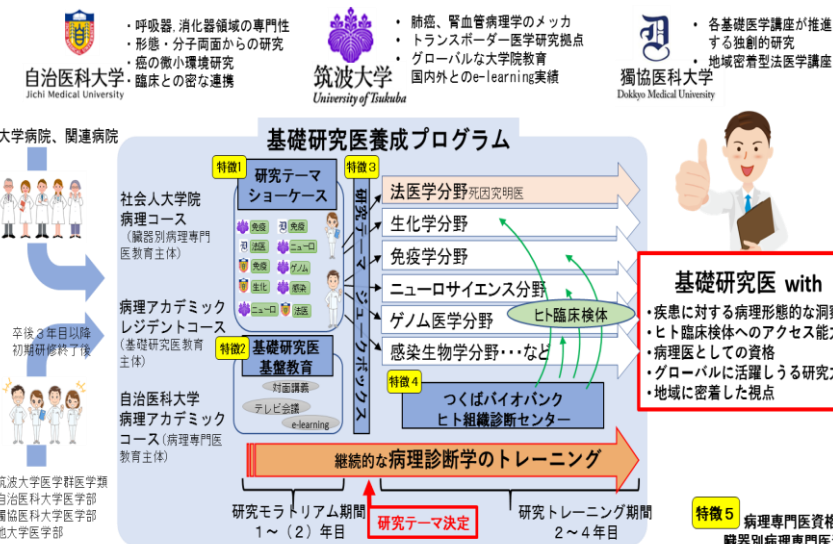


・基礎医学論文数は、中国が大幅に増加、韓国、インド、ブラジルが10年間で倍以上の伸びを示しているなか、日本は低調。

(出典) トムソン ロイター Web of Scienceに基づき
InCites 2016年6月抽出データにより、
鈴鹿医療科学大学長 豊田康氏作成

対応策

■取組の例：病理専門医資格を担保した基礎研究医養成（筑波大学）



「医療分野研究開発推進計画」（平成26年7月22日健康・医療戦略推進本部決定）（抜粋）

・医療の研究開発を持続的に進めるためには、基礎研究を強化し、画期的なシーズが常に産み出されることが必要である。

「死因究明等推進計画」（平成26年6月13日閣議決定）（抜粋）

2 法医学に係る教育及び研究の拠点の整備

・死因究明等に係る分野を志す者を増加させることや、魅力あるキャリアパスの形成を促すことを含めて、引き続き、取組の継続・拡大に努めていく。

「死因究明等推進基本法」（令和2年4月施行）（抜粋）

死因究明等に係る医師、歯科医師等の人材の育成及び資質の向上、死因究明等に関する教育及び研究の拠点の整備

【取組・期待される成果】

①基礎医学における分野*のうち各大学の強みを踏まえた基礎研究医養成のための連携体制を構築。

*法医学、解剖学、生理学、生化学、病理学、免疫学、細菌・ウイルス学、薬理学、公衆衛生学、その他

②海外機関も含めた人材の交流による教育プログラムの活性化や、キャリアパス（国際機関、研究機関への就職、テニュアポストの確保）の構築。

基礎研究において、成果の臨床応用をイメージできる医師の立場から研究に関わる人材がより多く関わることにより、**基礎研究が強化され、真に実効性のある応用研究が推進できるほか、画期的なシーズが常に産み出される環境を構築。**

一事業期間：最大5年間 財政支援（平成29年度～令和3年度）

一選定件数・単価：5件 × 1,200万円

病理学や法医学分野等における基礎研究医の養成と確保 (基礎研究医養成活性化プログラム) のこれまでの成果について

1. 各大学の実績

大学 ※()内は連携大学	事業名称	養成人材 ※()内は令和元年度までの受入人数	キャリアパスに関する計画
筑波大学 (自治医科大学, 獨協医科大学)	病理専門医資格を担保した基礎研究医育成	病理専門医、臓器別病理専門医 (病理学・法医学分野合わせて8人)	・基礎医学系ポスト、病院講師ポスト等を確保
千葉大学 (群馬大学, 山梨大学)	病理・法医学教育イノベーションハブの構築	病理研究医、法医学研究医 (病理学・法医学・その他分野合わせて8人)	・大学院、附属病院、法医学教育センターにおける特任助教ポスト等を確保
東京大学 (福島県立医科大学, 順天堂大学)	福島関東病理法医連携プログラム「つなぐ」	病理専門医 (病理学分野7人)	・病理学講座、附属病院における助教ポスト等を確保
名古屋大学 (名古屋市立大学, 岐阜大学, 三重大学, 浜松医科大学, 愛知医科大学)	人体を統合的に理解できる基礎研究医の養成	病理学研究医、法医学研究医 (病理学・法医学分野合わせて56人)	・基礎医学領域、統合医薬学領域の特任助教ポスト等を確保
横浜市立大学 (琉球大学, 北里大学, 龍谷大学)	実践力と研究力を備えた法医学者育成事業	法医学研究者 (法医学分野2人)	・法医学関連領域のポスト等を確保

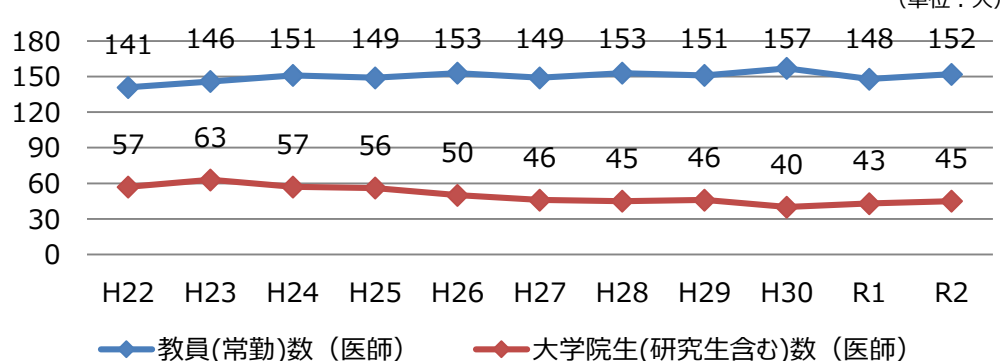
2. 本プログラムの成果

○平成29年度から開始した「病理学や法医学分野等における基礎研究医の養成と確保」(基礎研究医養成活性化プログラム)については、大学院博士課程(修業年限4年)において、病理学や法医学分野の基礎研究医を養成するための事業であり、**3年間で81人の履修者を受け入れ**、順調に質の高い病理研究医等の基礎研究医養成に取り組んでいる。

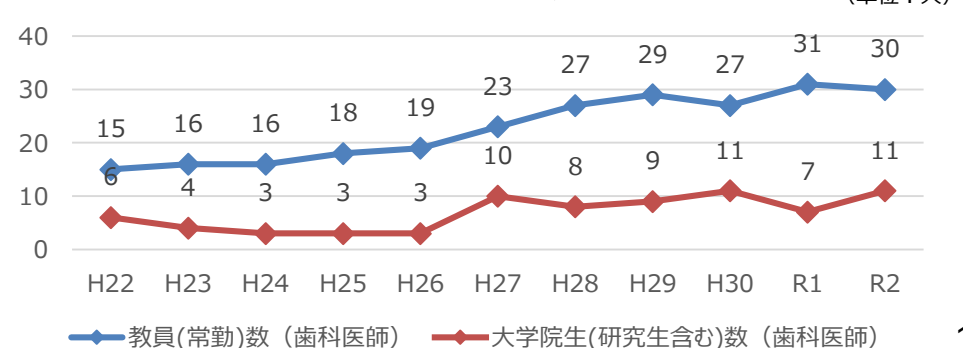
○複数の大学と連携して、病理学等に関する**セミナーやシンポジウムを開催(3年間で開催回数327回、参加人数10,234人)**し、基礎研究の質の向上やプログラムの普及促進等に取り組んでいる。

3. 法医学分野等の関係教員数等の推移(参考)

【司法解剖等を実施している教員数・大学院生数】

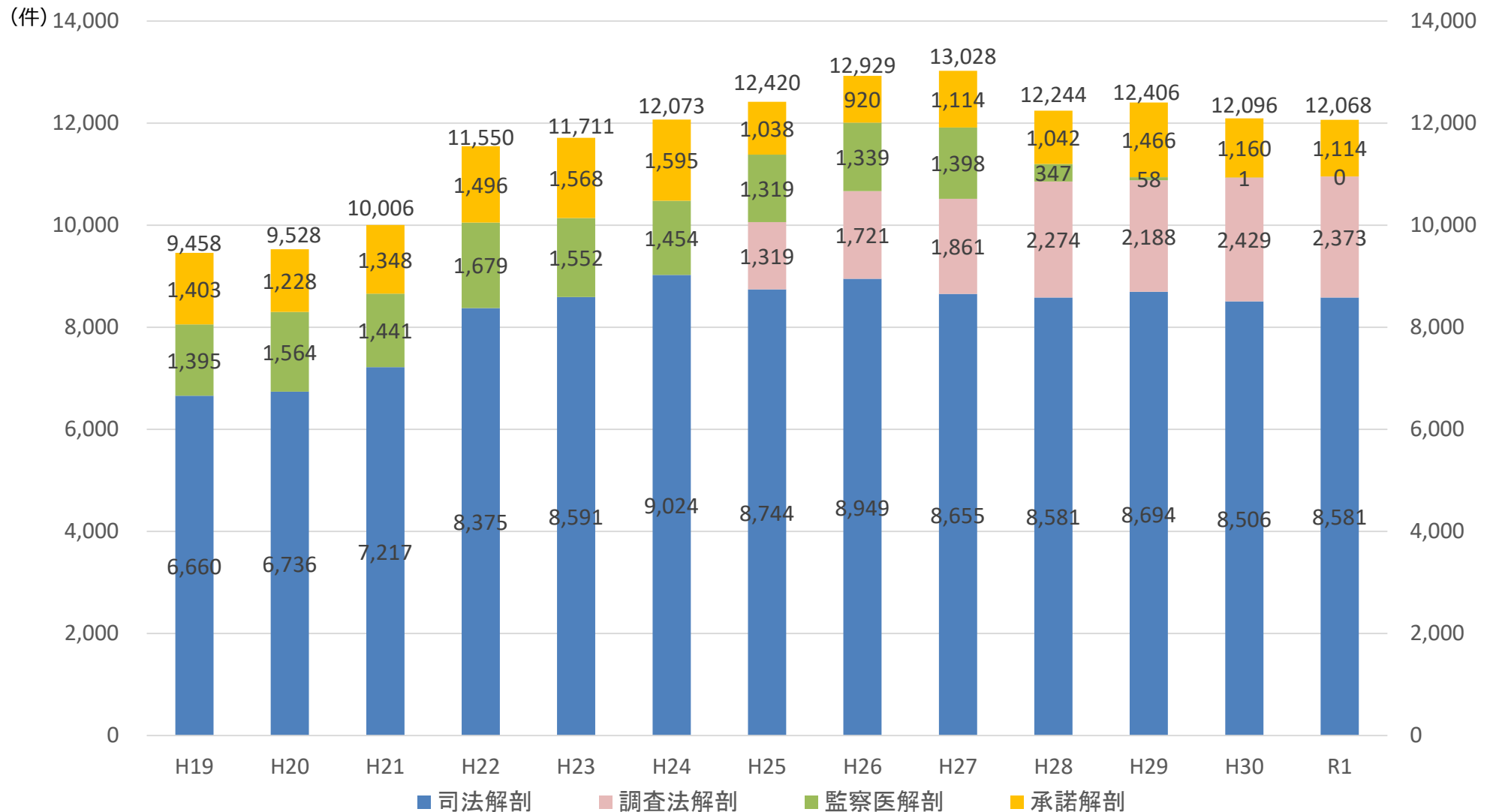


【歯科法医学講座に所属する教員数・大学院数】



大学における司法解剖等の実施件数推移

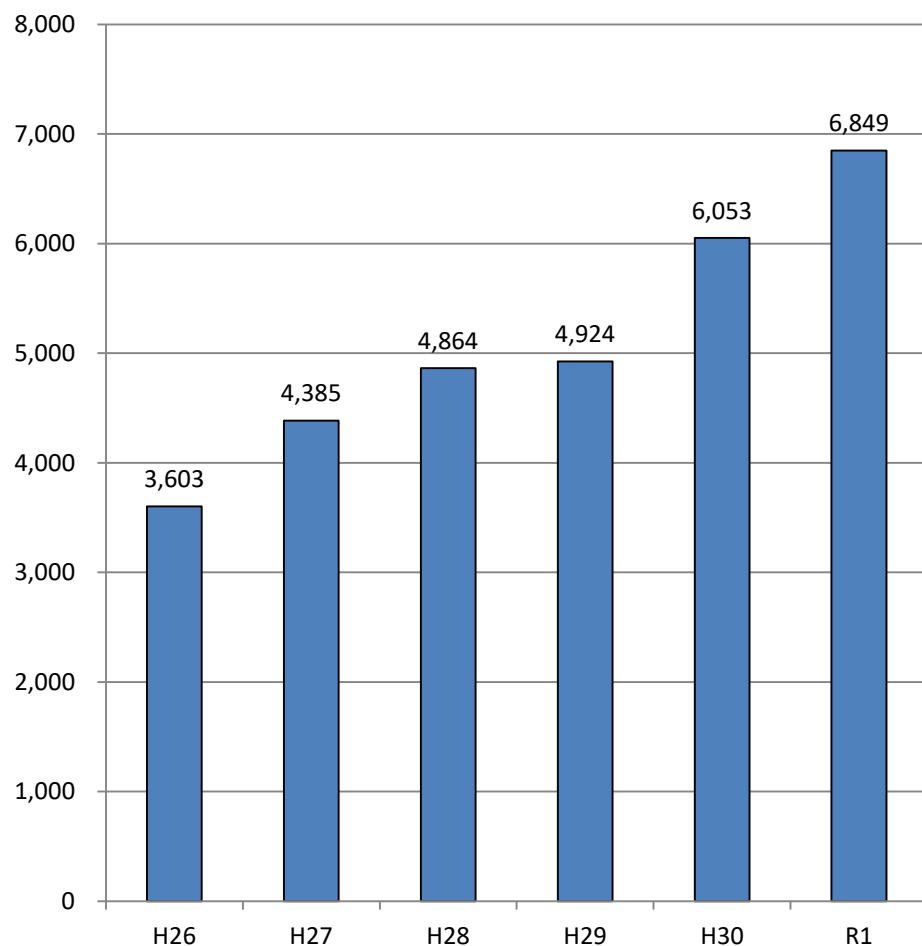
大学における解剖件数は平成24年度以降、1万2～3千件程度で推移している。



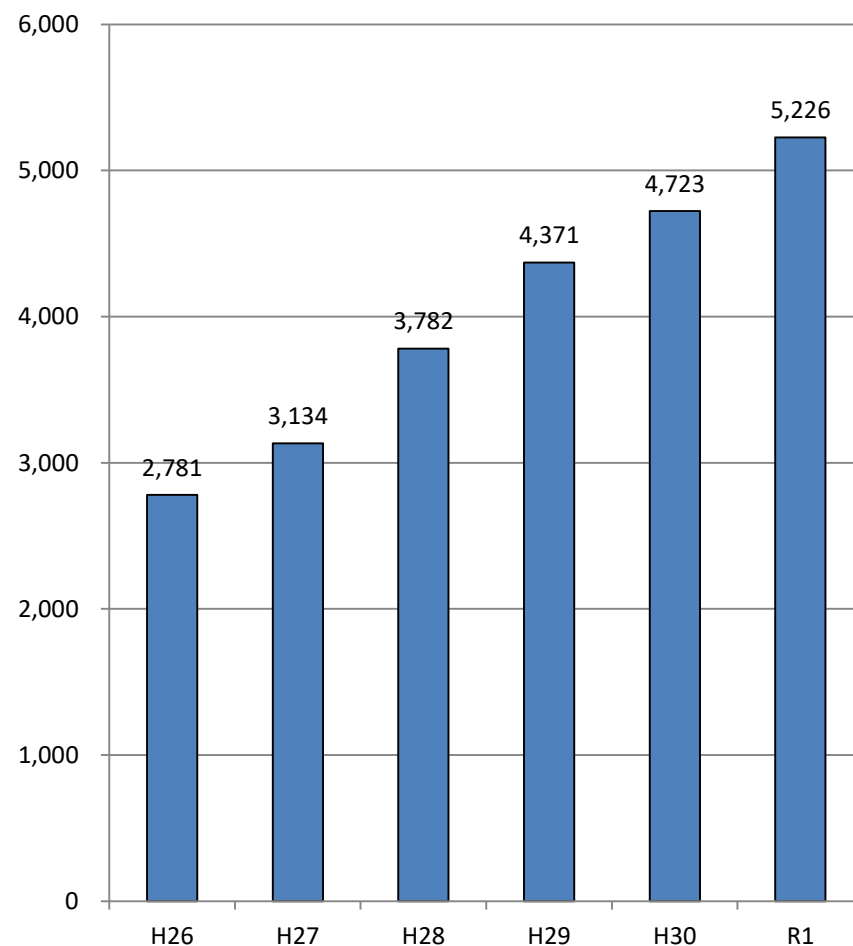
大学における死亡時画像診断及び検死立ち会い件数

大学における死亡時画像診断及び検死立ち会い件数は、目に見えて増加傾向にある。

○死亡時画像診断(Autopsy Imaging)活用件数



○検死立ち会い件数



(文部科学省医学教育課調べ)

死 因 究 明 等 推 進 計 画 の 取 組 状 況 に つ い て

令和2年9月11日





組 織

○管区海上保安本部 11 箇所

(令和2年4月1日現在)

- ・海上保安(監)部 71 箇所
- ・海上保安航空基地 2 箇所
- ・海上保安署 61 箇所
- ・航空基地 12 箇所

予算・定員

○予算 2,254 億円(令和2年度当初)

○定員 14,328 人(令和2年度末)

死体取扱件数

平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年/ 令和元年
1284	1289	1172	1225	1160	1224

解剖件数

平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年/ 令和元年
667	716	684	702	598	649

死因究明等に係る業務に従事する職員の人材育成等

1. 大学法医学教室への職員派遣
 - ・ 毎年、約 10 名の職員を派遣し、死因究明等に係る専門的知識・技能を修得
 - ・ 研修修了者を現場部署に配置し、検視等実施体制を充実
2. 上級鑑識技能維持研修等の各種研修の実施及び研修内容の充実
 - ・ 鑑識及び死体取扱いに係る部内研修の実施
 - ・ 職員への死体取扱い知識等付与のため、平成27年度に部内研修の内容を変更
3. 合同研修等への職員派遣
 - ・ 都道府県医師会、都道府県歯科医師会、都道府県警察による合同研修会や災害時遺体対応訓練等に職員を派遣



部内検視研修



歯科医師会等主催研修
(口腔内所見採取)

死因究明等の推進に係る施策の取組状況について

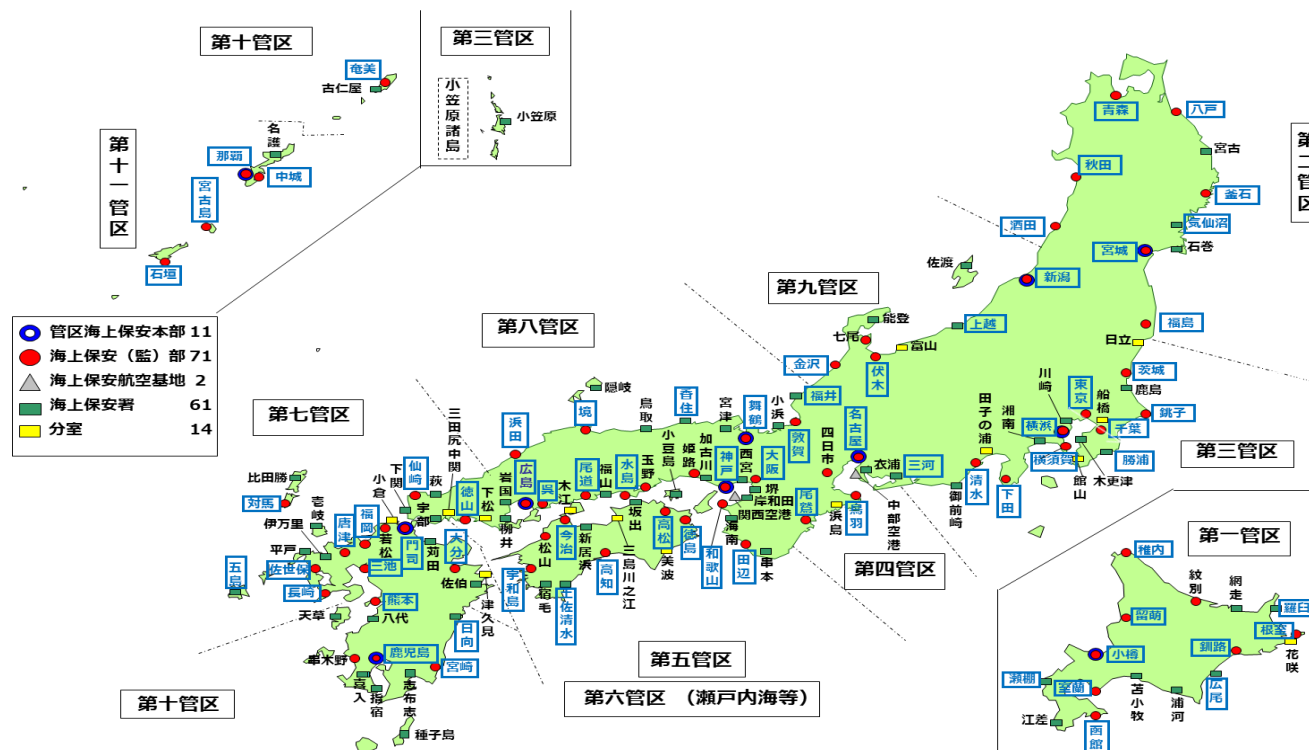
死因究明等の実施体制の充実

鑑識官の整備（鑑識官設置部署数の推移）

令和2年4月1日現在

年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
設置部署数	34	34	40	56	59	61	75

※鑑識官：大学法医学教室等に委託して実施している
法医学研修修了者等を配置



死因究明等の実施体制の充実

死体取扱い業務に必要な資機材等の整備

令和2年4月1日現在

- ・ 検視室73部署、遺体用冷蔵庫75部署
(令和2年4月1日時点)

(検視室62部署、遺体用冷蔵庫48部署)
(平成26年4月1日時点)

検視設備の整備



- 十分な照度を有する照明設備
- 感染物質を管理することが可能な設備
- 遺族感情へ配慮した屋内設備

薬物及び毒物等の科学的検査の活用

- ・ 管区海上保安本部に対し、積極的な薬毒物検査等の実施を指示
- ・ 薬物簡易検査キットを含む死体取扱い業務に必要な資器材等の整備費の要求・措置
- ・ 令和元年における、

薬物、毒物、病原体等検査（施行令第1条3号関係）	59件
死亡時画像診断（施行令第1条5号関係）	86件

情報の活用及び遺族等に対する説明の促進

遺族等に対する説明の促進

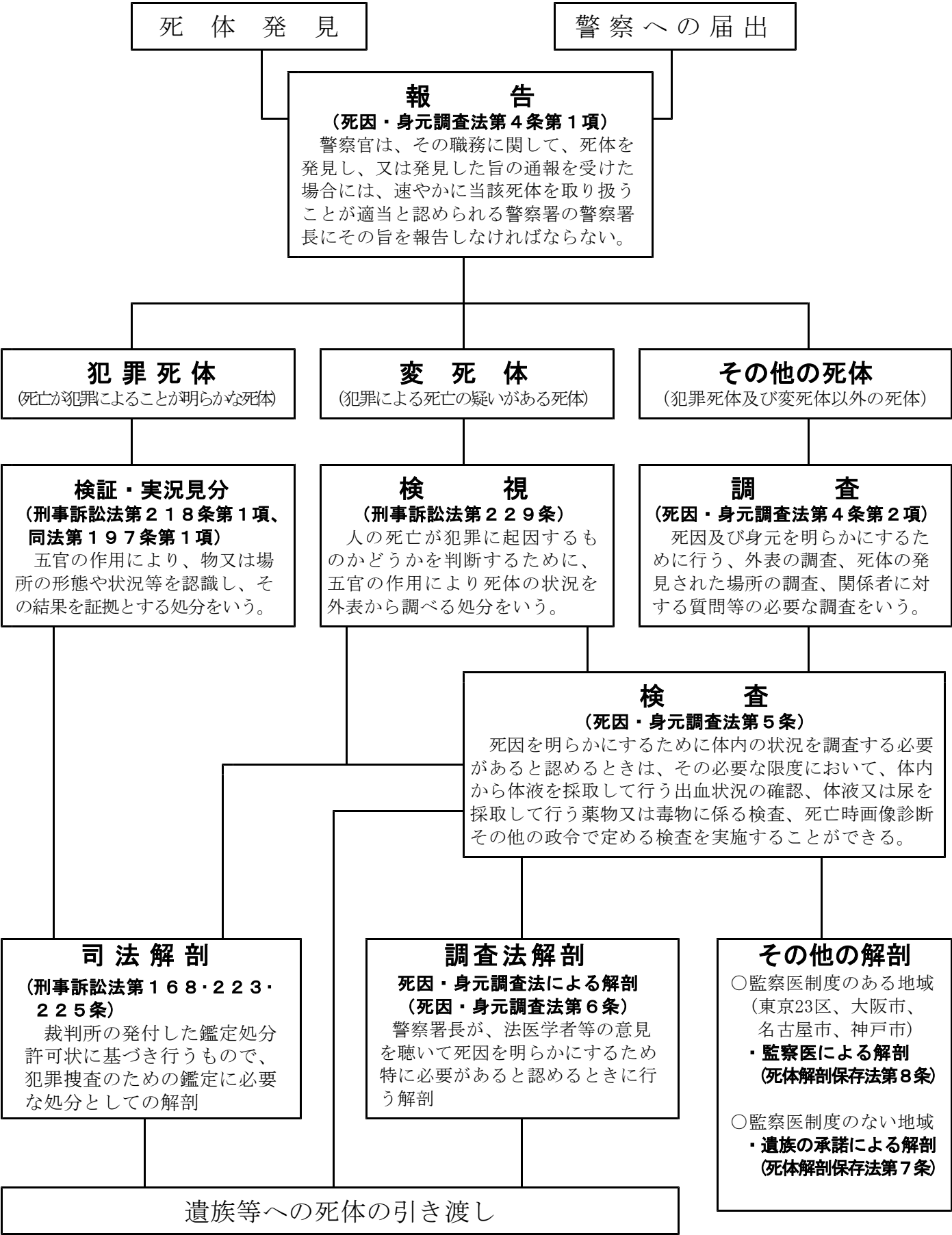
- ・ 死因・身元調査法の施行に合わせ、部内通達を改正し運用
- ・ 死因究明等推進計画の策定を踏まえ、遺族等に対する説明に係る留意点について指示



死 因 究 明 等 推 進 計 画 の 取 組 状 況 に つ い て

令和2年9月11日
警察庁

警察における死体取扱いの流れ



犯罪死見逃し事案の絶無を期すための取組

- 警察における死体取扱数 令和元年:167,808体(我が国の死者数の約12%)

- 検視官の臨場

臨場率 平成20年:14.1% → 令和元年:81.3%
臨場率は向上しており、引き続き、的確な臨場を推進

- 検視官が臨場できない場合の補完措置(検視支援装置の整備の推進)

検視支援装置について、令和2年2月現在、22都府県に整備済み
令和3年度に、さらに2県において予算要求予定であり、引き続き、同装置の整備を推進

- 検視官及び検視官補助者に対する教育訓練の充実

令和元年度は法医専門研究科(検視官等)を120名、検視実務専科(補助者等)を140名が受講
引き続き、検視官等に対する教育訓練を推進

- 薬毒物検査の徹底

令和元年は、薬毒物検査を151,787件(警察における死体取扱数の90.5%)実施
引き続き、必要性が認められる死体に対し、薬毒物検査を徹底

- 死亡時画像診断の積極的な実施

令和元年は、死亡時画像診断を13,981件(警察における死体取扱数の8.3%)実施
引き続き、必要性が認められる死体に対し、死亡時画像診断を積極的に実施

- 必要な解剖の確実な実施

解剖率 平成20年:9.7% → 令和元年:11.5%
引き続き、必要な解剖の確実な実施を推進

- 身元確認の実施

身元不明死体等のDNA型記録について整理・保管・対照する仕組みを構築し、平成27年4月から運用開始
日本歯科医師会との協議を経て、歯科診療記録の照会要領のモデル案を作成するなど、迅速な歯科所見情報の
採取・照合が可能となるよう、平素からの所要の準備の推進

死因究明等の取組の関係者に対するアンケート調査等の結果（暫定版）について

- 総務省行政評価局では、「死因究明等の推進に関する政策評価」（現在、報告書を取りまとめ中）の一環として、都道府県、大学及び医師を対象に関連施策の現場における実態、担当者の意見等を把握するため、アンケート及びヒアリングによる調査を実施（令和元年10月31日時点）
- この報告は、死因究明等推進計画検討会の審議の参考に供するため、上記調査の結果を暫定的に整理したもの

<概要>

- ① 死因究明等推進協議会（地方協議会）の設置は、一部の都道府県で実現するに至っていない。また、設置している都道府県でも、運営の際、議事内容に関して悩みや苦労があるところが多い。
- ② 大学において法医人材養成コースの整備などがみられるが、人材供給において目立った増等はみられない。
- ③ 警察等における死因究明等の実施体制の充実に関しては、検視官の臨場率の向上などがみられるが、検視等立会医の確保に困難を感じている現場がある。
- ④ 死亡時画像診断の実施事例の増がみられる一方、異状死死因究明支援事業の活用実績は伸びていない。

⇒ 次ページ以降、死因究明等推進計画の「重点的施策」ごとに概要を整理

※ 人材確保や設備整備等に係る問題について、それぞれの立場から指摘する声が聴かれた。現在、これらの結果について、適切な評価とそれを現場の具体的なアクションに結び付けていくためにどうあるべきかという観点から、報告書を取りまとめ中

重点的施策 1 「法医学に関する知見を活用して死因究明を行う専門的な機関の全国的な整備」 関係

① 都道府県における地方協議会の設置状況(注)は、37 都道府県が「設置している」、10 都道府県が「設置していない」

(注)「設置していない」とする都道府県のうち 1 都道府県では、同様の構成員から成る会議体が設置されている。

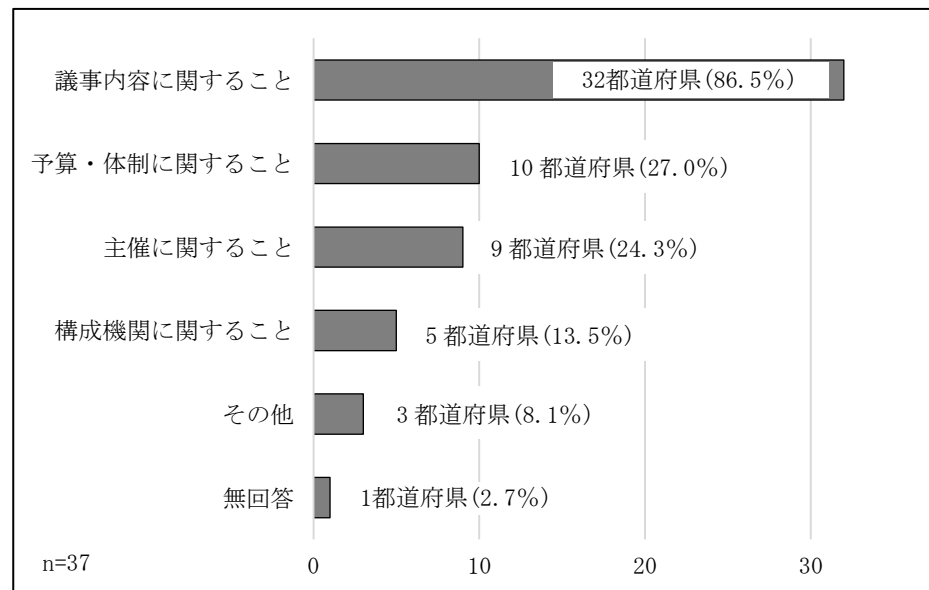
② 地方協議会の運営に当たり悩んでいる点、苦労している点は、最も多いのが「議事内容に関すること」(32 都道府県)、次いで「予算・体制に関すること」(10 都道府県)【図表 1-①】

・ 地方協議会の議事内容は、最も多いのが「死因究明等に係る関係機関の対応状況、施策取組状況の情報共有」で 35 都道府県、このうち 25 都道府県では議事内容が当該情報共有のみ【図表 1-②】

③ 大学における死因究明等の専門機関(注)の設置状況については、22 大学において「設置されている」、1 大学が「設置について検討中」、54 大学が「未設置(設置予定なし)」

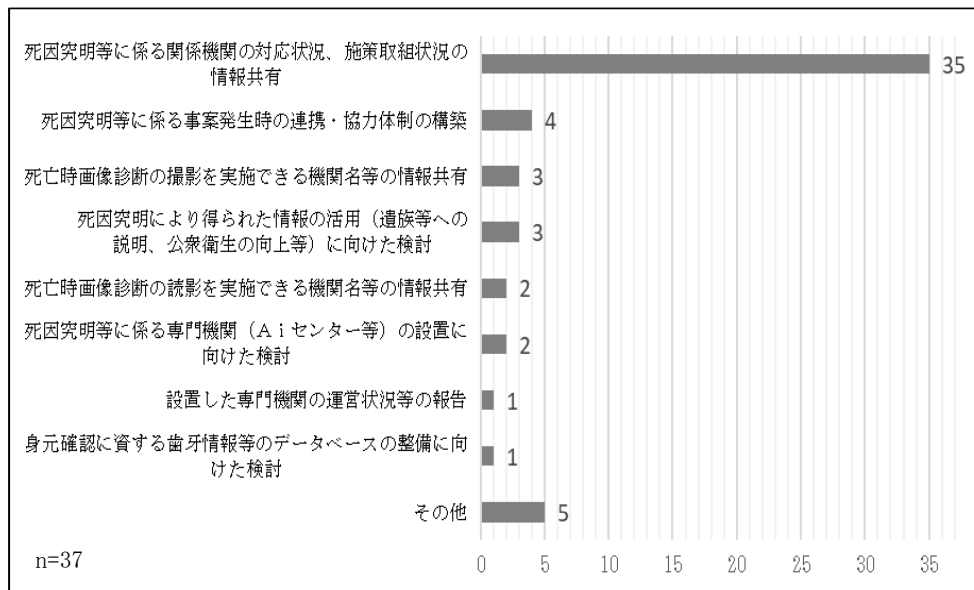
(注) 死因究明センターや A i センターなど死因究明等を専門に行う機関を指す(大学に附属する病院等に設置されている場合を含む。)

図表 1-① 地方協議会の運営に当たり悩んでいる点、苦労している点



(注) アンケート調査結果(複数回答)による。

図表 1-② 地方協議会の議事内容



(注) アンケート調査結果(複数回答)で、単位は都道府県

重点的施策2「法医学に係る教育及び研究の拠点の整備」関係

- ① 地域内の大学が連携して合同でセミナーや研究発表会を実施するなど、一つの大学では行えない多様かつ広範な大学院教育により法医を含む基礎研究医を養成する取組や、死因究明等の専門機関の設置や特任教授等の雇用といった取組などが実施されている。
- ② 法医人材養成に特化したコース等を設置しているのは15大学、そのうち12大学の設置は死因究明等推進法（旧法）施行後
 - ・ 15大学では、平成26年度から30年度までに当該コース等を卒業した者62人のうち法医学に携わっていると回答した者は52人（当該コース等を設置していない61大学では、同期間に医学部を卒業した者のうち卒業後に法医学に携わっていると回答した者は22人）

重点的施策3「死因究明等に係る業務に従事する警察等の職員、医師、歯科医師等の人材の育成及び資質の向上」関係

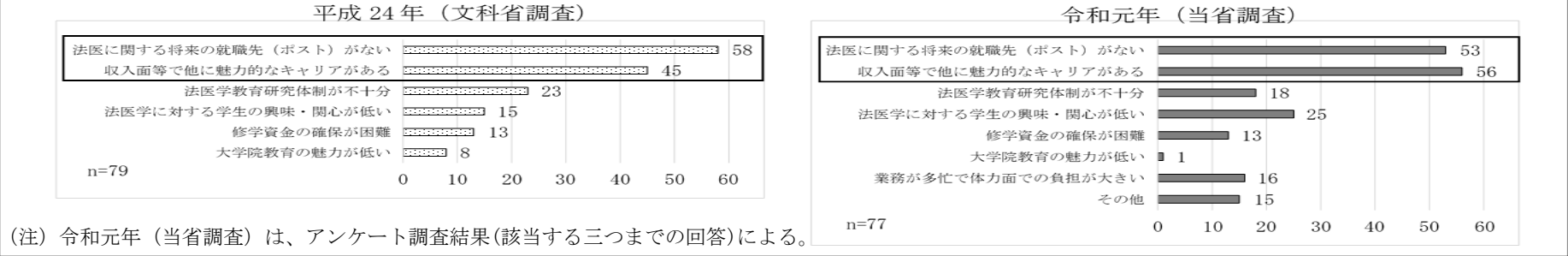
- ① 医師の死因究明等に係る研修の受講状況（平成28年4月～令和元年10月）は、「ある」と回答した者が12.7%（390/3,075人）
- ② 警察等取扱死体の解剖を行う教員等数は、平成30年は23年に比べて5.1%減少。特に、大学院生等は41.6%減少【図表3-①】
 - ・ 77大学のうち29大学が、医師免許を有する教員等が1人のみ、54大学が、医師免許を有する大学院生等が1人もいない、と回答
 - ・ 法医学を担う医師が増加しない要因として多かったのは、医師のキャリアとしての魅力不足や就職先があるのかとの不安であり、平成24年に文部科学省が実施した調査と同様の傾向。【図表3-②】 また、医師に対する調査でも同様

図表3-① 警察等取扱死体に対する解剖を実施している教員等数 (単位：人)

	教 員			大学院生等			職 員			合計
	計	医師	医師以外	計	医師	医師以外	計	常勤	非常勤	
平成23年	270	146	124	161	63	98	221	101	120	652
平成30年	284	157	127	94	40	54	241	121	120	619

(注) 文部科学省の資料（各年5月1日時点。平成23年は79大学、30年は81大学）に基づき、当省が作成したもの

図表3-② 法医学を担う医師が増加しない要因 (単位：大学)



重点的施策 4 「警察等における死因究明等の実施体制の充実」 関係

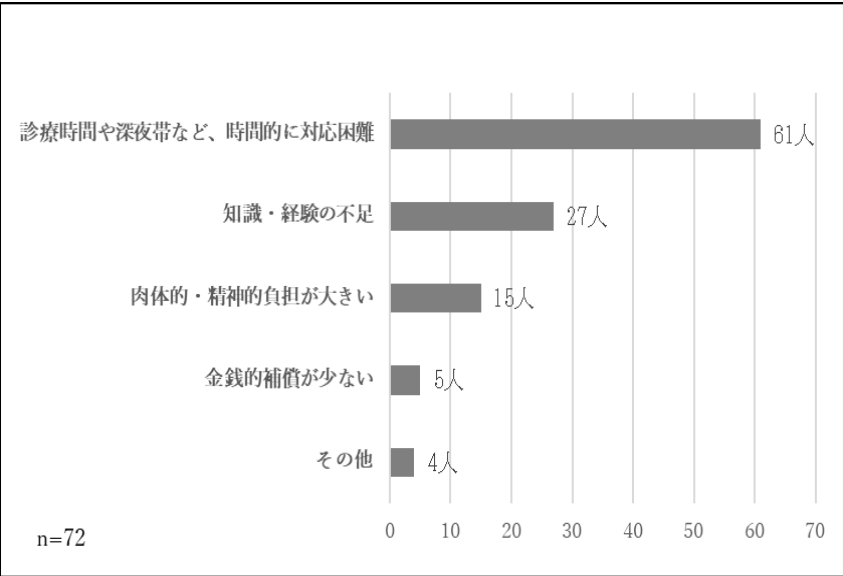
- ① 検視官の臨場率は、平成 23 年に 36.6%であったものが 30 年には 80.0%に上昇
- ・ 臨場できない場合も、遺体及び現場の状況を映像等で確認する検視支援装置（タブレット端末等）を活用等
- ② 検視等立会医の登録等数(51 警察本部(方面本部を含む))は、17 本部で減少。27 本部が検視等立会医の高齢化や不足を認識【図表 4-①】
- ・ 直近 3 年間に検視等立会いを経験したと回答した医師は、23.5%（723/3,075 人）。警察からの依頼を拒否した経験がある医師は 68 人。拒否した理由は、「依頼された時間帯が診療時間や深夜帯など、時間的に対応困難だったため」（60 人）が最も多い。【図表 4-②】
 - ・ 実際に検視等立会いが行われた事例では、「平日の深夜帯以外で、移動時間含めて 2 時間未満の場合」が約半数（345 人）
 - ・ 検視等立会いに際しての配慮等で医師が望むものは、「時間帯への配慮」（415 人）が最も多い。【図表 4-③】

図表 4-① 検視等立会医の推移 (単位：人)

平成 23 年	29 年	30 年	31 年
3,502	3,558	3,528	3,492

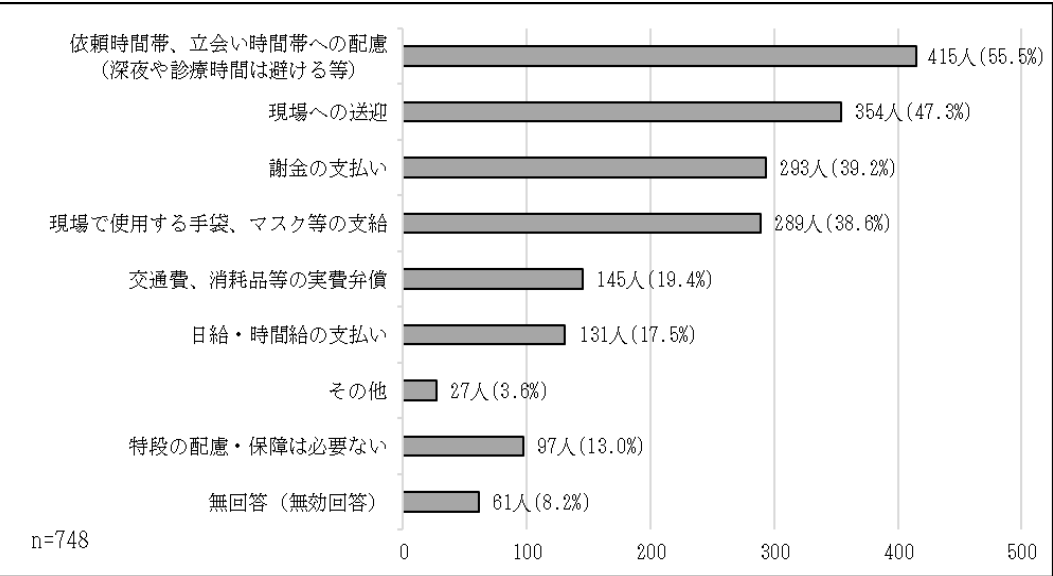
(注) 1 実地調査結果による。警察本部があらかじめ登録等している人数（各年 4 月 1 日時点）
2 各年の人数が全て把握できた 41 警察本部の合計である。

図表 4-② 医師が検視等立会いを断った理由



(注) アンケート調査結果(複数回答)による。

図表 4-③ 医師が検視等立会いに際して望む配慮等



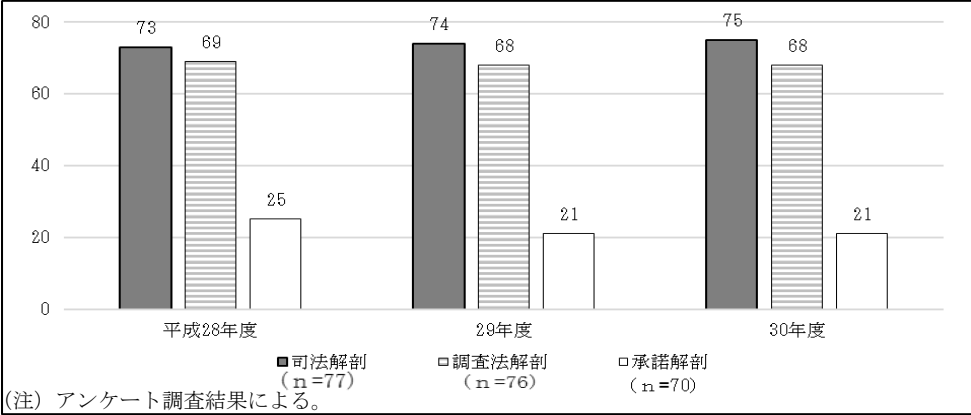
(注) アンケート調査結果(複数回答)による。

重点的施策 5 「死体の検案及び解剖の実施体制の充実」 関係

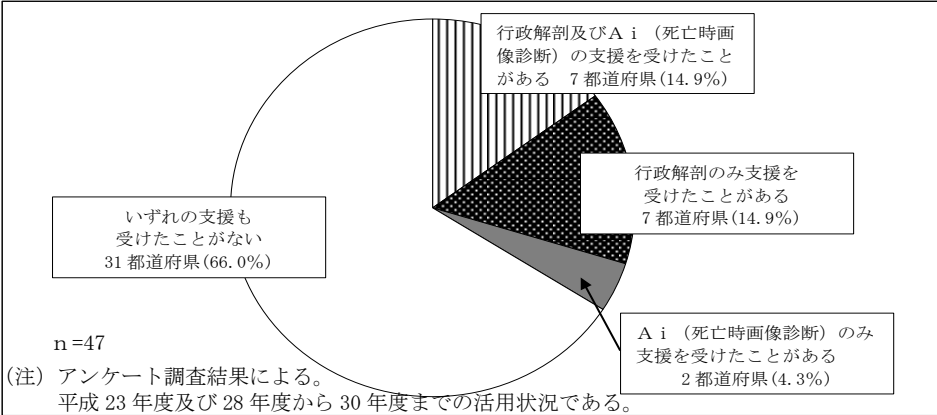
重点的施策 6 「薬物及び毒物に係る検査、死亡時画像診断その他死因究明のための科学的な調査の活用」 関係

- ① 直近 3 年間に検案を行った医師は、22.8% (700/3,075 人)。また、年間の平均的な検案実施体数は、最も多いのが「1～5 人」(501/752 人、66.6%) で、次いで「6～10 人」(63 人/752 人、8.4%) との回答
- ② 警察等取扱死体に対する解剖の実施体数は、年間約 2 万体制で推移。また、解剖を実施している大学数 (平成 30 年度) は、司法解剖 75 大学、調査法解剖 68 大学、承諾解剖 21 大学で【図表 5-①】、死亡時画像診断を実施している大学数は、半数以上の 43 大学
- ・ 死亡時画像診断の実施割合は、30 年度は 23 年度に比べて、撮影は 16.9 ポイント増加、読影は 16.5 ポイント増加【図表 5-②】
 - ・ 大学における死後画像の撮影担当医師等は 253 人、読影担当医師等は 162 人。また、直近 3 年間に死後画像の撮影経験のある医師は 231 人 (7.5%)、読影経験のある医師は 191 人 (6.2%)
- ③ 異状死死因究明支援事業の活用状況は、16 都道府県 (解剖経費 14、死亡時画像診断経費 9) と低調【図表 5-③】
また、活用していない理由は、「補助基準は満たすが、行政解剖等の実績が無い、又はほとんど無い」(13 都道府県) との回答が多い。

図表 5-① 警察等取扱死体に対する解剖を実施している大学数



図表 5-③ 異状死死因究明支援事業の活用状況



図表 5-② 大学における警察等取扱死体に対する死亡時画像診断の実施体数等

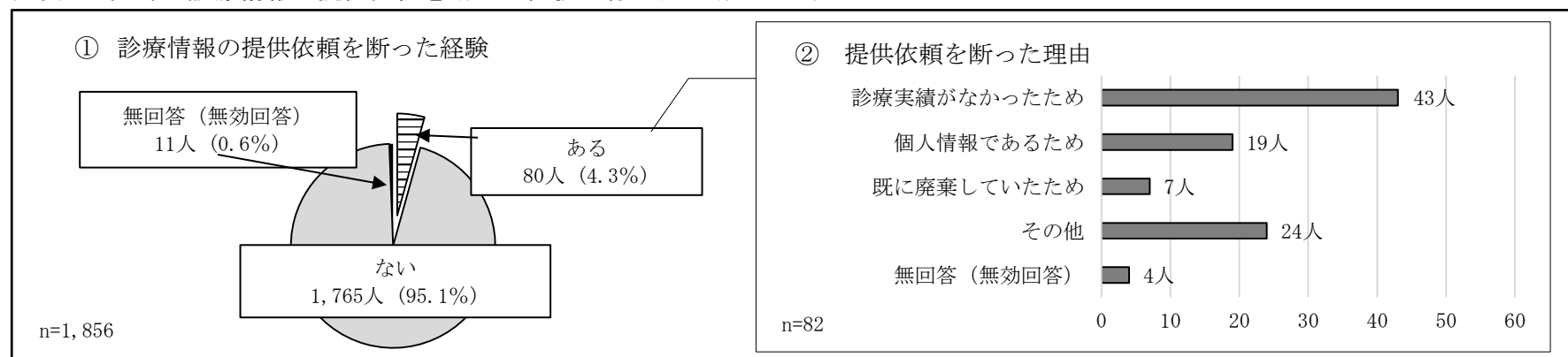
	平成 23 年度	28 年度	29 年度	30 年度
解剖された遺体に対する撮影数	1, 627 (14. 1%)	3, 447 (26. 4%)	3, 705 (28. 4%)	4, 032 (31. 0%)
解剖された遺体に対する読影数	1, 485 (12. 8%)	3, 360 (25. 8%)	3, 593 (27. 5%)	3, 814 (29. 3%)
(参考)警察等取扱死体の解剖数	11, 569	13, 046	13, 068	13, 004

(注) アンケート調査結果による。() は警察等取扱死体の解剖数に占める割合。また、各年度とも、撮影数及び読影数のうち、一部又は全部について「不明」と回答した大学がある。

重点的施策 7 「遺伝子構造の検査、歯牙の調査その他身元確認のための科学的な調査の充実及び身元確認に係るデータベースの整備」関係

- ① 歯科診療情報のデータベース化のための標準化作業は、平成 25 年度以降、継続中
- ② 都道府県歯科医師会は、歯科診療情報の活用の有用性は認識しているが、個人情報の保護、国民の同意・理解などが課題と考えている。
- ③ 厚生労働省から都道府県等に対して「遺族の同意なしに警察へ診療情報を提供することは、個人情報保護法との関係においても問題ない」旨の通知を発出済み（H25.3）。しかし、アンケート調査では、これまで警察等から、死因究明等のために患者の診療情報の提供依頼を受けたことがあると回答した医師 1,856 人（60.4%）のうち、警察からの依頼を拒否した経験がある医師は 80 人。そのうち 19 人が、拒否した理由として「診療情報は個人情報であるため」と回答【図表 7】

図表 7 医師が診療情報の提供依頼を断った経験の有無及び断った理由



（注）アンケート調査結果による。なお、②は複数回答で、①で無回答（無効回答）のうち2人を含む。

重点的施策 8 「死因究明により得られた情報の活用及び遺族等に対する説明の促進」関係

- 消費者事故等の再発防止(※)のため、警察から関係機関への通報実績は、平成 30 年は 729 件
- ※ 幼児が自宅のロールカーテンのボールチェーンに誤って首を引っ掛けて窒息死した例や、民家 2 階でエアコン室外機の実取付け等作業中に脚立から転落した例など

<参考>アンケート調査の概要

(1) 調査の対象

- ① 都道府県：47 都道府県（全数）
- ② 医学部を置く大学：81 大学（全数）
- ③ 都道府県医師会又は郡市区医師会の役員を務める医師：7,520 人（抽出）

(2) 調査時点

令和元年 10 月 31 日時点（ただし、時期を指定して質問している一部事項については、当該指定の時期）

(3) 回収状況

	配 布 数	回 収 数	回 収 率	有効回答数
都道府県	47	47	100.0%	47
大 学	81	77	95.1%	77
医 師	7,520	3,088	41.1%	3,075

（注）「有効回答数」は、回収数から全問無回答（無効回答）を除いた回答者数

※ 設問により回答数が異なるため、図表ごとに回答者数（n）を記載している。

現行の死因究明等推進計画に掲げられる各施策についての取組状況（令和２年３月末時点）

No.	重点施策	関係省庁	閣議決定以降の取組状況（予算を含む。）	成果・課題等																		
1. 法医学に関する知見を活用して死因究明を行う専門的な機関の全国的な整備																						
1	政府において、死因究明等に関する関係府省庁間の施策の管理・調整等を行う体制を構築し、関連施策の総合的かつ計画的な推進を図るとともに、その実施状況を検証・評価・監視する。	－	○ 関係府省庁間の施策の管理・調整等を行う体制として、「当面の死因究明等施策の推進について」（平成26年9月閣議決定）において、失効した死因究明等の推進に関する法律に規定されていた死因究明等推進会議と同様の構成員による会議を開催し、内閣府が同会議の庶務を処理することとされた。（内閣府） ○ 平成26年9月21日、死因究明等施策の推進に関する事務を行う組織として、内閣府に死因究明等施策推進室が設置された。（内閣府） ○ 死因究明等推進計画に掲げられた重点施策の推進状況について、内閣府において関係省庁の協力を得ながら取りまとめた上、四半期ごとに内閣府ウェブサイトで公表した。（内閣府） ○ 必要な情報の共有等を目的として、平成26年6月から令和元年3月までの間に、関係省庁連絡会議（課長級）を計4回開催した。（内閣府）	○ 内閣府において、関係省庁と連携しながら、死因究明等に関する施策の推進を図ることができた。 ○ 他方、平成26年9月に死因究明等の推進に関する法律が失効してから、死因究明等の推進に関して法律的な裏付けがない状態が約5年半続いたこともあって、死因究明等推進会議と同様の構成員による会議を開催することはできなかった。 ○ 令和2年4月1日、死因究明等推進基本法の施行に伴い、死因究明等の推進に関する事務が内閣府から厚生労働省に移管された。今後、厚生労働省において、死因究明等施策の推進に関する企画及び立案並びに総合調整の業務を行っていく。																		
2	政府において、地方公共団体に対し、地方の状況に応じた施策の検討を目的とした、関係機関・団体等（知事部局、都道府県警察、都道府県医師会、都道府県歯科医師会、大学等）が協議する場（以下「死因究明等推進協議会（仮称）」という。）の設置・活用を求めるとともに、法医学等に関する知見を有する専門的な機関として、地方における既存の体制を活用しつつ、薬毒物検査、死亡時画像診断その他の検査や解剖を始めとした死因究明等に係る専門的機能を有する体制の整備に向けて努力するよう求める。	内閣府	○ 平成26年9月、各都道府県知事宛てに死因究明等推進協議会の設置を要請する文書を発出したほか、関係省庁、日本医師会及び日本歯科医師会にも協力等を依頼する文書を発出した。 ○ その後も、継続的に知事部局を始めとする関係機関・団体に対し、死因究明等推進協議会設置への協力を依頼した。また、協議会を設置していない都道府県の知事部局等に対し、過去6年間で計68回出張して、国・他県の状況、死因究明等推進基本法の概要、死因究明等の必要性等について説明を行うなどの取組を行った。 ○ 6年間で、38都道府県において死因究明等推進協議会が計169回開催され、そのうちの約87％に当たる147回の協議会に内閣府等の職員が出席し、国・他県の現状や死因究明等関連施策の現状等について説明するなどして、その活用を求めた。	○ 左記の取組等により、令和2年7月末時点において、38の都道府県に死因究明等推進協議会が設置された。 ○ 他方、令和2年7月末時点において、死因究明等推進協議会が未だ設置されていない都道府県が9県存在しており、今後それらの県に対して協議会の設置・活用を一層強く働きかける。																		
3	関係府省庁において、地方公共団体を始めとした地方における関係機関・団体に対し、死因究明等推進協議会（仮称）の設置・活用に向けて協力するようそれぞれ指示し、又は求める。	内閣府 警察庁 総務省 法務省 文部科学省 厚生労働省 海上保安庁	○ 平成26年9月、各都道府県知事宛てに死因究明等推進協議会の設置を要請する文書を発出した。（内閣府） ○ 平成26年9月、都道府県警察に対し、死因究明等推進協議会を開催した場合の報告を求める通達を発出したほか、毎年、全国会議等において、協議会設置の協力を要請した。（警察庁） ○ 都道府県等に対する各種要請等について、関係省庁等と連携し、必要に応じて協力した。（総務省） ○ 平成26年9月、全国の地方検察庁に対し、死因究明等推進協議会への協力依頼の文書を発出した。その後も、未設置の自治体を管轄する地方検察庁に対し、必要な協力を依頼した。（法務省） ○ 平成26年9月、医学部、歯学部等を置く各国公私立大学長に対し、死因究明等推進協議会への協力依頼の文書を発出した。また、毎年開催される大学関係者が集まる会議等においても周知、要請を行った。（文部科学省） ○ 平成26年9月、各都道府県衛生主管部局に対し、死因究明等推進協議会への協力依頼の文書を発出したほか、毎年、全国医政関係主管課長会議において、設置・活用の説明を行った。また異常死死因究明支援事業により、協議会を設置する際の経費の財政支援を行った（注：当該経費は、以下に掲げる異状死死因究明支援事業に係る予算の一部。）。（厚生労働省） <table><tr><th colspan="5">※ 異状死死因究明支援事業（厚生労働省）</th><th>（単位：百万円）</th></tr><tr><th>平成27年度</th><th>平成28年度</th><th>平成29年度</th><th>平成30年度</th><th>平成31年度 （令和元年度）</th><th>令和2年度</th></tr><tr><td>126.5</td><td>107.5</td><td>107.5</td><td>107.5</td><td>107.5</td><td>107.5</td></tr></table> ○ 平成26年9月、全国の管区海上保安本部に対し、死因究明等推進協議会への積極的な参画等に関する通達を発出した。また毎年、機会あるごとに、管区海上保安本部に対して、関係機関との連携強化等について指示した。（海上保安庁）	※ 異状死死因究明支援事業（厚生労働省）					（単位：百万円）	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 （令和元年度）	令和2年度	126.5	107.5	107.5	107.5	107.5	107.5	○ 左記の取組等により、令和2年7月末時点において、38の都道府県に死因究明等推進協議会が設置された。 ○ 設置されているほぼ全ての死因究明等推進協議会に、要請等を受けた関係機関・団体が構成員として参加し、死因究明等の推進に関する現状について説明して情報共有を行うなど、必要な協力を行った。 ○ 他方、令和2年7月末時点において、死因究明等推進協議会が未だ設置されていない都道府県が9県存在する。 ○ 今後も、関係する各省庁において、関係機関・団体等に対し、死因究明等推進協議会の設置・活用等に必要な協力を行うよう、引き続き指示し、又は求める。
※ 異状死死因究明支援事業（厚生労働省）					（単位：百万円）																	
平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 （令和元年度）	令和2年度																	
126.5	107.5	107.5	107.5	107.5	107.5																	
4	政府において、検案する医師が検案に際して必要とする場合に検査や解剖が的確に実施されるようにするための体制の構築や遺族等からの相談・要望等を受ける体制の構築等に係る地方公共団体における先進的な取組を収集・分析し、地方公共団体における検案や薬毒物検査、死亡時画像診断その他の検査、解剖、遺族等への対応等の取組の参考となる指針を策定・提示するとともに、地方公共団体に対して、死因究明等推進協議会（仮称）において検討された結果を踏まえた計画の策定・施策の具体化を求める。	－	○ 平成26年以降6年間で、38都道府県において死因究明等推進協議会が計169回開催されたところ（※令和元年度末時点）、そのうちの約87％に当たる147回の協議会に内閣府等の職員が出席して、協議会における議論等の情報を収集・分析した。（内閣府） ○ 協議会への出席等を通じて入手した参考となる取組例等について、他県の協議会の場で好事例として紹介するなどして、情報提供に努めた。（内閣府） ○ 都道府県から「死因究明等に関する議論を行う意義を明らかにしてほしい」などの意見や要望があったことを踏まえ、平成31年3月、死因究明等の施策の考え方及び都道府県における取組を分かりやすく紹介する資料として、「死因究明等の推進に関する事例集」を作成し、都道府県に配布した（後日、内閣府ウェブサイトでも公表）。（内閣府）	○ 内閣府が死因究明等推進協議会で他県の取組等について説明したところ、都道府県担当者から、「かかりつけ医に関する他県の取組について、うちの県でもやってみたい。」、「今後の協議会の議論を進める参考になった。」などの声が寄せられた。 ○ 他方、都道府県における協議会の設置・開催を優先して行ったことで、協議会において検討された結果を踏まえた計画の策定・施策の具体化を求めるまでには至らなかった。 ○ 今後、厚生労働省において、引き続き、死因究明等推進地方協議会に関する情報の収集・分析を行い、参考となる資料の作成・提供に努める。また、死因究明等推進地方協議会の役割等について、死因究明等推進本部等における議論を踏まえながら、地方公共団体に提示する指針や求める事項の検討等を行う。																		
5	日本医師会において、検案に係る研修の充実、人材の確保や大規模災害時の派遣体制を整備するなどのため、全国的な組織化を行い、警察等の検視・調査への立会い、検案をする医師のネットワークを強化することとしているところ、関係省庁において、研修に係る人材派遣や技能向上に必要な情報の還元等の協力を行っていく。	警察庁 文部科学省 厚生労働省 海上保安庁	○ 平成27年7月、大規模災害発生時における医師派遣等の協力に関する協定を日本医師会と締結した。（警察庁） ○ 毎年、日本医師会及び都道府県医師会主催の死体検案研修会等に、都道府県警察から検視官等を派遣した。（警察庁） ○ 平成26年6月、医学部、歯学部等を置く各国公私立大学長宛てに死因究明等推進計画に基づく取組の推進について依頼し、以降、全国医学部長病院長会議、国公立大学歯学部長・歯学部附属病院長会議、全国薬科大学長・薬学部長会議等大学関係者が集まる会議等において、研修に係る人材派遣や技能向上に必要な情報の還元等の協力について、定期的に要請を行った。（文部科学省） ○ 死体検案研修会（基礎・上級 ※日本医師会委託事業）等の円滑な実施のため、職員を出席させて講義を行うとともに、日本医師会と協力して検案医師のネットワーク強化などを図った。（厚生労働省） ○ 日本医師会主催の警察活動に協力する医師の部会（仮称）連絡協議会や警察活動等への協力業務検討委員会等に職員を派遣した。（海上保安庁）	○ 日本医師会と大規模災害発生時における協定を締結するとともに、医師会主催の研修会に都道府県警察の検視官等を派遣するなど、死因究明等に関する施策の推進を図ることができた。（警察庁） ○ 各大学に対し、死因究明等の推進に必要な取組について広く周知し、認識の共有を図ることができた。（文部科学省） ○ 日本医師会が行う研修に職員を出席させて講義を行うなど、必要な協力を行った。（厚生労働省） ○ 日本医師会との連携を図りつつ必要な協力を行った。（海上保安庁） ○ 関係省庁においては、引き続き、研修に係る人材派遣や技能向上に必要な情報の還元等の協力を行っていく。																		

6	日本歯科医師会において、歯科所見による身元確認に係る研修の充実、人材の確保や大規模災害時の派遣体制を整備するなどのため、全国的な歯科医師のネットワークを強化することとしているところ、関係省庁において、研修に係る人材派遣や技能向上に必要な情報の還元等の協力を行っている。	警察庁 文部科学省 厚生労働省 海上保安庁	○ 毎年、都道府県警察において、歯科医師が参加する研修会等に検視官等を派遣し、事例紹介等を実施した。また、日本歯科医師会主催の警察歯科医会全国大会に出席し、意見交換を行うなどして協力関係を深めた。（警察庁） ○ 平成26年6月、医学部、歯学部等を置く各国公私立大学長宛てに、死因究明等推進計画に基づく取組の推進について依頼し、以降、全国医学部長病院長会議、国公立大学歯学部長・歯学部附属病院長会議、全国薬科大学長・薬学部長会議等大学関係者が集まる会議等において、研修に係る人材派遣や技能向上に必要な情報の還元等の協力について、定期的に要請を行った。（文部科学省） ○ 平成30年度より、「災害歯科保健医療チーム養成支援事業」を開始し、災害発生時に関係機関や関係団体と共に迅速に歯科医療を提供できる人材の養成及び災害歯科医療チームを統合する人材育成の推進を目的とした「災害歯科保健医療体制研修会」（日本歯科医師会主催）が実施されている。（厚生労働省）	○ 警察庁において、日本歯科医師会と連携するとともに、都道府県警察において、研修会に検視官等を派遣するなど、死因究明等に関する施策の推進を図ることができた。（警察庁） ○ 各大学に対し、死因究明等の推進に必要な取組について広く周知し、認識の共有を図ることができた。（文部科学省） ○ 日本歯科医師会主催で開催された「災害歯科保健医療体制研修会」に関しては、平成30年度～令和元年度の間で300名程度が受講した。本研修会等の必要な人材を養成する機会を継続的に設け、各地域で必要な災害発生時に関係機関や関係団体と共に迅速に歯科医療を提供できる人材及び災害歯科医療チームを統合する人材を確保していくことが課題である。（厚生労働省） ○ 日本歯科医師会との連携を図りつつ必要な協力を行った。（海上保安庁） ○ 関係省庁においては、引き続き、研修に係る人材派遣や技能向上に必要な情報の還元等の協力を行っている。 ○ 今後も「災害歯科保健医療チーム養成支援事業」を継続して実施するなど、災害発生時に関係機関や関係団体と共に迅速に歯科医療を提供できる人材の養成及び災害歯科医療チームを統合する人材育成を引き続き実施する。（厚生労働省）													
			※ 災害歯科保健医療チーム養成支援事業（厚生労働省） <table><tr><td colspan="5">（単位：百万円）</td></tr><tr><td>平成27年度</td><td>平成28年度</td><td>平成29年度</td><td>平成30年度</td><td>平成31年度 （令和元年度）</td><td>令和2年度</td></tr><tr><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>3.6</td><td>3.6</td><td>5.4</td></tr></table>	（単位：百万円）					平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 （令和元年度）	令和2年度	—	—	—
（単位：百万円）																	
平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 （令和元年度）	令和2年度												
—	—	—	3.6	3.6	5.4												

2. 法医学に係る教育及び研究の拠点の整備

7	文部科学省において、国立大学における死因究明等に係る人材養成を支援しているところ、従来から支援をしている東北大学、東京医科歯科大学、長崎大学に加え、新たに千葉大学及び大阪大学における死因究明等に係る教育研究推進のための取組を平成26年度から支援しており、引き続き、取組の継続・拡大に努めていく。	文部科学省	○ 東北大学を始めとする左記の5大学に加え、北海道大学、新潟大学、広島大学に取組を拡大し、各年度の予算において、死因究明等に係る教育研究推進のために必要な経費を措置した。 ※ 死因究明等推進人材養成を行う国立大学を支援する経費（文部科学省） （※国立大学法人運営費交付金の内数）（単位:百万円） <table><tr><td>平成27年度</td><td>平成28年度</td><td>平成29年度</td><td>平成30年度</td><td>平成31年度 (令和元年度)</td><td>令和2年度</td></tr><tr><td>245.7</td><td>271.8</td><td>401.4</td><td>429.8</td><td>376.2</td><td>375.7</td></tr></table>	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (令和元年度)	令和2年度	245.7	271.8	401.4	429.8	376.2	375.7	○ 各大学における死因究明等に係る教育研究の取組を推進することができた。 ○ 引き続き、死因究明等に係る教育研究のための支援を行っている。												
平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (令和元年度)	令和2年度																							
245.7	271.8	401.4	429.8	376.2	375.7																							
8	文部科学省において、国公私立大学を通じて、死因究明等に係る教育及び研究の拠点整備のための取組を支援しており、死因究明等に係る分野を志す者を増加させることや、魅力あるキャリアパスの形成を促すことを含めて、引き続き、取組の継続・拡大に努めていく。	文部科学省	○ 国公立大学補助事業として、平成28年度までは「医学・医療の高度化の基盤を担う基礎研究医の養成」、平成29年度からは「基礎研究医養成活性化プログラム」により、病理学や法医学等の分野における基礎研究医の更なる確保や基礎研究の強化を図ることを目的に、キャリアパスの構築までを見据えた体系的な教育を実施する大学の優れた取組への支援に係る経費を措置した。 ※ 医学・医療の高度化の基盤を担う基礎研究医の養成（文部科学省）（単位:百万円） <table><tr><td>平成27年度</td><td>平成28年度</td><td>平成29年度</td><td>平成30年度</td><td>平成31年度 (令和元年度)</td><td>令和2年度</td></tr><tr><td>129.6</td><td>122.2</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr></table> ※ 基礎研究医養成活性化プログラム（文部科学省）（単位:百万円） <table><tr><td>平成27年度</td><td>平成28年度</td><td>平成29年度</td><td>平成30年度</td><td>平成31年度 (令和元年度)</td><td>令和2年度</td></tr><tr><td>—</td><td>—</td><td>100.0</td><td>75.0</td><td>75.0</td><td>56.8</td></tr></table>	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (令和元年度)	令和2年度	129.6	122.2	—	—	—	—	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (令和元年度)	令和2年度	—	—	100.0	75.0	75.0	56.8	○ 各大学における死因究明等に係る教育研究の取組を推進することができた。 ○ 引き続き、死因究明等に係る教育研究のための支援を行っている。
平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (令和元年度)	令和2年度																							
129.6	122.2	—	—	—	—																							
平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (令和元年度)	令和2年度																							
—	—	100.0	75.0	75.0	56.8																							
9	文部科学省において、上記支援の成果を集約・分析することによって、死因究明等に係る人材育成のためのモデルカリキュラムの開発に取り組むとともに、その結果を関係大学に紹介し、死因究明等に係る人材育成を促進していく。	文部科学省	○ 各大学の死因究明等に係る人材養成の取組・成果等について取りまとめるとともに、全国医学部長病院長会議、国公立大学歯学部長・歯学部附属病院長会議、全国薬科大学長・薬学部長会議等大学関係者が集まる会議等において、紹介を行った。	○ 各大学に対し、死因究明等に係る人材養成の具体的な取組と成果の事例を共有することができた。 ○ 引き続き、死因究明等に係る人材養成の取組・成果を紹介し、各大学の取組を推進していく。																								
10	文部科学省において、死因究明等に係る教育及び研究の拠点整備のための取組として、国公私立大学を通じて、歯科大学・歯学部における歯科法医学に係る拠点及び教育・研究体制の拡充に努めていく。	文部科学省	○ 各年度の予算において、死因究明等に係る教育研究推進のために必要な経費を措置した。 ※ 死因究明等推進人材養成を行う国立大学を支援する経費（文部科学省） （※国立大学法人運営費交付金の内数）（単位:百万円） <table><tr><td>平成27年度</td><td>平成28年度</td><td>平成29年度</td><td>平成30年度</td><td>平成31年度 (令和元年度)</td><td>令和2年度</td></tr><tr><td>245.7</td><td>271.8</td><td>401.4</td><td>429.8</td><td>376.2</td><td>375.7</td></tr></table>	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (令和元年度)	令和2年度	245.7	271.8	401.4	429.8	376.2	375.7	○ 各大学における死因究明等に係る教育研究の取組を推進することができた。 ○ 引き続き、死因究明等に係る教育研究のための支援を行っている。												
平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (令和元年度)	令和2年度																							
245.7	271.8	401.4	429.8	376.2	375.7																							
11	文部科学省において、全国医学部長病院長会議、歯科大学学長・歯学部長会議等において、死因究明等の重要性について周知しているところであり、今後とも、その旨周知を図っていく。	文部科学省	○ 全国医学部長病院長会議、国公立大学歯学部長・歯学部附属病院長会議、全国薬科大学長・薬学部長会議等大学関係者が集まる会議等において、死因究明等推進計画に基づく取組の推進や、死因究明等推進協議会への協力について、定期的に要請を行った。	○ 各大学に対し、死因究明等の推進に必要な取組について広く周知し、認識の共有を図ることができた。 ○ 引き続き、死因究明等の推進に必要な取組について、協力の要請を行っている。																								

3. 死因究明等に係る業務に従事する警察等の職員、医師、歯科医師等の人材の育成及び資質の向上

（1）警察等の職員の育成及び資質の向上

12	警察において、死体取扱業務に専従する検視官及び検視官補助者に対する研修のほか死体取扱業務に従事する全ての警察官に対し、各階級に応じた教養を実施しているところ、これらの教養がより効果的なものとなるよう、既存講義の見直しを含め、内容の充実に努めていく。	警察庁	○ 警察庁において、検視官を対象とした法医専門研究科や、検視官の補助者を対象とした検視実務専科を実施したほか、都道府県警察独自に、検視官が管内警察署を巡回して、具体的な事例を紹介するなどの教養や新任者、昇任者等に対する検視講習等を実施し、教養の充実に努めた。 ※ 死体取扱業務に係る教養に要する経費（警察庁） （単位：百万円） <table><tr><td>平成27年度</td><td>平成28年度</td><td>平成29年度</td><td>平成30年度</td><td>平成31年度 （令和元年度）</td><td>令和2年度</td></tr><tr><td>50.3</td><td>50.4</td><td>50.2</td><td>50.2</td><td>50.9</td><td>50.9</td></tr></table>	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 （令和元年度）	令和2年度	50.3	50.4	50.2	50.2	50.9	50.9	○ 警察庁において、法医専門研究科や検視実務専科の実施を通じ、死体取扱業務に従事する警察官に対し、各階級に応じた教養を実施するなど、警察職員の育成及び資質の向上を図ることができた。 ○ 引き続き、これらの教養がより効果的なものとなるよう、既存講義の見直しを含め、内容の充実に努めていく。
平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 （令和元年度）	令和2年度											
50.3	50.4	50.2	50.2	50.9	50.9											

13	警察庁において、死体取扱業務に従事する警察官の知識・技能の向上を図るため、全国会議等における事例発表や効果的な執務資料の作成・配布等を通じて、各都道府県警察における好事例、効果的な取組等に関する情報の充実を図っていく。	警察庁	○ 平成26年中に、関係行政機関への確実な通報の実施に係る資料や、死亡時画像診断事例に係る資料を作成し、都道府県警察に配布した。 ○ 平成28年度中に、都道府県警察に対し、犯罪死見逃し防止の取組の再徹底について通達を発出するとともに、取扱死体が感染症による死亡の場合の措置について事務連絡文書を発出した。 ○ 全国会議及び管区警察局会議において、都道府県警察における特異事例の発表を行い、情報の共有や知識の涵養に努めた。	○ 警察庁において、全国会議及び管区警察局会議等における事例発表や効果的な執務資料の配布を行うなど、警察職員の育成及び資質の向上を図ることができた。 ○ 引き続き、各都道府県警察における好事例、効果的な取組等に関する情報の充実を図っていく。															
14	海上保安庁において、法医学教室等に職員を派遣して行っている研修を継続し、死体取扱業務に必要な専門的知識・技能を修得した職員の海上保安部署への配置の拡充に努めていく。	海上保安庁	○ 毎年、職員を法医学教室に派遣し、死因究明等に係る研修を受講させた。 ※ 死因究明等に係る研修経費（海上保安庁） <table> <tr> <th colspan="5">（単位：百万円）</th></tr> <tr> <th>平成27年度</th><th>平成28年度</th><th>平成29年度</th><th>平成30年度</th><th>平成31年度 （令和元年度）</th></tr> <tr> <td>6.4</td><td>7.6</td><td>7.7</td><td>7.8</td><td>7.9</td></tr> </table>	（単位：百万円）					平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 （令和元年度）	6.4	7.6	7.7	7.8	7.9	○ 左記研修を修了した職員を現場部署に配置し、これにより死体取扱業務に必要な専門的知識・技能を修得した職員の海上保安部署への配置の拡充を行った。 ○ 引き続き、職員を法医学教室に派遣し、同研修修了者の海上保安部署への配置拡充に努めていく。
（単位：百万円）																			
平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 （令和元年度）															
6.4	7.6	7.7	7.8	7.9															
15	海上保安庁において、検視等を担当する鑑識官及び死体取扱業務に従事する海上保安官の知識・技能の維持・向上を図るための研修を実施しているところ、その内容の充実に努めていく。	海上保安庁	○ 検視等を担当する鑑識官及び死体取扱業務に従事する海上保安官の知識・技能の維持・向上を図るための研修を継続して実施した。また、平成27年度に、研修内容の一部見直しを行い内容の充実を図った。（海上保安庁） ※ 死因究明等に係る研修経費（海上保安庁） <table> <tr> <th colspan="5">（単位：百万円）</th></tr> <tr> <th>平成27年度</th><th>平成28年度</th><th>平成29年度</th><th>平成30年度</th><th>平成31年度 （令和元年度）</th></tr> <tr> <td>6.4</td><td>7.6</td><td>7.7</td><td>7.8</td><td>7.9</td></tr> </table>	（単位：百万円）					平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 （令和元年度）	6.4	7.6	7.7	7.8	7.9	○ 左記取組により、鑑識官等の知識・技能の維持・向上を図った。 ○ 引き続き、同研修を実施するとともに、必要に応じて研修内容の見直しを行うなど内容の充実に努めていく。
（単位：百万円）																			
平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 （令和元年度）															
6.4	7.6	7.7	7.8	7.9															
16	都道府県医師会と都道府県警察による合同研修会等の積極的な開催に努めるとともに、検案する医師の資質・能力向上に資するために開催される死体検案研修等について、警察においても、警察の死体取扱業務の状況や取扱事例の紹介を行うなどの協力をしていく。	警察庁	○ 毎年、都道府県警察において、都道府県医師会との協議会や研修会等において、警察の死体取扱業務の状況や取扱事例の紹介を行うなどの協力を実施した。	○ 各都道府県警察において、都道府県医師会との協議会等における死体取扱業務の状況や取扱事例の発表を通じ、検案する医師の資質・能力向上に資するなど、死因究明等に関する施策の推進を図ることができた。 ○ 引き続き、都道府県医師会と協力し、合同研修会等の積極的な開催に努めるとともに、死体検案研修等において、警察の死体取扱業務の状況や取扱事例の紹介を行うなどの協力をしていく。															
17	海上保安庁において、都道府県医師会及び都道府県警察と調整を図り、合同研修会等への参画機会の拡充に努めていく。	海上保安庁	○ 毎年、管区海上保安本部等において、都道府県医師会及び都道府県警察が実施する合同研修会等に参加した。	○ 都道府県医師会及び都道府県警察との連携の強化並びに職員の死体取扱いに係る知識・技能の維持・向上につながった。 ○ 引き続き、都道府県医師会及び都道府県警察と調整を図り、合同研修会等への参画機会の拡充に努めていく。															
18	都道府県歯科医師会と都道府県警察による合同研修会等の積極的な開催に努めるとともに、警察庁において、日本歯科医師会と必要な調整を図り、全国統一的な研修・訓練が実施されるよう、標準的な内容を示した指針を作成する。	警察庁	○ 毎年、都道府県警察において、都道府県歯科医師会と共に、大規模災害を想定した合同訓練等を実施した。 ○ 日本歯科医師会と協議を行い、平成28年4月、都道府県警察に対し、全国統一的な研修・訓練が実施されるよう、標準的な内容を示した指針について通達を発出した。	○ 警察庁において、日本歯科医師会との協議を通じ、全国統一的な研修・訓練を実施するための指針を発出したほか、都道府県警察と都道府県医師会が合同訓練を実施するなど、死因究明等に関する施策の推進を図ることができた。 ○ 引き続き、指針に沿った合同研修会等の積極的な開催に努める。															
19	海上保安庁において、都道府県歯科医師会及び都道府県警察と調整を図り、合同研修会等への参画機会の拡充に努めていく。	海上保安庁	○ 毎年、管区海上保安本部等において、都道府県歯科医師会及び都道府県警察が実施する合同研修会等に参加した。	○ 都道府県歯科医師会及び都道府県警察との連携の強化並びに職員の死体取扱いに係る知識・技能の維持・向上につながった。 ○ 引き続き、都道府県歯科医師会及び都道府県警察と調整を図り、合同研修会等への参画機会の拡充に努めていく。															
（2）医師、歯科医師等の育成及び資質の向上																			
-	再掲（7）	文部科学省																	
-	再掲（8）	文部科学省																	
-	再掲（9）	文部科学省																	
20	文部科学省において、モデル・コア・カリキュラム（医学教育・歯学教育）において、死因究明等に係る教育内容を定めており、その周知徹底を図ることにより、卒業時（一部は臨床実習開始前）までに学生が身に付けておくべき実践的能力の定着を図っていく。	文部科学省	○ 全国医学部長病院長会議、国公立大学歯学部長・歯学部附属病院長会議、全国薬科大学長・薬学部長会議等大学関係者が集まる会議等において、モデル・コア・カリキュラムにおける死因究明に係る教育内容の周知を図るとともに、死因究明等推進計画に基づく取組の推進について、定期的に要請を行った。	○ 各大学に対し、モデル・コア・カリキュラムにおける教育内容や、死因究明等の推進に必要な取組について広く周知し、人材養成に係る認識の共有を図ることができた。引き続き、各大学に対し、周知・要請を行っていく。															
21	診療に従事しようとする医師は、臨床研修を受けなければならないこととされているところ、同研修における到達目標のうち、死因究明に係る項目として、 ・死亡診断書、死体検案書その他の証明書を作成し、管理できること ・CPC（臨床病理検討会）レポートを作成し、症例呈示できること 等が含まれている。厚生労働省において、今後、臨床研修病院等（医学部を置く大学に附属する病院又は厚生労働大臣の指定する病院）に対して、死亡診断書（死体検案書）記入マニュアルの活用を含めて、上記到達目標の周知徹底を図っていく。	厚生労働省	○ 毎年、死亡診断書（死体検案書）記入マニュアルを臨床研修病院等に配布して、周知した。	○ 死亡診断書（死体検案書）記入マニュアルの臨床研修病院等への配布を通じて、臨床研修における到達目標のうち死因究明に係るものの周知徹底に努めた。 ○ 引き続き、上記到達目標の周知徹底を図っていく。															

22	厚生労働省において、検案する医師の技術向上を図るため、医師を対象に専門的な死体検案研修を実施しているところ、今後は、厚生労働省、日本医師会及び関係学会等が連携して研修内容の充実を図り、5年後を目途に、原則、当該研修を修了した医師が警察等の検視・調査への立会い・検案を実施できるよう、検案に携わる医師の充実及び技術向上に努めていく。	厚生労働省	○ 死体検案研修会（上級）を日本医師会に委託して、毎年、2、3カ所（東京都及び他の府県）で実施した（注：当該経費は、以下に掲げる死体検案講習会事業委託費の一部。）。 ※ 死体検案講習会事業委託費（厚生労働省）（単位：百万円） <table><tr><td>平成27年度</td><td>平成28年度</td><td>平成29年度</td><td>平成30年度</td><td>平成31年度 （令和元年度）</td><td>令和2年度</td></tr><tr><td>23.2</td><td>19.5</td><td>19.5</td><td>19.5</td><td>19.5</td><td>19.5</td></tr></table>	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 （令和元年度）	令和2年度	23.2	19.5	19.5	19.5	19.5	19.5	○ 死体検案研修会（上級）について、6年間でのべ667人の医師が修了し、検案に携わる医師の充実及び技術向上を図ることができた。 ○ 引き続き、日本医師会、関係学会等と連携して研修内容の充実を図りながら、死体検案研修会（上級）を開催していく。 死体検案研修（上級）修了者数 <table><tr><td>平成26年度</td><td>平成27年度</td><td>平成28年度</td><td>平成29年度</td><td>平成30年度</td><td>平成31年度 （令和元年度）</td></tr><tr><td>122</td><td>141</td><td>120</td><td>82</td><td>115</td><td>87</td></tr></table>	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 （令和元年度）	122	141	120	82	115	87
平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 （令和元年度）	令和2年度																							
23.2	19.5	19.5	19.5	19.5	19.5																							
平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 （令和元年度）																							
122	141	120	82	115	87																							
23	厚生労働省において、全ての医師が基本的な検案の能力を維持・向上できるよう、日本医師会が開催する大規模災害時や在宅死を想定した基礎的な検案に関する研修会への参加を医療関係団体等を通じて広く医師に対して働き掛けるとともに、医療現場の医師も活用できるようホームページ等を通じて教材の提供に努めていく。	厚生労働省	○ 死体検案研修会（基礎）を日本医師会に委託して、毎年1回、東京都において実施した（注：当該経費は、以下に掲げる死体検案講習会事業委託費の一部。）。 ○ 死体検案研修会（基礎）について、ホームページへの掲載や都道府県宛て事務連絡を通じて、広く一般の医師に周知した。 ○ 日本医師会ホームページ内に開設した、死亡時画像診断に特化したeラーニング教材において、小児死亡事例に関する症例を追加した。 ○ 死亡診断書（死体検案書）記入マニュアルについて、厚生労働省ホームページ上に公表するなどして、周知を図った。 ※ 死体検案講習会事業委託費（厚生労働省）（単位：百万円） <table><tr><td>平成27年度</td><td>平成28年度</td><td>平成29年度</td><td>平成30年度</td><td>平成31年度 （令和元年度）</td><td>令和2年度</td></tr><tr><td>23.2</td><td>19.5</td><td>19.5</td><td>19.5</td><td>19.5</td><td>19.5</td></tr></table>	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 （令和元年度）	令和2年度	23.2	19.5	19.5	19.5	19.5	19.5	○ 死体検案研修会（基礎）について、6年間でのべ1,281人の医師が修了し、医師の基本的な検案の能力の維持・向上を図ることができた。 ○ 引き続き、死体検案研修会（基礎）や教材のホームページでの公表等を通じて、全ての医師が基本的な検案の能力を維持・向上できるよう努める。 死体検案研修（基礎）修了者数 <table><tr><td>平成26年度</td><td>平成27年度</td><td>平成28年度</td><td>平成29年度</td><td>平成30年度</td><td>平成31年度 （令和元年度）</td></tr><tr><td>93</td><td>269</td><td>245</td><td>296</td><td>202</td><td>176</td></tr></table>	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 （令和元年度）	93	269	245	296	202	176
平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 （令和元年度）	令和2年度																							
23.2	19.5	19.5	19.5	19.5	19.5																							
平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 （令和元年度）																							
93	269	245	296	202	176																							
24	厚生労働省において、解剖や死亡時画像診断の結果を含む異状死死因究明支援事業等の成果を検証し、その内容を検案する医師に対する研修会等に反映することにより、医師の資質向上に努めていく。	厚生労働省	○ 平成27年度に異状死死因究明支援事業等に関する検証事業を開始し、各都道府県で実施された異状死死因究明支援事業を通じて得られた解剖及び死亡時画像診断事例の集積と検証を行った（日本医師会に委託）。 ○ 平成27年度から29年度にかけて、集積した事例の概要と分析した結果を「異状死死因究明支援事業等に関する検証結果報告書」としてまとめた。 ○ 平成30年度及び31年度（令和元年度）において、異状死死因究明支援事業検証会議を開催し、これまでに集積された事例を検討するとともに、疾病予防、健康長寿対策に活用できるような分析方法について議論を行い、検証した。また、分析に当たっては、地理情報システムを活用した。 ※ 異状死死因究明支援事業等に関する検証事業（厚生労働省）（単位：百万円） <table><tr><td>平成27年度</td><td>平成28年度</td><td>平成29年度</td><td>平成30年度</td><td>平成31年度 （令和元年度）</td><td>令和2年度</td></tr><tr><td>3.8</td><td>3.8</td><td>3.8</td><td>48.9</td><td>40.7</td><td>40.8</td></tr></table>	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 （令和元年度）	令和2年度	3.8	3.8	3.8	48.9	40.7	40.8	○ 異状死死因究明支援事業を通じて集積された事例について分析を行い、検証結果報告書として取りまとめた。 ○ 検証結果については、死体検案研修会等で活用することとしている。 ○ 引き続き、異状死死因究明支援事業の集積・分析を行い、より効果的な検証方法について議論を進めるとともに、検証結果について、検案する医師に対する研修会に反映することなどにより、医師の資質向上に努める。												
平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 （令和元年度）	令和2年度																							
3.8	3.8	3.8	48.9	40.7	40.8																							
-	再掲（16）	警察庁																										
-	再掲（17）	海上保安庁																										
25	検案する医師が、死亡時画像診断や解剖等の結果と検案結果を比較することができるよう、警察等においては、警察等が取り扱う死体に係る検査や解剖の結果について、捜査への影響に留意しつつ、検案する医師に効果的かつ効率的に還元するための方法について、関係省庁・団体と連携の上検討していく。	警察庁 海上保安庁	○ 死亡時画像診断や解剖等の結果を検案する医師や死亡時画像を読影する医師に還元するための具体的方法について、日本医師会及び日本法医学会と協議を行い、平成28年7月、その要領を示す通達を各都道府県警察に対して発出した。（警察庁） ○ 平成30年12月、死体検案を行った医師に対して、検査や解剖の結果について、捜査・公判への影響に留意しつつ、適切に提供するよう指示した。（警察庁） ○ 死亡時画像診断や解剖等の結果を検案する医師や死亡時画像を読影する医師に還元するための具体的方法について、日本医師会等の関係機関と協議を行い、平成29年2月、各管区海上保安本部に対し、その要領を示す通達を発出した。（海上保安庁）	○ 警察庁において、死亡時画像診断や解剖等の結果を検案する医師や死亡時画像診断を読影する医師に還元するよう通達により指示することで、医師に効果的かつ効率的に情報を還元するなど、死因究明等に関する施策の推進を図ることができた。（警察庁） ○ 左記により、死亡時画像診断や解剖等の結果を検案する医師や死亡時画像を読影する医師に還元するための具体的方法が明確になった。（海上保安庁） ○ 両省庁において、それぞれ発出した通達等に基づき、警察等が取り扱う死体に係る検査や解剖の結果について、検案する医師に適切に提供していく。																								
26	厚生労働省において、日本医師会への委託により、医師及び診療放射線技師を対象に、死亡時画像診断に関する研修会を実施している。また、死亡時画像診断を行う者の能力を客観的に評価し、診断の質を保証する必要があるため、日本医学放射線学会が中心となり、日本法医学会、日本病理学会、Ai学会等の関係学会等や、日本医師会が連携を図りながら、診断能力が評価できるような新たな制度の創設を検討する予定としている。このような状況を踏まえ、今後は、厚生労働省、日本医師会及び関係学会等が連携して、死亡時画像診断に関する研修内容について更なる充実を図っていく。	厚生労働省	○ 死亡時画像診断に関する研修会を日本医師会に委託して、毎年1回、東京において実施した。 ※ 死亡時画像読影技術等向上研修（厚生労働省）（単位：百万円） <table><tr><td>平成27年度</td><td>平成28年度</td><td>平成29年度</td><td>平成30年度</td><td>平成31年度 （令和元年度）</td><td>令和2年度</td></tr><tr><td>11.2</td><td>11.2</td><td>11.2</td><td>11.2</td><td>11.2</td><td>11.2</td></tr></table> ○ 研修においては、関連する法令や症例検討に加え、三次元CT再構成やMRIを用いた死亡時画像診断に関する講義を追加するなど、研修内容について充実を図った。	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 （令和元年度）	令和2年度	11.2	11.2	11.2	11.2	11.2	11.2	○ 死亡時画像診断に関する研修会について、6年間でのべ1,024人の医師等が受講した。 ○ 引き続き、日本医師会、関係学会等と連携しながら、死亡時画像診断に関する研修内容について更なる充実を図っていく。 死亡時画像診断研修修了者数 <table><tr><td>平成26年度</td><td>平成27年度</td><td>平成28年度</td><td>平成29年度</td><td>平成30年度</td><td>平成31年度 （令和元年度）</td></tr><tr><td>195</td><td>206</td><td>182</td><td>166</td><td>188</td><td>87</td></tr></table>	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 （令和元年度）	195	206	182	166	188	87
平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 （令和元年度）	令和2年度																							
11.2	11.2	11.2	11.2	11.2	11.2																							
平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 （令和元年度）																							
195	206	182	166	188	87																							
27	厚生労働省において、死亡時画像診断の有用性や有効に行うための条件等を検証するため、異状死死因究明支援事業で実施する小児死亡例に対する死亡時画像診断の情報や医療機関内の小児死亡例に対する死亡時画像診断の情報を日本医師会に委託してモデル的に収集・分析するほか、警察が実施する小児死亡例の死亡時画像診断に関し警察庁などとも連携を図り、その結果を検証する。また、当該結果を踏まえて、5年後を目途に、日本医師会内の検討会において、死亡時画像診断全体の在り方を含めた検案する医師の参考となるマニュアルを作成していく。	厚生労働省	○ 日本医師会に委託して、平成26年9月から小児死亡事例に対する死亡時画像診断モデル事業を開始し、これまで小児死亡時画像診断例の事例収集を行った。 ○ 警察庁において、平成26年12月、都道府県警察に対し、小児死亡事例に対する死亡時画像診断モデル事業への協力に関する通達を発出した。 ○ 平成31年3月、死亡時画像診断全体の在り方を含めた検案する医師の参考となるマニュアルを作成するために、日本医師会において事例等に関する検証を行った。 ※ 死亡時画像読影技術等向上研修（厚生労働省）（単位：百万円） <table><tr><td>平成27年度</td><td>平成28年度</td><td>平成29年度</td><td>平成30年度</td><td>平成31年度 （令和元年度）</td><td>令和2年度</td></tr><tr><td>11.2</td><td>11.2</td><td>11.2</td><td>11.2</td><td>11.2</td><td>11.2</td></tr></table>	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 （令和元年度）	令和2年度	11.2	11.2	11.2	11.2	11.2	11.2	○ 小児死亡事例に対する死亡時画像診断モデル事業を通じて、小児死亡時画像診断事例の収集を行い、日本医師会のホームページにeラーニングの形で公開するなどして、死亡時画像診断がより効果的に行われるよう努めた。 ○ 検案する医師の参考となるマニュアルの作成に向けて、現在日本医師会と検証を進めている。 ○ 引き続き、小児死亡時画像診断事例の収集・分析を行うとともに、検案する医師の参考となるマニュアルの作成に向けた準備を進める。												
平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 （令和元年度）	令和2年度																							
11.2	11.2	11.2	11.2	11.2	11.2																							

28	死亡時画像を読影する医師及び撮影する技師の資質向上に資するために開催される研修等について、警察においても、死亡時画像診断を実施した事例の紹介を行うなどの協力をしていく。	警察庁	○ 都道府県警察において、毎年、医師らとの画像診断研究会やAi研究会等の場で、死亡時画像診断に係る事例を紹介した。	○ 都道府県警察において、死亡時画像を読影する医師らの資質向上に資するため、研究会等における事例発表を行うなど、死因究明等に関する施策の推進を図ることができた。 ○ 引き続き、研修等において、死亡時画像診断を実施した事例の紹介を行うなどの協力をしていく。																																				
29	死亡時画像を読影する医師が、解剖結果と読影結果を比較することができるよう、警察等においては、警察等が取り扱う死体に係る解剖の結果について、捜査への影響に留意しつつ、読影する医師に効果的かつ効率的に還元するための方法について、関係省庁・団体と連携の上検討していく。	警察庁 海上保安庁	【再掲25】 ○ 死亡時画像診断や解剖等の結果を検索する医師や死亡時画像を読影する医師に還元するための具体的方法について、日本医師会及び日本法医学会と協議を行い、平成28年7月、その要領を示す通達を各都道府県警察に対して発出した。（警察庁） ○ 死亡時画像診断や解剖等の結果を検索する医師や死亡時画像を読影する医師に還元するための具体的方法について、日本医師会等の関係機関と協議を行い、平成29年2月、各管区海上保安本部に対し、その要領を示す通達を発出した。（海上保安庁）	○ 警察庁において、死亡時画像診断や解剖等の結果を検索する医師や死亡時画像診断を読影する医師に還元するよう通達により指示することで、医師に効果的かつ効率的に情報を還元するなど、死因究明等に関する施策の推進を図ることができた。（警察庁） ○ 左記により、死亡時画像診断や解剖等の結果を検索する医師や死亡時画像を読影する医師に還元するための具体的方法が明確になった。（海上保安庁） ○ 両省庁において、それぞれ発出した通達等に基づき、警察等が取り扱う死体に係る検査や解剖の結果について、死亡時画像を読影する医師に適切に提供していく。																																				
-	再掲（10）	文部科学省																																						
30	文部科学省において、日本歯科医師会等と連携し、歯科大学学長・歯学部長会議等において、歯科大学・歯学部における死因究明等に係る定期的な研修会の開催を求めている。	文部科学省	○ 全国医学部長病院長会議、国公立大学歯学部長・歯学部附属病院長会議、全国薬科大学長・薬学部長会議等大学関係者が集まる会議等において、死因究明等推進計画に基づく取組の推進や、死因究明等に係る定期的な研修会の開催について、定期的に要請を行った。	○ 各大学に対し、死因究明等の推進に必要な取組について広く周知し、認識の共有を図ることができた。引き続き、協力の要請を行っていく。																																				
-	再掲（18）	警察庁																																						
-	再掲（19）	海上保安庁																																						
31	文部科学省において、薬学部の学生が法中毒に係る内容を履修する機会を得ることができるようにするため、各大学が設定するカリキュラムにおける死因究明等に係る教育内容の充実について、全国薬科大学長・薬学部長会議等において周知等を行っていく。	文部科学省	○ 全国医学部長病院長会議、国公立大学歯学部長・歯学部附属病院長会議、全国薬科大学長・薬学部長会議等大学関係者が集まる会議等において、死因究明等推進計画に基づく取組の推進や、法中毒に係る履修等教育内容の充実について、定期的に要請を行った。	○ 各大学に対し、死因究明等の推進に必要な取組について広く周知し、人材養成に係る認識の共有を図ることができた。引き続き、周知・要請を行っていく。																																				
32	文部科学省において、薬学部における死因究明等に係る教育方法やカリキュラムなどの具体案や優良な教育実施事例について全国薬科大学長・薬学部長会議等において積極的に紹介していく。	文部科学省	○ 各大学の死因究明等に係る人材養成の取組・成果等についてとりまとめるとともに、全国医学部長病院長会議、国公立大学歯学部長・歯学部附属病院長会議、全国薬科大学長・薬学部長会議等大学関係者が集まる会議等において、紹介を行った。	○ 各大学に対し、死因究明等に係る人材養成の具体的な取組と成果の事例を共有することができた。引き続き、死因究明等に係る人材養成の取組・成果を紹介し、各大学の取組を推進していく。																																				
4. 警察等における死因究明等の実施体制の充実																																								
33	犯罪死の見逃しを防止する上で、死体に係る専門的知識を有する検視官が現場に臨場し、その死が犯罪によるものか否かの判断等を行うことが有効であることから、検視官の臨場率の更なる向上を図るため、都道府県の実情に応じた検視官の運用の見直し等の必要な措置の実施に努めていく。また、検視官が現場に臨場することができない場合であっても、現場の映像と音声を送信し、検視官が死体や現場の状況をリアルタイムに確認することができるよう、検視支援装置の整備に努めていく。	警察庁	○ 都道府県警察において、検視体制の強化、運用の見直しを図るなどして、平成25年中の検視官の臨場率は62.7%であったところ、令和元年中では81.3%に向上した。 ○ 警察庁予算において、検視支援装置のリース料に係る補助金を措置した。 ※ 検視に要する経費（警察庁）（単位：百万円） <table><tr><td>平成27年度</td><td>平成28年度</td><td>平成29年度</td><td>平成30年度</td><td>平成31年度 （令和元年度）</td><td>令和2年度</td></tr><tr><td>215.6</td><td>218.1</td><td>215.8</td><td>214.4</td><td>215.2</td><td>182.9</td></tr></table> ※ 検視支援装置の整備に要する経費（警察庁）（単位：百万円） <table><tr><td>平成27年度</td><td>平成28年度</td><td>平成29年度</td><td>平成30年度</td><td>平成31年度 （令和元年度）</td><td>令和2年度</td></tr><tr><td>55.3</td><td>55.2</td><td>55.2</td><td>55.1</td><td>21.1</td><td>19.1</td></tr></table> ※ 死体関連初動捜査の推進に要する経費（警察庁）（単位：百万円） <table><tr><td>平成27年度</td><td>平成28年度</td><td>平成29年度</td><td>平成30年度</td><td>平成31年度 （令和元年度）</td><td>令和2年度</td></tr><tr><td>1.8</td><td>1.8</td><td>1.7</td><td>1.7</td><td>2.1</td><td>2.1</td></tr></table>	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 （令和元年度）	令和2年度	215.6	218.1	215.8	214.4	215.2	182.9	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 （令和元年度）	令和2年度	55.3	55.2	55.2	55.1	21.1	19.1	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 （令和元年度）	令和2年度	1.8	1.8	1.7	1.7	2.1	2.1	○ 都道府県警察において、検視体制の強化や検視官の運用の見直しを通じ、検視官の臨場率が向上するなど、警察における死因究明等の実施体制の充実を図ることができた。 ○ 検視支援装置等を用い、検視官が現場に臨場できない場合であっても死体等の状況を映像等で確認し、犯罪死の見逃し防止に努めている。 ○ 引き続き、都道府県の実情に応じた検視体制の強化等の必要な措置の実施に努めていく。
平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 （令和元年度）	令和2年度																																			
215.6	218.1	215.8	214.4	215.2	182.9																																			
平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 （令和元年度）	令和2年度																																			
55.3	55.2	55.2	55.1	21.1	19.1																																			
平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 （令和元年度）	令和2年度																																			
1.8	1.8	1.7	1.7	2.1	2.1																																			
34	警察庁において、司法解剖及び警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律（平成24年法律第34号。以下「死因・身元調査法」という。）に基づく解剖の実施状況を踏まえるとともに、日本法医学会と調整しながら、同解剖の委託経費に関する必要な検討を行っていく。	警察庁	○ 司法解剖の全国的な斉一性を確保する観点から、司法解剖等の予算の積算及びその執行方法の見直しについて、日本法医学会と協議をした。 ※ 司法解剖に要する経費（警察庁）（単位：百万円） <table><tr><td>平成27年度</td><td>平成28年度</td><td>平成29年度</td><td>平成30年度</td><td>平成31年度 （令和元年度）</td><td>令和2年度</td></tr><tr><td>1,970.4</td><td>2,034.4</td><td>2,036.8</td><td>2,040.7</td><td>2,091.9</td><td>2,200.3</td></tr></table> ※ 死因・身元調査法に基づく解剖の実施に要する経費（警察庁）（単位：百万円） <table><tr><td>平成27年度</td><td>平成28年度</td><td>平成29年度</td><td>平成30年度</td><td>平成31年度 （令和元年度）</td><td>令和2年度</td></tr><tr><td>161.0</td><td>161.2</td><td>161.2</td><td>179.6</td><td>228.0</td><td>256.7</td></tr></table>	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 （令和元年度）	令和2年度	1,970.4	2,034.4	2,036.8	2,040.7	2,091.9	2,200.3	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 （令和元年度）	令和2年度	161.0	161.2	161.2	179.6	228.0	256.7	○ 日本法医学会との継続的な協議を通じて、司法解剖及び調査法解剖の経費に関して必要な見直しを行ってきたところ、引き続き、これらの経費に関する必要な検討を行っていく。												
平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 （令和元年度）	令和2年度																																			
1,970.4	2,034.4	2,036.8	2,040.7	2,091.9	2,200.3																																			
平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 （令和元年度）	令和2年度																																			
161.0	161.2	161.2	179.6	228.0	256.7																																			

35	警察において、本格的な薬毒物定性検査を実施する必要がある場合に、必要な検査を迅速かつ的確に実施することができるよう、科学捜査研究所の体制整備に努めていく。また、必要に応じて法医学教室等の機関と連携を図っていく。	警察庁	○ 鑑定・検査機器の高度化のため、全国の科学捜査研究所に配備されている薬毒物の分析機器を、より高度な分析が可能な機器に更新した。 ○ 警察庁予算において、物質の構造を分析して薬毒物の特定に用いる装置の整備等に係る経費を措置した。また、薬毒物の分析機器を更新するための経費及び指定薬物の鑑定用標準品に係る経費を措置した。	○ 警察庁において、全国の科学捜査研究所に配備されている薬毒物の分析機器をより高度な分析が可能な機器に更新するとともに、物質の構造を分析して薬毒物の特定に用いる装置の整備等に係る経費を措置するなど、警察における死因究明等の実施体制の充実を図ることができた。 ○ 引き続き、科学捜査研究所の体制整備、薬毒物の分析機器等に係る経費を措置するとともに、必要に応じて法医学教室等の機関と連携を図っていく。																																																
36	警察において、死因・身元調査法に基づく検査の適切な実施を推進するため、都道府県医師会、法医学教室等との連携強化に努めていく。また、必要な検査を確実に実施することができるよう、その実施体制の見直しを行っていく。	警察庁	○ 平成26年7月、都道府県警察に対し、薬毒物検査の積極的な活用を求める通達を発出した。 ○ 全国会議及び管区警察局会議において、薬毒物検査の積極的実施を指示した。 ○ 都道府県警察において、死亡時画像診断の利点を病院に説明するなどして、死亡時画像診断の実施に協力いただける病院との協力関係を強化・構築した。 <table><tr><td colspan="6">※ 死体の調査及び検査に要する経費（警察庁）</td></tr><tr><td colspan="6">（単位：百万円）</td></tr><tr><td>平成27年度</td><td>平成28年度</td><td>平成29年度</td><td>平成30年度</td><td>平成31年度 （令和元年度）</td><td>令和2年度</td></tr><tr><td>276.6</td><td>283.6</td><td>289.8</td><td>287.9</td><td>319.4</td><td>332.8</td></tr></table>	※ 死体の調査及び検査に要する経費（警察庁）						（単位：百万円）						平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 （令和元年度）	令和2年度	276.6	283.6	289.8	287.9	319.4	332.8	○ 警察庁において、全国会議及び管区警察局会議等を通じ、薬毒物検査の積極的実施を指示するとともに、都道府県警察において、死亡時画像診断の実施に協力していただける病院との協力関係を強化・構築するなど、警察における死因究明等の実施体制の充実を図ることができた。 ○ 引き続き、必要な検査を確実に実施することができるよう、都道府県医師会、法医学教室等との連携強化に努めていく。																								
※ 死体の調査及び検査に要する経費（警察庁）																																																				
（単位：百万円）																																																				
平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 （令和元年度）	令和2年度																																															
276.6	283.6	289.8	287.9	319.4	332.8																																															
37	警察等において、死亡時画像診断を実施する必要があると認められる場合に、確実に死亡時画像診断を実施するため、死亡時画像診断の実施に協力いただける病院との協力関係を強化・構築していく。	警察庁 海上保安庁	○ 平成26年7月、都道府県警察に対し、死亡時画像診断の積極的な活用を求める通達を発出した。（警察庁） ○ 全国会議及び各管区警察局会議において死亡時画像診断の積極的実施を指示した。（警察庁） ○ （再掲36）都道府県警察において、死亡時画像診断の利点を病院に説明するなどして、死亡時画像診断の実施に協力いただける病院との協力関係を強化・構築した。（警察庁） ○ 毎年開催している管区刑事課長等会議において、死亡時画像診断を実施する必要があると認められる場合には、確実に死亡時画像診断を実施すること等について指示した。 また、死因究明等推進協議会の枠組みを利用する等して死亡時画像診断の実施に協力いただける病院との協力関係を強化・構築した。（海上保安庁） <table><tr><td colspan="6">※ 死体の調査及び検査に要する経費（警察庁）</td></tr><tr><td colspan="6">（単位：百万円）</td></tr><tr><td>平成27年度</td><td>平成28年度</td><td>平成29年度</td><td>平成30年度</td><td>平成31年度 （令和元年度）</td><td>令和2年度</td></tr><tr><td>276.6</td><td>283.6</td><td>289.8</td><td>287.9</td><td>319.4</td><td>332.8</td></tr></table> <table><tr><td colspan="6">※ 死亡時画像診断経費（海上保安庁）</td></tr><tr><td colspan="6">（単位：百万円）</td></tr><tr><td>平成27年度</td><td>平成28年度</td><td>平成29年度</td><td>平成30年度</td><td>平成31年度 （令和元年度）</td><td>令和2年度</td></tr><tr><td>4.0</td><td>5.6</td><td>5.4</td><td>4.8</td><td>4.6</td><td>4.5</td></tr></table>	※ 死体の調査及び検査に要する経費（警察庁）						（単位：百万円）						平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 （令和元年度）	令和2年度	276.6	283.6	289.8	287.9	319.4	332.8	※ 死亡時画像診断経費（海上保安庁）						（単位：百万円）						平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 （令和元年度）	令和2年度	4.0	5.6	5.4	4.8	4.6	4.5	○ 警察庁において、全国会議及び管区警察局会議等を通じ、死亡時画像診断の積極的実施を指示するとともに、都道府県警察において、死亡時画像診断の実施に協力していただける病院との協力関係を強化・構築するなど、死因究明等に関する施策の推進を図ることができた。（警察庁） ○ 死因究明等推進協議会の枠組みを利用する等して死亡時画像診断の実施に協力いただける病院との協力関係を強化・構築した。（海上保安庁） ○ 引き続き、両省庁において、死亡時画像診断の実施に協力いただける病院との協力関係を強化・構築していく。
※ 死体の調査及び検査に要する経費（警察庁）																																																				
（単位：百万円）																																																				
平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 （令和元年度）	令和2年度																																															
276.6	283.6	289.8	287.9	319.4	332.8																																															
※ 死亡時画像診断経費（海上保安庁）																																																				
（単位：百万円）																																																				
平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 （令和元年度）	令和2年度																																															
4.0	5.6	5.4	4.8	4.6	4.5																																															
38	警察において、「身元不明死体情報」と「行方不明者情報」を対照するに当たってDNA型情報及び歯科所見情報の活用を図るため、これらの情報について整理・保管・対照する仕組みを構築していく。	警察庁	○ 死体取扱規則、DNA型記録取扱規則及び行方不明者発見活動に関する規則の一部改正により、身元不明死体及び特異行方不明者等のDNA型記録について整理・保管・対照する仕組みを構築し、平成27年4月から身元確認にDNA型データベースを活用している。 ○ 平成31年3月からは、DNA型記録等をオンラインで検索できる機能を追加するなど、従来のシステムを高度化することで、より迅速かつ確実な身元確認業務を推進している。	○ DNA型データベースについて、令和元年末現在で、身元不明死体のDNA型記録約6,240件、特異行方不明者等DNA型記録約6,980件を登録している。 ○ これまで298件において、データベースに登録された身元不明死体等のDNA型記録等が身元確認の端緒となった（令和元年末現在。累計。）。 ○ 引き続き、身元不明死体及び特異行方不明者等のDNA型記録の活用を図るため、各都道府県警察にデータベースの適正な運用及び積極的な活用を指導していく。																																																
39	警察において、身元不明死体の身元確認のためのDNA型鑑定の活用によって、鑑定需要の増加が見込まれる場合、必要な鑑定を適切に実施することができるよう鑑定体制の整備等に努めていく。	警察庁	○ 客観証拠重視の捜査のための基盤整備の一つとして、警察庁予算において、身元不明死体の身元確認のためのDNA型鑑定も含めたDNA型鑑定の推進に係る経費を措置した。	○ 身元不明死体の身元確認のためのDNA型鑑定も含めたDNA型鑑定の推進に係る経費や、DNA型鑑定資機材の整備に係る経費を措置するなど、警察における死因究明等の実施体制の充実を図ることができた。 ○ 引き続き、必要な鑑定を適切に実施することができるよう鑑定体制の整備等に努めていく。																																																
40	海上保安庁において、検視等を担当する鑑識官を引き続き整備し、検視等の実施体制の充実に努めていく。	海上保安庁	○ 全国の海上保安部署のうち死体取扱件数等の多い部署に検視等を担当する鑑識官の増員を要求し、検視等の実施体制の整備を図った。 <table><tr><td colspan="6">※ 検視等医師立会経費（海上保安庁）</td></tr><tr><td colspan="6">（単位：百万円）</td></tr><tr><td>平成27年度</td><td>平成28年度</td><td>平成29年度</td><td>平成30年度</td><td>平成31年度 （令和元年度）</td><td>令和2年度</td></tr><tr><td>1.3</td><td>1.3</td><td>1.3</td><td>1.0</td><td>1.0</td><td>0.9</td></tr></table>	※ 検視等医師立会経費（海上保安庁）						（単位：百万円）						平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 （令和元年度）	令和2年度	1.3	1.3	1.3	1.0	1.0	0.9	○ 左記の取組みの結果、平成26年度は34部署であった鑑識官の配置部署が、令和元年度には61部署に拡大しており、検視等の実施体制の充実がなされた。 ○ 引き続き、鑑識官が未配置の部署について増員要求を行うなど、検視等の実施体制の充実に努めていく。																								
※ 検視等医師立会経費（海上保安庁）																																																				
（単位：百万円）																																																				
平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 （令和元年度）	令和2年度																																															
1.3	1.3	1.3	1.0	1.0	0.9																																															
-	再掲（14）	海上保安庁																																																		
41	海上保安庁において、死体取扱業務に必要な資器材等の整備に努めていく。	海上保安庁	○ 死体取扱業務に必要な資機材等の整備費を継続して要求、措置した。 <table><tr><td colspan="6">※ 検視及び死体の調査・検査等に要する経費（海上保安庁）</td></tr><tr><td colspan="6">（単位：百万円）</td></tr><tr><td>平成27年度</td><td>平成28年度</td><td>平成29年度</td><td>平成30年度</td><td>平成31年度 （令和元年度）</td><td>令和2年度</td></tr><tr><td>49.1</td><td>35.2</td><td>40.3</td><td>53.8</td><td>72.3</td><td>71.1</td></tr></table>	※ 検視及び死体の調査・検査等に要する経費（海上保安庁）						（単位：百万円）						平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 （令和元年度）	令和2年度	49.1	35.2	40.3	53.8	72.3	71.1	○ 死体取扱業務に必要な資機材等の整備を実施した。 ○ 引き続き、関連予算の要求を実施し、死体取扱業務に必要な資機材等の整備に努めていく。																								
※ 検視及び死体の調査・検査等に要する経費（海上保安庁）																																																				
（単位：百万円）																																																				
平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 （令和元年度）	令和2年度																																															
49.1	35.2	40.3	53.8	72.3	71.1																																															
42	海上保安庁において、死因・身元調査法に基づく検査の適切な実施を図るため、引き続き都道府県医師会、法医学教室等との協力関係の強化・構築に努めていく。	海上保安庁	○ 平成26年9月、全国の管区海上保安本部に対し、死因究明等推進協議会への積極的な参画等に関する通達を発出した。また毎年開催している管区刑事課長等会議において、死因究明等推進協議会（仮称）への積極的な参画及び関係機関との連携強化について指示した。	○ 令和元年度末において、管区海上保安本部等が28都道府県の死因究明等推進協議会に参画している。同協議会の枠組みを利用する等して都道府県医師会、法医学教室等との協力関係を強化・構築した。 ○ 引き続き、上記関係機関との協力関係の強化・構築に努めていく。																																																

43	海上保安庁において、身元不明死体に係る遺伝子構造の検査、歯牙の調査等を実施しているところ、必要があると認めるときはそれらを確実に実施できるよう、都道府県警察、法医学教室、都道府県歯科医師会等との協力関係の強化・構築に努めていく。	海上保安庁	【再掲42】 ○ 平成26年9月、全国の管区海上保安本部に対し、死因究明等推進協議会への積極的な参画等に関する通達を发出した。また毎年開催している管区刑事課長等会議において、死因究明等推進協議会への積極的な参画及び関係機関との連携強化について指示した。 ※ 歯牙鑑定経費（海上保安庁） <table><tr><td colspan="5"></td><td>（単位：百万円）</td></tr><tr><td>平成27年度</td><td>平成28年度</td><td>平成29年度</td><td>平成30年度</td><td>平成31年度 （令和元年度）</td><td>令和2年度</td></tr><tr><td>0.8</td><td>0.8</td><td>0.9</td><td>1.0</td><td>1.0</td><td>1.0</td></tr></table>						（単位：百万円）	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 （令和元年度）	令和2年度	0.8	0.8	0.9	1.0	1.0	1.0	○ 令和元年度末において、管区海上保安本部等が28都道府県の死因究明等推進協議会に参画している。同協議会の枠組みを利用する等して都道府県警察、法医学教室、都道府県歯科医師会等との協力関係を強化・構築した。 ○ 引き続き、上記関係機関との協力関係の強化・構築に努めていく。
					（単位：百万円）																	
平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 （令和元年度）	令和2年度																	
0.8	0.8	0.9	1.0	1.0	1.0																	
44	法務省において、関係省庁と連携しつつ、警察等における死体取扱数の増加に対応し、事案の内容に応じて検視の報告に係る書類作成等の事務を合理化することにつき、検討を進めていく。	警察庁 法務省 海上保安庁	○ 各都道府県警察が地方検察庁に対する検視の報告の際に作成・送付している書類の内容等について行った実態調査に基づき、作成・送付の必要性、報告方法等について法務省と協議を行った。（警察庁） ○ 検視の報告に係る書類作成等の事務に関し、警察庁及び海上保安庁と協議を行うとともに、各地方検察庁の実情調査を行った。（法務省） ○ 法務省と協議を行った。（海上保安庁）	○ 法務省と継続的に協議を行った。（警察庁・海上保安庁） ○ 対応方針の方向性を取りまとめるに当たっては、各地方検察庁の実情を考慮しながら、慎重に検討する必要がある。（法務省） ○ 引き続き、関係省庁間で協議を行い、事案の内容に応じた検視の報告に係る書類作成等の事務の合理化に関する検討を進めていく。																		
5. 死体の検案及び解剖の実施体制の充実																						
（1）検案の実施体制の充実																						
-	再掲（5）	警察庁 文部科学省 厚生労働省 海上保安庁																				
-	再掲（22）	厚生労働省																				
-	再掲（23）	厚生労働省																				
-	再掲（24）	厚生労働省																				
-	再掲（26）	厚生労働省																				
-	再掲（27）	厚生労働省																				
-	再掲（25）	警察庁 海上保安庁																				
45	厚生労働省において、検案に際して必要な検査・解剖を明らかにするための研究を推進し、異状死死因究明支援事業等を活用して、必要な場合にそれらが実施されるよう費用を支援していく。	厚生労働省	○ 平成26年度から、厚生労働科学研究として「高齢化社会における死因究明の在り方等に関する研究」（研究代表者：今村聡日本医師会副会長）を開始した。その中で、検案に携わる全国の医師1,000人を対象に検案に関するアンケート調査を実施し、検案に際して必要な検査・解剖等に関する調査を実施した。 ○ 平成28年度厚生労働科学研究「高齢化社会における死因究明の推進に関する研究」において、地域の実情も踏まえつつ、これまでの検案体制を考慮した望ましい死因究明体制の在り方について検討した。 ○ 平成29年度から令和元年度にかけて、厚生労働科学研究として実施した「死因究明の推進に関する研究」において、地域の実情も踏まえつつ、これまでの検案体制を考慮した望ましい死因究明体制の在り方について検討を進めた。 ○ 異状死死因究明支援事業により、解剖や死亡時画像診断に係る経費について、都道府県に対して財政支援を行った。また、全国会議において、各都道府県に対し、同事業の積極的な活用を依頼した（注：当該経費は、以下に掲げる異状死死因究明支援事業に係る予算の一部。）。 ※ 異状死死因究明支援事業（厚生労働省） <table><tr><td colspan="5"></td><td>（単位：百万円）</td></tr><tr><td>平成27年度</td><td>平成28年度</td><td>平成29年度</td><td>平成30年度</td><td>平成31年度 （令和元年度）</td><td>令和2年度</td></tr><tr><td>126.5</td><td>107.5</td><td>107.5</td><td>107.5</td><td>107.5</td><td>107.5</td></tr></table>						（単位：百万円）	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 （令和元年度）	令和2年度	126.5	107.5	107.5	107.5	107.5	107.5	○ 平成26年度厚労科研において、死体検案に係る費用、必要な検査等についてアンケート調査を行い、現場の医師がどのような検査を必要としているかを明らかにした。 ○ 異状死死因究明支援事業を通じて、都道府県に対し行政解剖や死亡時画像診断等に要する経費の財政的支援を行い、死因究明の体制づくりを推進しており、今後とも上記取組を継続して行う。
					（単位：百万円）																	
平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 （令和元年度）	令和2年度																	
126.5	107.5	107.5	107.5	107.5	107.5																	
46	厚生労働省において、検案に際して行われる検査の費用や検案書発行料の費用負担の在り方について、今後の死因究明の実施体制の充実状況も踏まえつつ検討する。	厚生労働省	○ 平成26年度から、厚生労働科学研究として「高齢化社会における死因究明の在り方等に関する研究」（研究代表者：今村聡日本医師会副会長）を開始した。その中で、検案に携わる全国の医師1,000人を対象に検案に関するアンケート調査を実施し、検案に際して行われる検査の費用や検案書発行料の費用負担をとりまく状況を調査した。 ○ 平成28年度厚生労働科学研究「高齢化社会における死因究明の推進に関する研究」において、全国の都道府県及び市区町村を対象に、死亡診断書と死体検案書の発行料に関するアンケート調査を行い取りまとめた。 ○ 平成29年度から令和元年度にかけて、厚生労働科学研究として実施した「死因究明の推進に関する研究」において、これまでの研究成果を踏まえ、検案書発行料の費用負担の在り方について研究を行った。	○ 令和元年度までの厚生労働科学研究で、検案書発行料の費用負担の考え方を示す予定。 ○ 上記研究成果を踏まえ、検案書発行料に関する考え方について、地方公共団体に対し情報提供等を行い、各地域での検討を促すこととしている。																		
47	我が国の死亡診断書（死体検案書）については、「死亡の原因」欄は世界保健機関（WHO）が定めたルールに基づき記載する様式としている。厚生労働省において、今後、「死亡の原因」欄以外の記載すべき項目等についても研究を進め、様式を含めた死亡診断書（死体検案書）の在り方全体について検討する。	厚生労働省	○ 平成26年度から、厚生労働科学研究として「高齢化社会における死因究明の在り方等に関する研究」（研究代表者：今村聡日本医師会副会長）を開始した。その中で、死亡診断書（死体検案書）の様式の検討を行うとともに、死亡診断書（死体検案書）作成支援ソフト（試作版）を開発した。 ○ 平成28年度厚生労働科学研究「高齢化社会における死因究明の推進に関する研究」において、新たな死亡診断書・死体検案書の様式に関する研究を行った。 ○ 平成29年度から令和元年度にかけて、厚生労働科学研究として実施した「死因究明の推進に関する研究」において、これまでの研究成果を踏まえ、新たな死亡診断書・死体検案書の様式に関する研究を行った。また、死亡診断書の電子的交付の技術的課題の研究を行った。	○ 令和元年度までの厚生労働科学研究で、 ・死亡診断書（死体検案書）の様式案 ・死亡診断書（死体検案書）の電子的交付に関する課題 を示す予定。 ○ 上記研究成果を踏まえ、死亡診断書（死体検案書）の様式の改訂や電子的交付に関する具体的な検討を行っていく。																		

48	文部科学省において、地方において実施する死因究明等の実施体制の充実に係る取組に関し、大学施設等の活用などの協力について検討をするよう、大学に求めていく。	文部科学省	○ 医学部、歯学部等を置く各国公私立大学長宛てに平成26年に死因究明等推進計画に基づく取組の推進及び死因究明等推進協議会への協力について依頼し、以降、全国医学部長病院長会議、国公立大学歯学部長・歯学部附属病院長会議、全国薬科大学長・薬学部長会議等大学関係者が集まる会議等において、定期的に要請を行った。	○ 各大学に対し、死因究明等の推進に必要な取組について広く周知し、認識の共有を図ることができた。 ○ 引き続き、死因究明等の推進に必要な取組について、協力の要請を行っていく。																		
(2) 解剖の実施体制の充実																						
-	再掲 (45)	厚生労働省																				
49	政府において、地方に対し、その地域の状況を踏まえ、必要とされる解剖数に応じた具体的な解剖の受入体制の検討が進められるよう求めるとともに、地方における解剖の実施体制の充実に係る独自の取組についての情報提供など必要な支援を行っていく。	-	○ 厚生労働省主催の全国医政関係主管課長会議において、死因究明等推進協議会の検討事項として、地域における解剖等の実施体制についても検討を行うよう求めた。(内閣府) ○ 地方公共団体において開催される死因究明等推進協議会等への出席や関係機関への個別訪問、「死因究明に関する事例集」の配布等を通じて、検案や解剖の実施体制を充実させていく意義や重要性を説明するとともに、他県の参考となる取組について情報提供を行った。(内閣府)	○ 地域の状況に応じて、大学や関係機関が連携して解剖を実施する体制を整備することについて検討した死因究明等推進協議会もあった。 ○ 今後、内閣府の業務を引き継いだ厚生労働省において、都道府県での検討が進められるよう求めるとともに、情報提供など必要な支援を行っていく。																		
-	再掲 (48)	文部科学省																				
50	厚生労働省において、歴史的経緯において一部地域に監察医が置かれている状況などに鑑み、今後の死因究明に係る実施体制の充実状況も踏まえつつ、地方公共団体の意見も踏まえて、その在り方について検討する。	厚生労働省	○ 監察医を設置する全ての都府県と意見交換を行った。 ○ 平成28年度以降、関連する厚生労働科学研究において、監察医制度を含む検案体制を考慮した望ましい死因究明体制の在り方について、公衆衛生の観点からの死因究明を論ずる中で検討した。 <table><tr><th colspan="4">※ 監察医制度の在り方に関する検討会費(厚生労働省)</th><th colspan="2">(単位:百万円)</th></tr><tr><th>平成27年度</th><th>平成28年度</th><th>平成29年度</th><th>平成30年度</th><th>平成31年度 (令和元年度)</th><th>令和2年度</th></tr><tr><td>0.6</td><td>0.5</td><td>0.5</td><td>0.5</td><td>0.5</td><td>0.5</td></tr></table>	※ 監察医制度の在り方に関する検討会費(厚生労働省)				(単位:百万円)		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (令和元年度)	令和2年度	0.6	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	○ 監察医制度設置から70年を経ていることを踏まえ、平成29年度厚労科研において各地の監察医務院等にヒアリング等を行い、当時の歴史、今後の方向性について取りまとめ、「Ai等の補助的手段を有効に組み合わせた仕組みを開発して展開していくことが現実的であると考えられたが、具体的な方法については、さらなる検討が必要と思われた。」との結論を得た。 ○ 監察医制度の在り方に関して、地方公共団体に対してアンケート等を行うなどして、解剖の実施体制の在り方について更に検討していく。
※ 監察医制度の在り方に関する検討会費(厚生労働省)				(単位:百万円)																		
平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (令和元年度)	令和2年度																	
0.6	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5																	
6. 薬物及び毒物に係る検査、死亡時画像診断その他死因究明のための科学的な調査の活用																						
(1) 薬物及び毒物に係る検査の活用																						
-	再掲 (45)	厚生労働省																				
-	再掲 (35)	警察庁																				
51	警察において、簡易検査キットを用いた予試験の徹底、複数の簡易薬物検査キットの活用等薬毒物検査の充実に努めるとともに、現場の状況等から必要があると認めるときは、科学捜査研究所において、本格的な定性検査を実施しているところ、引き続き、必要と認められる場合に、必要な定性検査が確実に実施されるように努めていく。	警察庁	○ 平成26年7月、都道府県警察に対し、薬毒物検査の積極的な活用を求める通達を発出した。 ○ 全国会議及び管区警察局会議において、薬毒物検査の積極的实施を指示した。 ○ 警察庁予算において、検視及び死体調査に伴い薬物検査を実施する際の薬物検査キットに係る経費を措置した。 <table><tr><th colspan="4">※ 死体の調査及び検査に要する経費(警察庁)</th><th colspan="2">(単位:百万円)</th></tr><tr><th>平成27年度</th><th>平成28年度</th><th>平成29年度</th><th>平成30年度</th><th>平成31年度 (令和元年度)</th><th>令和2年度</th></tr><tr><td>276.6</td><td>283.6</td><td>289.8</td><td>287.9</td><td>319.4</td><td>332.8</td></tr></table>	※ 死体の調査及び検査に要する経費(警察庁)				(単位:百万円)		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (令和元年度)	令和2年度	276.6	283.6	289.8	287.9	319.4	332.8	○ 警察庁において、全国会議及び管区警察局会議等を通じ、薬毒物検査の積極的实施を指示するとともに、警察庁予算において、薬毒物検査を実施する際の薬物検査キットに係る経費を措置するなど、薬毒物検査の積極的な活用を図ることができた。 ○ 引き続き、薬毒物検査の充実に努めるとともに、必要な定性検査が確実に実施されるように努めていく。
※ 死体の調査及び検査に要する経費(警察庁)				(単位:百万円)																		
平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (令和元年度)	令和2年度																	
276.6	283.6	289.8	287.9	319.4	332.8																	
-	再掲 (36)	警察庁																				
52	海上保安庁において、簡易検査キットを用いた薬物検査を実施しているところ、必要があると認めるときは確実に薬毒物に係る定性検査を実施するよう努めていく。	海上保安庁	○ 毎年開催している管区刑事課長等会議において、簡易検査キットを用いた薬物検査の積極的な実施や、必要があると認められる場合には、確実に薬毒物検査に係る定性検査を実施するよう指示した。また、関係機関・団体との協力関係の強化・構築を図った。薬物検査キットを含む死体取扱業務に必要な資機材等の整備費及び薬毒物検査に係る経費を含む解剖経費を継続して要求、措置した。 <table><tr><th colspan="4">※ 検視及び死体の調査・検査等に要する経費(海上保安庁)</th><th colspan="2">(単位:百万円)</th></tr><tr><th>平成27年度</th><th>平成28年度</th><th>平成29年度</th><th>平成30年度</th><th>平成31年度 (令和元年度)</th><th>令和2年度</th></tr><tr><td>49.1</td><td>35.2</td><td>40.3</td><td>53.8</td><td>72.3</td><td>71.1</td></tr></table>	※ 検視及び死体の調査・検査等に要する経費(海上保安庁)				(単位:百万円)		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (令和元年度)	令和2年度	49.1	35.2	40.3	53.8	72.3	71.1	○ 取り扱う死体について、簡易検査キットを用いた薬毒物検査の実施や、必要があると認めるときは薬毒物の定性検査を実施した。 ○ 引き続き、関連予算の要求を実施し、薬毒物検査の実施体制の確保に努めていく。
※ 検視及び死体の調査・検査等に要する経費(海上保安庁)				(単位:百万円)																		
平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (令和元年度)	令和2年度																	
49.1	35.2	40.3	53.8	72.3	71.1																	
-	再掲 (48)	文部科学省																				
(2) 死亡時画像時診断の活用																						
-	再掲 (45)	厚生労働省																				
-	再掲 (26)	厚生労働省																				
-	再掲 (27)	厚生労働省																				
-	再掲 (36)	警察庁																				
-	再掲 (37)	海上保安庁																				
-	再掲 (48)	文部科学省																				

7. 遺伝子構造の検査、歯牙の調査その他身元確認のための科学的な調査の充実及び身元確認に係るデータベースの整備																																								
-	再掲（6）	警察庁 文部科学省 厚生労働省 海上保安庁																																						
-	再掲（38）	警察庁																																						
-	再掲（39）	警察庁																																						
53	警察庁において、大規模災害等における迅速な歯科所見情報の採取・照合が可能となるよう、日本歯科医師会と必要な調整を図り、歯科医師に対する照会要領を定めるなど、平素から所用の準備を進めていく。	警察庁	○ 平成26年11月、日本歯科医師会と大規模災害発生時の協力に関する協定を締結した。 ○ 日本歯科医師会との協議を経て、歯科診療記録の照会要領のモデル案を作成し、同モデル案を各都道府県に対して示す通達を発出した。 ○ 日本歯科医師会主催の災害歯科保健医療体制研修会に出席し、大規模災害等における迅速な歯科所見情報の採取・照合が可能となるよう、その対応方法等を説明した。	○ 警察庁において、日本歯科医師会と大規模災害発生時における協定を締結するとともに、日本歯科医師会と連携しながら、大規模災害時における歯科診療記録の照会要領のモデル案を示すなど、大規模災害に適切に備えることができた。 ○ 引き続き、大規模災害等における迅速な歯科所見情報の採取・照合が可能となるよう、所要の準備を進めていく。																																				
54	厚生労働省において、歯科診療情報が有効活用されるよう、歯科医療機関が電子カルテ等で保有する身元確認に資する歯科診療情報の標準化のための事業を実施し、全国の歯科医療機関で使用されている電子カルテ等に、必要な情報提供機能を搭載できるよう、周知及び支援に努める。また、災害時に歯科診療情報が消失した際に備えるためのバックアップを推進する方策の在り方について検討する。これらにより身元確認に資する歯科診療情報を提供する環境の整備を進めていく。	厚生労働省	○ 歯科所見を用いた身元確認を効率的かつ効果的に実施できるよう、「歯科診療情報の標準化に関する実証事業（平成25～28年度）」、「歯科情報の利活用及び標準化普及事業（平成29～30年度）」、「歯科情報の利活用推進事業（平成31年度～）」を実施するなど、歯科診療情報の標準化のための事業を実施している。 ※ 歯科診療情報の標準化に関する実証事業（厚生労働省）（単位:百万円） <table><tr><td>平成27年度</td><td>平成28年度</td><td>平成29年度</td><td>平成30年度</td><td>平成31年度 (令和元年度)</td><td>令和2年度</td></tr><tr><td>11.6</td><td>10.8</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr></table> ※ 歯科情報の利活用及び標準化普及事業（厚生労働省）（単位:百万円） <table><tr><td>平成27年度</td><td>平成28年度</td><td>平成29年度</td><td>平成30年度</td><td>平成31年度 (令和元年度)</td><td>令和2年度</td></tr><tr><td>—</td><td>—</td><td>9.3</td><td>9.1</td><td>—</td><td>—</td></tr></table> ※ 歯科情報の利活用推進事業（厚生労働省）（単位:百万円） <table><tr><td>平成27年度</td><td>平成28年度</td><td>平成29年度</td><td>平成30年度</td><td>平成31年度 (令和元年度)</td><td>令和2年度</td></tr><tr><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>31.0</td><td>15.3</td></tr></table>	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (令和元年度)	令和2年度	11.6	10.8	—	—	—	—	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (令和元年度)	令和2年度	—	—	9.3	9.1	—	—	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (令和元年度)	令和2年度	—	—	—	—	31.0	15.3	○ 災害時等において、歯科所見を用いた身元確認を効率的かつ効果的に実施できるよう、「歯科診療情報の標準化に関する実証事業（平成25～28年度）」、「歯科情報の利活用及び標準化普及事業（平成29～30年度）」、「歯科情報の利活用推進事業（平成31年度～）」において、歯科情報を標準化するために必要な「口腔診療情報標準コード仕様」を策定した。当該コード仕様は、現在、厚生労働省標準規格の取得に向けた手続き中である。 ○ また、当該コード仕様に準拠したテストデータをテスト用のクラウドサーバー上に収集し、災害時等の身元確認に活用する際の課題の分析をモデル的に行う事業等を令和元年度に実施し課題の抽出を行った。 ○ 歯科診療情報を身元確認に効率的に利用するためには、災害発生時に、当該地域のできるだけ多くの歯科医療機関において、レセプトコンピュータ等に「口腔診療情報標準コード仕様」が実装されていることが必要であることから、歯科診療情報の標準化の必要性を周知する。また、当該コード仕様を災害時等の身元確認に活用する際の課題の分析を引き続き実施する。
平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (令和元年度)	令和2年度																																			
11.6	10.8	—	—	—	—																																			
平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (令和元年度)	令和2年度																																			
—	—	9.3	9.1	—	—																																			
平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (令和元年度)	令和2年度																																			
—	—	—	—	31.0	15.3																																			
-	再掲（43）	海上保安庁																																						
8. 死因究明により得られた情報の活用及び遺族等に対する説明の促進																																								
（1）死因究明より得られた情報の活用																																								
55	死因・身元調査法に基づき、明らかになった死因がその後同種の被害を発生させるおそれのあるものであって、必要があると認めるときは、その旨を関係行政機関に通報する。	警察庁 海上保安庁	○ 平成26年6月、関係行政機関への確実な通報の実施に係る資料を作成し都道府県警察に配布した。また同年12月には、関係行政機関への通報状況の確実な把握と報告の実施について、都道府県警察に指示した。（警察庁） ○ 都道府県警察において、必要があると認められるときに、関係行政機関に通報を実施した。（警察庁） ○ 平成30年6月に内閣府が開催した死因の情報共有に向けた関係府省庁実務担当者会議に出席し、関連制度、各組織の取り組み、通報を希望する内容等について確認した。当庁において、関係省庁との打合せを行うなどして、情報共有の推進に努めた。（警察庁） ○ 法の趣旨を踏まえ、管区海上保安本部に対し、関係行政機関に通報する場合の通報事項等を具体的に通達し、運用している。（海上保安庁）	○ 警察庁において、都道府県警察に対し、関係行政機関への確実な通報の実施を指示するとともに、各都道府県警察において、必要があると認めるときに関係行政機関へ通報するなど、死因究明により得られた情報の活用を図ることができた。（警察庁） ○ 警察庁において、関係省庁との打合せを行い、情報共有の推進に努めるなど、死因究明により得られた情報の活用を図ることができた。（警察庁） ○ 取組期間において、通報を要するものはなかった。（海上保安庁） ○ 引き続き、両省庁において、必要があると認めるときは、関係行政機関への通報を実施していく。																																				
56	厚生労働省において、異状死死因究明支援事業等を通じて解剖や死亡時画像診断の事例を収集・分析し、死因究明体制の充実、疾病予防、健康長寿対策等に活用していく。また、製品事故等の社会的問題を発見した場合には、速やかに関係行政機関に連絡する。	厚生労働省	○ 平成27年度以降、異状死死因究明支援事業検証会議を開催し、これまでに集積された事例を検討するとともに、疾病予防、健康長寿対策に活用できるような分析方法について議論を行った。分析に当たっては、地理情報システムを利活用した。	○ 平成27年度から平成29年度に開催した異状死死因究明支援事業検証会議において、死因究明の手段（解剖・死亡時画像診断等）ごとの死因の傾向等を明らかにした。 ○ 平成30年度及び令和元年度に実施した異状死死因究明支援事業検証事業においては、死亡小票の情報の解析を、地理情報システムを用いて行うことのできるシステムの開発を行った。 ○ 製品事故等の社会的問題の発見には至らず、関係行政機関への連絡は行っていない。 ○ 今後は、死因究明等により得られた情報を疾病予防、健康長寿対策等に活用できるようなシステムの開発を行うとともに、同システムによる情報を都道府県等に提供すること等により、社会的問題の防止及び公衆衛生の向上を図っていく。																																				
-	再掲（24）	厚生労働省																																						
-	再掲（16）	警察庁																																						
-	再掲（28）	警察庁																																						
-	再掲（25）	警察庁 海上保安庁																																						
-	再掲（29）	警察庁 海上保安庁																																						

-	再掲（47）	厚生労働省		
（２）死因究明により得られた情報の遺族等に対する説明の促進				
57	司法解剖等の犯罪捜査の手続が行われた死体に係る死因等については、現在も、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第47条の趣旨を踏まえつつ、可能な範囲で遺族等に説明を行っているところ、引き続き、捜査への影響、第三者のプライバシーの保護等に留意しつつ、丁寧な説明に努め、死者についての情報を知りたいという遺族の気持ちにできるだけ応えられるよう努めていく。	警察庁 法務省 海上保安庁	○ 全国会議及び各管区警察局会議において、都道府県警察の検視官等に対し、遺族等への説明に係る留意事項について指示した。（警察庁） ○ 都道府県警察において、捜査への影響、第三者のプライバシーの保護等に留意しつつ、遺族等に対して丁寧な説明を行った。（警察庁） ○ 全国の地方検察庁に対し、死因究明等推進計画を周知した上、死者についての情報を知りたいという遺族等の気持ちに応えられるよう、その要望に応じて、可能な限り司法解剖の所見の結果を説明するなど、丁寧な対応に努めるよう指示した。（法務省） ○ 管区海上保安本部に対し、捜査への影響及び第三者のプライバシーの保護等に留意しつつ、遺族等の要望を踏まえた対応を通達し、運用している。（海上保安庁）	○ 警察庁において、全国会議及び管区警察局会議等を通じ、遺族等への説明に係る留意事項について指示するとともに、都道府県警察において、捜査への影響、第三者のプライバシーの保護等に留意しつつ、遺族等に対して丁寧な説明を行うなど、遺族等に対する説明の促進を図ることができた。（警察庁） ○ 各種会議等で周知を重ね、各検察庁において、遺族等に対し、刑事訴訟法の趣旨を踏まえ、捜査への影響、第三者のプライバシーの保護等に留意しつつ、丁寧な説明を行った。（法務省） ○ 海上保安部等において、捜査への影響及び第三者のプライバシー保護等に留意しつつ、遺族等に対して丁寧な説明を行った。（海上保安庁） ○ 引き続き、関係省庁において、捜査への影響、第三者のプライバシーの保護等に留意しつつ、遺族等に対する丁寧な説明に努めていく。
58	犯罪捜査の手続が行われていない死体に係る死因等については、第三者のプライバシーの保護に留意しつつも、死因・身元調査法の趣旨を踏まえ、遺族等の要望に応じ、書面を交付するなど丁寧な説明に努めていく。	警察庁 海上保安庁	○ 都道府県警察において、死因・身元調査法に基づく調査等の実施結果について、遺族等からの要望に応じて、死体調査等結果書を交付し、死因その他参考となるべき事項の説明を実施した。（警察庁） ○ 遺族等の心情に配慮しつつ、死因その他参考となるべき事項の説明を行っているところ、第三者のプライバシー保護等に留意しつつ、遺族等の要望を踏まえた対応策について検討を行った。平成27年10月、第三者のプライバシー保護に留意することや正確な説明を実施するために検案等を実施した医師に協力を求めること等を内容とする通達を発出した。（海上保安庁）	○ 都道府県警察において、死因・身元調査法に基づく調査等の実施結果について、遺族等からの要望に応じて、死体調査等結果書を交付し、死因その他参考となるべき事項の説明を実施するなど、遺族等に対する説明の促進を図ることができた。（警察庁） ○ 海上保安部等において、遺族等に対して丁寧な説明を行った。（海上保安庁） ○ 引き続き、両省庁において、犯罪捜査の手続が行われていない死体に係る死因等について、第三者のプライバシーの保護に留意しつつも、死因・身元調査法の趣旨を踏まえ、遺族等に対する丁寧な説明に努めていく。
59	解剖結果、死亡時画像診断結果、検案結果、身元確認結果等の専門的知識を要する事項については、解剖等を行った医師や歯科所見を採取した歯科医師に説明を依頼するなど、遺族等の要望を的確に踏まえた対応に努めていく。	警察庁 海上保安庁	○ 都道府県警察において、解剖結果、死亡時画像診断結果、検案結果、身元確認結果等の専門的知識を要する事項については、解剖等を行った医師や歯科所見を採取した歯科医師に説明を依頼した。（警察庁） ○（再掲58）遺族等の心情に配慮しつつ、死因その他参考となるべき事項の説明を行っているところ、第三者のプライバシー保護等に留意しつつ、遺族等の要望を踏まえた対応策について検討を行った。平成27年10月、第三者のプライバシー保護に留意することや正確な説明を実施するために検案等を実施した医師に協力を求めること等を内容とする通達を発出した。（海上保安庁）	○ 都道府県警察において、解剖結果、死亡時画像診断結果、検案結果、身元確認結果等の専門的知識を要する事項については、解剖等を行った医師等が説明するなど、遺族等に対する説明の促進を図ることができた。（警察庁） ○ 海上保安部等において、遺族等に対して丁寧な説明を行うなど、遺族等の要望を的確に踏まえた対応に努めた。（海上保安庁） ○ 引き続き、両省庁において、遺族等の要望を的確に踏まえた対応に努めていく。
60	解剖結果、死亡時画像診断結果、検案結果等の専門的知識を要する事項については、医師が説明すべき旨を、死亡診断書（死体検案書）記入マニュアルに追記し、医師会等を通じて周知していく。	厚生労働省	○ 平成26年度死亡診断書（死体検案書）記入マニュアルにおいて、専門的知識を要する事項については医師が説明すべき旨を追記した。 ○ 死亡診断書（死体検案書）記入マニュアルについて、臨床研修病院等に配布し、厚生労働省ホームページ上に公表するなどして、周知を図った。	○ 死亡診断書記入マニュアルへの追記について、速やかに対応した。 ○ 同マニュアルは毎年改訂しており、改訂ごとに臨床研修病院等に配布するとともに、厚生労働省ホームページで周知を図っている。

死因究明等推進施策関係予算状況調べ(平成27年度以降)

(単位:百万円)

	内 容	平成27年度 予算額	平成28年度 予算額	平成29年度 予算額	平成30年度 予算額	平成31年度 (令和元年度) 予算額	令和2年度 予算額
警察庁	総 額	2,745.4	2,820.6	2,828.2	2,846.3	2,939.7	3,055.2
	司法解剖に要する経費	1,970.4	2,034.4	2,036.8	2,040.7	2,091.9	2,200.3
	検視に要する経費	215.6	218.1	215.8	214.4	215.2	182.9
	死体の調査及び検査に要する経費	276.6	283.6	289.8	287.9	319.4	332.8
	死因・身元調査法に基づく解剖の実施に要する経費	161.0	161.2	161.2	179.6	228.0	256.7
	死体関連初動捜査の推進に要する経費	1.8	1.8	1.7	1.7	2.1	2.1
	検視支援装置の整備に要する経費	55.3	55.2	55.2	55.1	21.1	19.1
	遺体保冷库の整備に要する経費	4.6	6.1	7.7	6.9	1.6	0.8
	死体取扱業務に係る教養に要する経費	50.3	50.4	50.2	50.2	50.9	50.9
	身元確認のための歯牙鑑定に要する経費	9.8	9.8	9.8	9.8	9.5	9.6
法務省	総 額	239.2	191.5	155.1	135.3	152.9	163.2
	司法解剖に伴う経費	236.1	188.4	152.0	132.2	149.8	160.1
	検視に要する経費	3.1	3.1	3.1	3.1	3.1	3.1
文部科学省	総 額	375.3	394.0	501.4	504.8	451.2	432.5
	死因究明等推進人材養成を行う国立大学を支援する経費 (※) ※国立大学法人運営費交付金の内数	245.7	271.8	401.4	429.8	376.2	375.7
	医学・医療の高度化の基盤を担う基礎研究医の養成	129.6	122.2	—	—	—	—
	基礎研究医養成活性化プログラム	—	—	100.0	75.0	75.0	56.8
厚生労働省	総 額	176.9	153.3	151.8	236.8	250.5	296.1
	異状死死因究明支援事業	126.5	107.5	107.5	107.5	107.5	107.5
	異状死死因究明支援事業等に関する検証事業	3.8	3.8	3.8	48.9	40.7	40.8
	死体検案講習会費	23.2	19.5	19.5	19.5	19.5	19.5
	死亡時画像読影技術等向上研修	11.2	11.2	11.2	11.2	11.2	11.2
	監察医制度の在り方に関する検討会費	0.6	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
	死体検案医を対象とした死体検案相談事業	—	—	—	36.5	36.5	36.5
	災害歯科保健医療チーム養成支援事業	—	—	—	3.6	3.6	5.4
	歯科診療情報の標準化に関する実証事業	11.6	10.8	—	—	—	—
	歯科情報の利活用及び標準化普及事業	—	—	9.3	9.1	—	—
	歯科情報の利活用推進事業	—	—	—	—	31.0	15.3
	予防のための子どもの死亡検証 (Child Death Review)体制整備 モデル事業	—	—	—	—	—	59.4
	死亡時画像診断システム等整備事業	※ 医療施設等設備整備費補助金及び医療施設等施設設備費補助金の内数					
海上保安庁	総 額	87.5	85.6	89.8	108.6	127.1	129.6
	解剖経費	25.9	35.1	34.2	40.2	40.3	42.7
	死亡時画像診断経費	4.0	5.6	5.4	4.8	4.6	4.5
	歯牙鑑定経費	0.8	0.8	0.9	1.0	1.0	1.0
	検視等医師立会経費	1.3	1.3	1.3	1.0	1.0	0.9
	死因究明等に係る研修経費	6.4	7.6	7.7	7.8	7.9	9.4
	検視及び死体の調査・検査等に要する経費	49.1	35.2	40.3	53.8	72.3	71.1
	総 計	3,624.3	3,645.0	3,726.3	3,831.8	3,921.4	4,076.6

(注)四捨五入の関係等で、計数は必ずしも一致しない。